

令和3年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業

プレコンセプションケア体制整備に向けた相談・研修
ガイドライン作成に向けた調査研究
報告書

令和4年(2022年)3月

有限責任監査法人トーマツ

目次

第1章	本調査研究の実施概要	1
1	調査研究の背景・目的	1
(1)	プレコンセプションケアとは	1
(2)	調査研究の背景	1
(3)	調査研究の目的	2
2	調査研究の全体像	2
3	研究会	3
第2章	調査 A アンケート調査	6
1	調査 A アンケート調査の概要	6
2	調査結果	8
(1)	プレコンセプションケア認知度・独自事業の実施状況	8
(2)	既存事業の実施状況	19
(3)	女性健康支援センター事業	21
(4)	不妊専門相談センター事業	43
(5)	若年妊婦等支援事業	77
(6)	健康教育事業	95
(7)	HTLV-1 母子感染対策事業（都道府県のみ実施事業）	110
第3章	調査 B ヒアリング調査	123
1	調査 B-1	123
(1)	ヒアリング調査の概要	123
(2)	ヒアリング調査結果	124
2	調査 B-2	129
(1)	ヒアリング調査の概要	129
(2)	ヒアリング調査結果	133

第4章	手引書作成の検討	136
1	研究会における議論等	136
2	手引書の概要	140
第5章	考察・まとめ	142
1	各調査結果から明らかになったこと	142
(1)	調査 A アンケート調査の結果	142
(2)	調査 B-1 ヒアリング調査から得られた知見	145
(3)	調査 B-2 ヒアリング調査において聴取された取組	147
2	総括	151
(1)	本調査研究の背景・意義	151
(2)	本調査研究からのプレコンセプションケアの体制整備に向けた課題と期待 ..	151
(3)	プレコンセプションケアに関する体制整備を図るための「性と健康の相談支援に 向けた手引書」の作成	153
(4)	今後のプレコンセプションケアの体制整備に向けて	153
第6章	資料編：調査 A アンケート調査 調査票	155

第1章 本調査研究の実施概要

1 調査研究の背景・目的

(1) プレコンセプションケアとは

日本では、プレコンセプションケアを「女性やカップルを対象として、将来の妊娠のための健康管理を促す取組」と位置づけており、成育医療等基本方針（令和3年2月9日閣議決定）においては、安心・安全で健やかな妊娠・出産、産後の健康管理を支援するため、プレコンセプションケアの実施等需要に的確に対応した、切れ目のない支援体制の構築を目指すとしている。また、その中で「生涯にわたる保健施策」として、「男女を問わず、相談支援や健診等を通じ、将来の妊娠のための健康管理に関する情報提供を推進する等、プレコンセプションケアに関する体制整備を図る」と記載されており、政府として体制整備の在り方の検討が求められている。

(2) 調査研究の背景

今後日本は、一層の少子化の進展が進み、成育過程にある者、及びその保護者並びに妊産婦（以下成育過程にある者等という。）を取り巻く環境や彼らの需要に大きな変化がもたらされることが予測される。このことから、セクシャルリプロダクティブ・ヘルス・ライツに基づき、成育過程にある者等が生涯にわたり科学的に正しい知識にアクセスし、主体的に健康向上の行動をするための支援体制の強化が重要になっている。

このような状況のもと、現在地方自治体及び保健所等では、母子保健医療対策等総合支援事業、母子保健事業等の一環として妊娠前の女性・カップルや性・生殖・ジェンダーに関連する事業を実施しているが、プレコンセプションケア（という表現を用いた）の事業の事例は限られている。令和3年に厚生労働省では、「プレコンセプションケア等に係る有識者ヒアリング」において、保健所等を活用したプレコンセプションケアの体制整備を行うにあたり、性・生殖に関する正しい科学的知見の普及と、学校・家庭以外での性に関する相談の場の提供への取組を進めることを論点として整理したところである。

これらを踏まえ、令和4年度からは、性と健康の相談センター事業において体系的にプレコンセプションケアの取組を進めていくこととなり、その一助として、切れ目のない女性の健康支援及び性・生殖に関する正しい科学的知見の普及、及び性に関する相談の場の提供を行う場合の具体的な相談の仕方や相談員への研修について、都道府県・政令指定都市・中核市が活用することができる手引書が必要とされている。

(3) 調査研究の目的

下記事項を目的として本調査研究を実施した。

- ・ 都道府県・政令指定都市・中核市（以下、都道府県等という）におけるプレコンセプションケアに関連する事業実施状況及び体制等について実態を把握し、また好事例を収集すること。
- ・ 今後都道府県等において性と健康の相談センター事業で体系的にプレコンセプションケアを推進していくため、都道府県等が活用する手引書を作成すること。

2 調査研究の全体像

本調査研究では、「都道府県等アンケート調査」「有識者ヒアリング」「都道府県等・関係機関ヒアリング」3つの調査を実施し調査研究報告書を作成するとともに、都道府県等が活用することを目的とした「性と健康の相談支援に向けた手引書」（以降、手引書という。）を作成した。

図表 1 調査研究の全体像

STEP・時期・実施項目	目的・調査対象等
STEP1： 令和3年11月～令和4年1月 調査A： 都道府県等アンケート調査	<ul style="list-style-type: none">■ 目的<ul style="list-style-type: none">・ 都道府県等におけるプレコンセプションケアの認知度、プレコンセプションケアに関連する事業の実施状況を確認するとともに手引書に掲載する好事例を把握することを目的として、アンケート調査を実施・ また、プレコンセプションケアにとどまらず、生涯を通じた女性の健康支援事業の発展に資する意見も収集■ 調査対象<ul style="list-style-type: none">・ 全47都道府県、政令指定都市20市、中核市62市の母子保健主管課、計129
STEP2： 令和3年10月～令和3年11月 調査B-1： 有識者ヒアリング調査	<ul style="list-style-type: none">■ 目的<ul style="list-style-type: none">・ 調査Aのアンケート調査を有用な設計とすること及び調査B-2のヒアリング候補先の選定に先立ち、都道府県等の関係機関との連携に関する情報収集を目的に実施

STEP・時期・実施項目	目的・調査対象等
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 調査対象 ・ 都道府県等及び認定 NPO 法人、計 3
STEP3 : 令和 3 年 12 月～令和 4 年 2 月 調査 B-2 : 都道府県等・関係機関へのヒ アリング調査	<ul style="list-style-type: none"> ■ 目的 ・ 手引書の第 4 章「都道府県等の体制整備に向けた事例集」に掲載する事例作成を目的に実施 ■ 調査対象 ・ 都道府県等及び関係機関、計 11
STEP4 : 令和 3 年 12 月～令和 4 年 3 月 調査研究報告書等の作成	<ul style="list-style-type: none"> ■ 作成物 ・ 調査研究報告書の作成 ・ 手引書の作成 <p>* 各調査結果及び研究会からの助言等を踏まえ、上述の調査研究報告書及び手引書を作成</p>

3 研究会

本調査研究では、プレコンセプションケアの体制整備に取り組む都道府県等の職員にとって有益な調査研究報告書及び手引書となるよう、研究会を設置し、委員からの助言等を踏まえながら手引書等を作成した。

図表 2 研究会概要

回数	日程・開催方法	アジェンダ
第 1 回	令和 3 年 12 月 3 日 ハイブリッド形式 (ウェブと対面)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究会趣旨説明と委員挨拶 ・ 調査概要説明 ・ 調査 A 及び調査 B の進捗報告 ・ 委員からの情報提供 ・ 手引書作成に向けた意見聴取
第 2 回	令和 4 年 1 月 26 日 ハイブリッド形式 (ウェブと対面)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 1 回研究会振り返り ・ 調査 A 及び調査 B の進捗報告 ・ 委員からの情報提供 ・ 手引書の事例の選択及び手引書骨子案への意見聴取 ・ 調査研究報告書骨子案への意見聴取

回数	日程・開催方法	アジェンダ
第3回	令和4年2月28日 ハイブリッド形式 (ウェブと対面)	<ul style="list-style-type: none"> 第2回研究会振り返り 調査Bの報告 手引書案への意見聴取 調査研究報告書案への意見聴取

図表3 研究会委員名簿(敬称略・五十音順)

< 委員 >	
荒田尚子 (委員長)	国立成育医療研究センター 周産期・母性診療センター 母性内科
安達久美子	公益社団法人日本助産師会
今井伸	聖隷浜松病院 リプロダクションセンター・総合性治療科
権田多美子	茨城県水戸市立 緑岡中学校
高橋幸子	埼玉医科大学 医療人育成支援センター・地域医学推進センター
星野典子	全国保健師長会
松岡典子	特定非営利活動法人 MC サポートセンターみっくみえ
築田陽子	青森県健康福祉部こどもみらい課
渡邊登美子	東京都福祉保健局 少子社会対策部 家庭支援課
< オブザーバー >	
工藤梓	青森県 健康福祉部こどもみらい課
岡部みのり	東京都 福祉保健局 少子社会対策部 家庭支援課
白木きよみ	東京都 福祉保健局 少子社会対策部 家庭支援課
藤原美苗	東京都 福祉保健局 少子社会対策部 家庭支援課
< 研究員・事務局 >	
渡辺典之	有限責任監査法人トーマツ リスクアドバイザー事業本部 ヘルスケア パートナー
財満信子	有限責任監査法人トーマツ リスクアドバイザー事業本部 ヘルスケア マネジャー
都築由美	有限責任監査法人トーマツ リスクアドバイザー事業本部 ヘルスケア シニアスタッフ
那須雄太	有限責任監査法人トーマツ リスクアドバイザー事業本部 ヘルスケア シニアスタッフ

山田圭之介	有限責任監査法人トーマツリスクアドバイザー事業本部 ヘルスケア シニアスタッフ
高橋真代	有限責任監査法人トーマツリスクアドバイザー事業本部 ヘルスケア スタッフ
本間政人 (専門アドバイザー)	デロイトトーマツコンサルティング合同会社 ライフサイエンス& ヘルスケア シニアマネジャー
柚木大介 (専門アドバイザー)	有限責任監査法人トーマツリスクアドバイザー事業本部 ヘルスケア シニアマネジャー
山口綾香 (専門アドバイザー)	有限責任監査法人トーマツリスクアドバイザー事業本部 ヘルスケア マネジャー

第2章 調査 A アンケート調査

1 調査 A アンケート調査の概要

ア 調査の目的

都道府県等におけるプレコンセプションケアの認知度、プレコンセプションケアに関連する事業の実施状況を確認するとともに、手引書に掲載する好事例を把握することを目的として、アンケート調査を実施する。また、プレコンセプションケアにとどまらず、生涯を通じた女性の健康支援事業等に関する実態把握も目的としている。

イ 調査対象

全 47 都道府県、政令指定都市 20 市、中核市 62 市
計 129 自治体の母子保健主管課

ウ 配布回収方法

厚生労働省こども家庭局母子保健課から、調査対象にメールでアンケートの依頼状及び調査票一式を送付した。回答は、アンケート専用ウェブサイトからの回答もしくは、アンケート調査票をメールにて回収した。

エ 調査実施時期

令和 3 年 12 月 10 日から令和 4 年 1 月 7 日

オ 回収状況

全体：106 自治体 / 129 自治体（回収率 82.2%）

- 都道府県：41 都道府県 / 47 都道府県（回収率 87.2%）
- 政令指定都市：16 市 / 20 市（回収率 80.0%）
- 中核市：49 市 / 62 市（回収率 79.0%）

カ 調査内容

図表 4 調査 A アンケート調査項目

- 基本情報
 - 「プレコンセプションケア」について
 - 「プレコンセプションケア」の認知
 - 「プレコンセプションケア」に関連する独自事業の実施状況
 - 既存事業の取組状況
 - 女性健康支援センター事業
 - 不妊専門相談センター事業
 - 若年妊婦等支援事業
 - 健康教育事業
 - HTLV-1 母子感染対策事業
- 上記それぞれについて
- 事業の実施状況
- (事業実施自治体)
- 各取組の実施状況と実施内容
 - 事業の委託・関係機関との連携の状況
 - 取組における独自の工夫
 - 市町村との連携の状況(都道府県のみ)
 - 実施する上での課題 等
- (事業未実施自治体)
- 今後の実施予定
 - 今後実施する上での課題
- 事業実施の課題や今後の見通し
 - 「プレコンセプションケア」に関して認識している課題と今後の取組の見通し
 - 「生涯を通じた女性の健康支援事業」を実施・継続・発展されていくために必要な事項・要望

2 調査結果

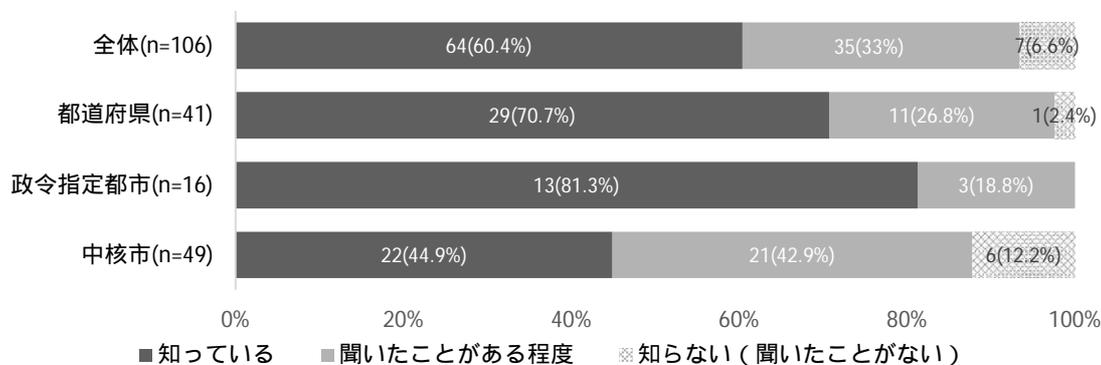
全 129 自治体中 106 自治体（回答率 81.3%）から回答があった。内訳は次のとおりである。47 都道府県中 41 都道府県（回答率 87.2%）、20 政令指定都市中 16 市（回答率 80.0%）、62 中核市中 49 市（回答率 79.0%）であった。

(1) プレコンセプションケア認知度・独自事業の実施状況

ア プレコンセプションケアの認知度

回答のあった全 106 自治体のうち、64 自治体（60.4%）が「プレコンセプションケア」を「知っている」、35 自治体（33.0%）が「聞いたことがある程度」と回答し、「知らない（聞いたことがない）」と回答したのは、7 自治体（6.6%）のみである。しかし、地方公共団体の区分別にみた場合、都道府県では 29 都道府県（70.7%）、政令指定都市では 13 市（81.3%）が「知っている」と回答したのに対して、中核市では「知っている」と回答したのは 22 市（44.9%）と他の地方公共団体の区分と比較して低くなっている。また、「知らない（聞いたことがない）」の回答した 7 自治体のうち、6 自治体は中核市である。

図表 5 「プレコンセプションケア」の認知度

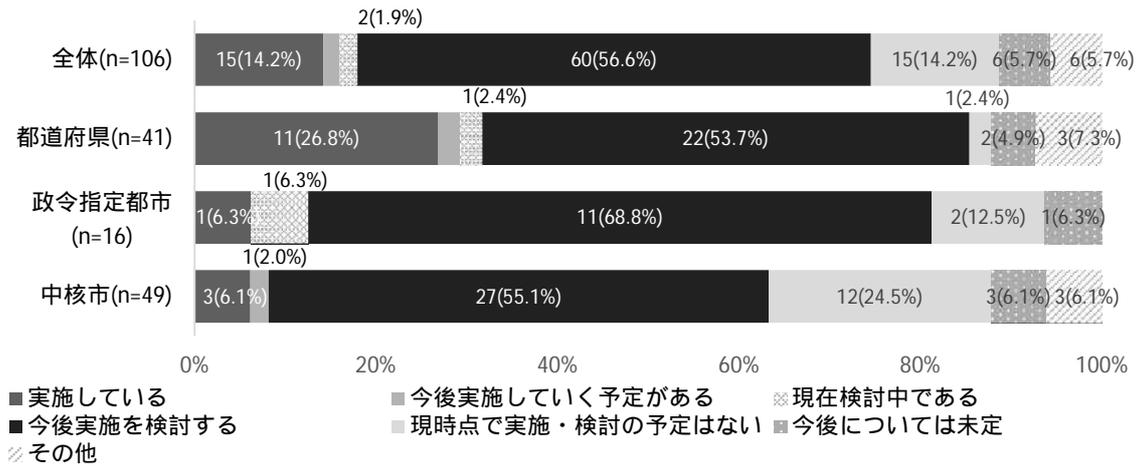


イ プレコンセプションケアの独自事業の実施の有無

令和 3 年度時点の「プレコンセプションケア」に関連する各自治体の独自事業（健康教育事業、女性健康支援センター事業、不妊専門相談センター事業、若年妊婦等支援事業等の既存事業は含まない）の実施状況について、「実施している」と回答したのは、11 都道府県（26.8%）、1 政令指定都市（6.3%）、3 中核市（6.1%）の合計 15 自治体（14.2%）と少数である。また、「今後実施していく予定がある」「現在検討中である」を含め、「プレコンセプションケア」に関連した独自事業の実施について現時点で何らか

のアクションを起こしているのは、13 都道府県（31.7%）、2 政令指定都市（12.5%）、4 中核市（8.2%）であり、現時点でアクションを取っている自治体よりも、「今後実施を検討する」と回答した自治体の方が上回っている。

図表 6 「プレコンセプションケア」に関連する独自事業の実施状況¹



実施状況「その他」（自由記載）

- 成人保健事業として大学生等に婦人科系疾患や性感染症等を含む健康教育やがん検診の啓発を実施している
- 平成 28 年度から実施している妊娠・出産とライフプランの講義（健康教育として報告している）を継続している
- 別の担当課において、県内の大学生や企業の若手職員向けに、妊娠の仕組みや不妊を内容に含む講演会を実施している
- 若い世代向けに「妊孕性」を知ってもらうための動画を作成 等

¹ その他の回答の自由記載から他の回答に該当すると推測される回答は、該当する回答に変更している。

り「プレコンセプションケア」に関連する独自事業の内容

「プレコンセプションケア」に関連する独自事業を実施している自治体の具体的な実施内容を下記に全て記載した。

図表7 「プレコンセプションケア」に関連する独自事業

区分	独自事業の内容
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> 妊娠・出産・育児期に支援が必要な者（家庭）を把握し、早期に適切な支援につながるよう支援するため、医療機関と地域保健機関との連携システム事業を実施
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> 市区町村補助「思春期から更年期までの母性保健向上事業」（補助率 1/2）
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> 不妊検査・一般不妊治療に対する助成事業 早期の不妊検査を促す等，妊娠・不妊に関する知識の啓発（サイト運営等） ライフデザイン啓発事業
都道府県	結婚後早期の不妊検査に係る啓発と費用の助成
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> 将来子どもを望む夫婦に対し、健診と健康教育を併せた「プレ妊活健診」を実施 本格的に妊活を考える前に、自身の健康状態や妊娠に関する正しい知識を得て将来のライフプランについて考えるきっかけを作るとともに、早期からかかりつけ産婦人科を作ること、将来妊活を考えた際に受診しやすい環境を整備することを目的として県内に住所を有する 40 歳未満の夫婦を対象とした
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> 妊娠・出産に関する普及啓発用リーフレットの配布、妊孕性に関する健康教育の指導者向け手引き書及び DVD を保健所及び市町村へ配布、保健所において健康教育実施
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> 高校生や大学生等を対象に専門講師を派遣するライフプラン設計講座事業を実施
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> 次世代を担う女性の健康支援事業において、妊娠前から妊娠・出産・育児に関する正しい知識の習得と健康行動を促進するための取組を実施
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> 思春期ピアカウンセラー養成講座事業を実施

区分	独自事業の内容
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> 10~30代の男女へ妊娠・出産の正しい知識を普及することができる特設 Web サイトの開設
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> 県周産期医療協議会・母子保健専門部会について、令和元年度啓発資料の作成に向けた検討を実施 令和2年度プレコンセプション啓発のためのリーフレットを作成し、ライフプラン講座（若者世代対象の講演会）や文化祭の保健展示等にて中高生に配布
政令指定都市	<ul style="list-style-type: none"> 4~6歳児の心とからだに関する保護者向け講演会や就学児健診での健康教育 プレコンセプションケアに関する職員向け研修
中核市	<ul style="list-style-type: none"> 思春期保健教育，思春期保健関係者会議，若年妊婦に対する相談支援や医療機関等連携
中核市	<ul style="list-style-type: none"> 婚姻届出時に不妊不育に関する情報提供及び妊娠前からの葉酸摂取を勧奨するリーフレットを配布
中核市	<ul style="list-style-type: none"> パンフレット「ライフサイクルから考える妊娠・出産～自分のライフプランを考えてみよう～」の作成

Ⅰ 「プレコンセプションケア」に関して、認識している課題や今後の取組の見通し

自由記載方式で「プレコンセプションケア」に関して、認識している課題や今後の見通しを聞いたところ、26都道府県（63.4%）、12政令指定都市（75%）、21中核市（42.9%）から意見が寄せられた。

(ア) 認識している課題

都道府県においては、「若年層からの教育・情報提供」「専門人材の確保や関係者の教育」「関係各所の連携」「相談しやすい体制整備」について複数自治体が課題として挙げられている。これらの中で、「専門人材の確保や関係者の教育」「関係各所との連携」については、政令指定都市、中核市においても課題として挙げられている。中核市では、「教育現場との連携」について複数自治体が課題として挙げている。

図表 8 認識している課題（都道府県・政令指定都市・中核市）

都道府県

回答の内容（自由記載）	回答数
若い世代からプレコンセプションケアに関する正しい知識を身に着けるための教育・情報提供が必要	5
専門人材の確保や関係者の教育に課題がある	4
関係部署・関係団体との連携に課題がある	3
相談しやすい相談体制を検討・整備する必要がある（SNSの活用等）	2
各地域での連携や支援体制を整備する必要がある	1
適切な相談体制・情報を提供できるよう、社会ニーズを認識する必要がある	1
プレコンセプションケア以外にも未実施の女性健康支援事業があるため、優先順位をつけながら準備する必要がある	1
不妊治療を必要としない自然妊娠ができるよう支援することが重要と考えている	1
普及啓発・健康教育用のリーフレットを国のほうで作成して欲しい	1
今後の事業の方向性を検討する必要がある	1
若い世代へのアプローチが難しい	1
適当な委託先がない	1
学校での健康教育に地域間で格差が生じないよう、継続した教育の場を全国統一で取り入れる必要がある	1

都道府県

回答の内容（自由記載）	回答数
相談窓口の周知が不足している	1

政令指定都市

回答の内容（自由記載）	回答数
プレコンセプションケアに関する知識・技術を持つ職員の育成が必要	1
プレコンセプションケアの取組には行政だけではなく関係者や関係機関との連携が必要	1
不妊予防と生涯を通じた女性の健康支援を目的に講座を実施しているが、参加者の多くが不妊治療を開始しており、また40歳前後の方が多い状況となっている。参加者が少なく参加する世代が偏っている	1
従来 of 事業と重複する内容が多く、事業として実施していくにあたり整理することが難しい	1
学校保健・産業保健・母子保健・成人保健と関わる分野が多岐にわたり、ライフステージ全体を踏まえた取組の在り方の検討方法が難しい	1
他機関や他部署へ必要性を理解してもらうことが難しく、センシティブである等の理由で連携を断られることもある	1
健康教育を行う上で、対象者の年齢が若いことが望ましいが、学校での性教育のカリキュラムは中学3年生の終わりごろに行うことが多く、タイミングが適切であるか悩ましい	1
現在実施している思春期教育の内容を見直し、包括的性教育の視点と取り入れていく必要があると考えている	1
各事業が当初よりプレコンセプションケアを意識して開始されたものではないため、相談者や利用者にとっては断続的なサービス・支援となる傾向があり、可能な限りワンストップでのサービスとなる仕組みや体制づくりを目指したい	1

中核市

回答の内容（自由記載）	回答数
健康教育の基盤となる教育現場との連携	4
関係部署、関係機関との連携・横断的な取組	4

中核市

回答の内容（自由記載）	回答数
若いうちからライフプランを考えることができるよう若年層・思春期からの教育が必要	2
地域住民、支援者ともにプレコンセプションケア自体の認知度が低く、必要性を感じている対象者が少ない	2
保健分野だけではなく、医療、保健、教育、健康づくり等市全体での取組が必要	2
行政だけでは困難。民間との連携が必要	1
対象者との接点が少なく、アプローチが難しい	1
性教育だけではなく、健やかに生きる「生教育」の取組が必要	1
不登校の生徒に対する健康教育のために教育委員会との連携が必要	1
障害児への対応、思春期世代の保護者への正しい知識の普及	1
高い専門性及び人材の確保，職員の人材育成が難しい	1

(1) 今後の見通し

現在実施している取組の拡充や、関係者のスキルアップのための取組、教育現場との連携等が挙げられている。

図表 9 今後の見通し（都道府県・政令指定都市・中核市）

都道府県

回答の内容（自由記載）	回答数
現在実施している性教育・健康セミナーの内容を、今後充実させる	2
今後検討する・実施していきたい	2
女性健康支援センターの周知と不妊専門相談センターの相談体制の充実	1
関係者側の理解促進のため研修等を開催する	1
幅広いニーズに対応できるよう、女性健康支援センターと不妊不育専門相談センターを統合する	1
アンケート記載の5事業以外に独自に思春期保健対策事業を実施している	1
高等教育機関と連携したプレコンセプションケアの推進を検討中	1
思春期以降の学生向けに実施している講演・研修を今後も継続する	1
取組の必要性を感じているが十分な検討ができていない	1

政令指定都市

回答の内容（自由記載）	回答数
包括的セクシュアリティガイダンスとプレコンセプションケアについて、職員向けの研修を実施予定	1
大学等との連携も検討し、妊娠・出産を経験する可能性が高い層へのアプローチを進めたい	1

中核市

回答の内容（自由記載）	回答数
市のホームページでのプレコンセプションケアについての周知	1
学校関係の課との連携	1

オ 「生涯を通じた女性の健康支援事業」を実施・継続・発展させていくために必要な事項・要望

自由記載方式で「生涯を通じた女性の健康支援事業」を実施・継続・発展させるために必要な事項・要望を聞いたところ、17 都道府県（41.5%）、4 政令指定都市（25%）、9 中核市（18.4%）から回答があった。

(ア) 必要な事項²

都道府県においては、「他都道府県との情報共有」「事業従事者への研修機会の確保」「関係機関との現状・課題の共有」が必要との意見が複数寄せられた。また、中核市においても「関係機関との連携に向けた体制整備」が必要との意見が複数寄せられ、他機関との連携・情報共有については、前述の「プレコンセプションケア」に関して認識している課題と同様に最も多く意見が寄せられている。

図表 10 事業を実施・継続・発展させていくために必要な事項
(都道府県・政令指定都市・中核市)

都道府県

回答の内容（自由記載）	回答数
他の都道府県との情報共有（実施状況・委託状況・好事例等）	3
事業従事者への研修機会の確保	2
関係機関との現状・課題の共有	2
必要な取組の検討	1
教育機関との連携	1
希望者が確実にサービスを利用できるようにするための周知・広報活動	1
長期的な人材の確保	1
関係各部署それぞれにおける取組	1
他部局との連携	1

政令指定都市

回答の内容（自由記載）	回答数
文部科学省や教育委員会が中心となった積極的な取組	1

² 後述（イ）要望と重複があるため、文中の記載と表の回答数は一致していない

中核市

回答の内容（自由記載）	回答数
関係機関との連携に向けた体制整備	2
業務の整理・評価・事業計画が必要	1
人員の補充が必要	1
乳幼児期から親子で学べるもの、家庭でできるものとしての事業展開	1
公立病院のない中核市では、適切な委託先と財源が必要	1

(イ) 要望

要望については多岐にわたる意見が寄せられているが、全ての地方公共団体の区分において予算に関する要望が寄せられている。また、中核市については、他機関と連携するための支援の要望が複数寄せられている。

**図表 11 事業を実施・継続・発展させていくための要望
（都道府県・政令指定都市・中核市）**

都道府県

回答の内容（自由記載）	回答数
事業予算（継続した予算の獲得・助成金の増額等）	2
自治体ごとの事業の在り方について、柔軟に認められる体制	1
初回産科受診料で助成する範囲を明確にするか、初回産科受診料全てを対象としていただきたい	1
国の事業が細分化されすぎているため、一度ひとつの事業にまとめていただきたい	1
事業展開に関して指導が欲しい	1
全国で統一した情報提供ができるよう、世代に応じた周知媒体（リーフレット、アプリ、SNS）を国で作成していただきたい	1
各事業の対象者が重複することはほとんどないため、本アンケートの対象事業を一括化したセンターでの実施は難しいと思われる	1

政令指定都市

回答の内容（自由記載）	回答数
母子保健衛生費国庫補助金の、市町村負担割合を減らしていただきたい	1

政令指定都市

回答の内容（自由記載）	回答数
保健福祉センター業務として行っている女性向けの健康相談と、女性健康支援センター業務とのすみ分けがわかりづらい	1

中核市

回答の内容（自由記載）	回答数
教育委員会と連携しやすい体制を構築していただきたい	1
広域実施（県と中核市との連携実施）について指導していただきたい	1
学校保健分野・母子保健連携推進室に働きかけていただきたい	1
事業が軌道に乗るまでは広域で連携し実施できるようにしていただきたい （不妊症・不育症ネットワーク支援加算等）	1
教育機関・企業・医療機関等関係機関への周知啓発について、国から働きかけていただきたい	1
継続的な補助金	1
先進事例について情報共有していただきたい（取組方法や活用できる SNS 等）	1
メディア等を通じた更なる情報発信をお願いしたい	1
幼少期からの性教育への取組を検討していただきたい	1
専門職の人材不足について支援していただきたい	1

(2) 既存事業の実施状況

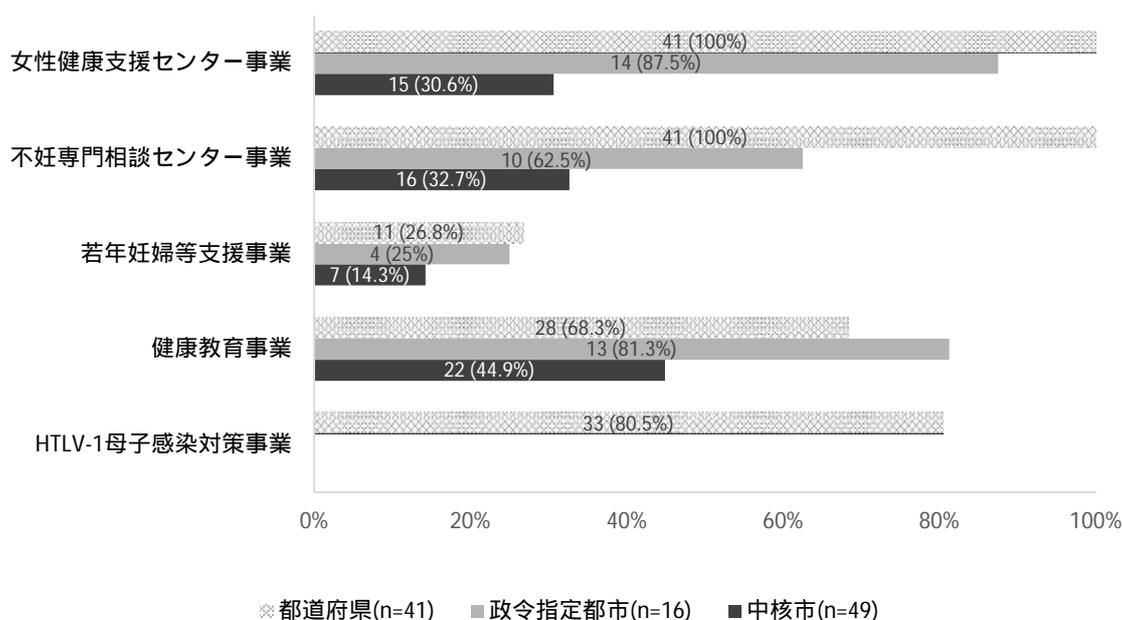
プレコンセプションケアに関連する既存事業である、女性健康支援センター事業、不妊専門相談センター事業、若年妊婦等支援事業、健康教育事業、HTLV-1 母子感染対策事業（都道府県のみが対象）実施状況の結果をまとめた。

都道府県では、41 全都道府県が女性健康支援センター事業、不妊専門相談センター事業を「実施している」と回答している。健康教育事業については 28 都道府県（68.3%）、HTLV-1 母子感染対策事業は 33 都道府県（80.5%）が「実施している」と回答し、比較的高い実施率である。しかし、若年妊婦等支援事業について「実施している」と回答したのは、11 都道府県（26.8%）であった。

政令指定都市では、女性健康支援センター事業は 14 市（87.5%）、不妊専門相談センター事業は 10 市（62.5%）、健康育児業は 13 市（81.3%）が「実施している」と回答し、比較的高い実施率である。しかし、若年妊婦等支援事業について「実施している」と回答したのは 4 市（25.0%）であった。

中核市では、女性健康支援センター事業は 15 市（30.6%）、不妊専門センター事業は 16 市（32.7%）、若年妊婦等支援事業は 7 市（14.3%）、健康教育事業は 22 市（44.9%）が「実施している」と回答し、全体的に低い実施率である。一方で、健康教育事業の実施率が他事業と比較して最も高く、都道府県や政令指定都市とは異なっている。

図表 12 既存事業の実施状況

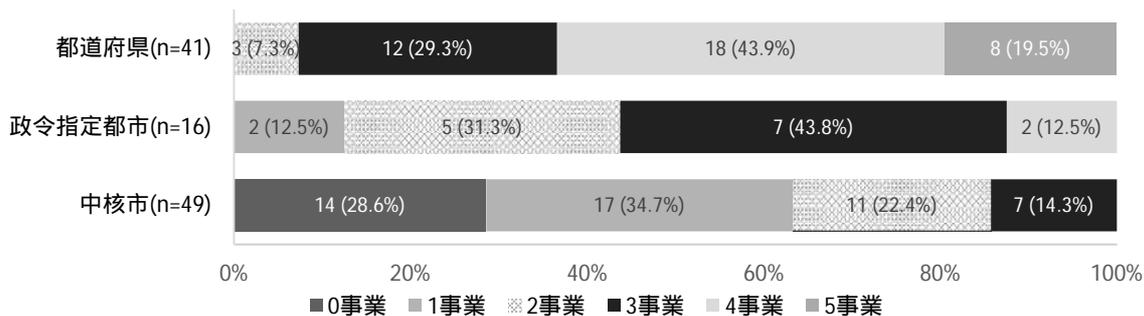


既存事業の実施状況において、都道府県は全 5 事業中の実施事業数、政令指定都市と中核市については全 4 事業中の実施事業数を集計した。都道府県の実施数の平均は 3.8 で、全都道府県が 2 事業以上実施しており、回答数として最も多いのが 4 事業であり 18 都道府県（43.9%）が該当する。また 8 都道府県（19.5%）が 5 事業全てを実施している。

政令指定都市の実施数の平均は 2.6 で、全政令指定都市が 1 事業以上実施しており、回答数として最も多いのが 3 事業で 7 市（43.8%）が該当する。また 2 市（12.5%）が 4 事業全てを「実施している。

中核市の実施数の平均は 1.2 で、14 市（28.6%）がいずれの事業も実施しておらず、4 事業全てを実施している市はない。回答数として最も多いのは 1 事業で 17 市（34.7%）が該当する。

図表 13 既存事業の実施数



(3) 女性健康支援センター事業

ア 事業の実施状況と各取組の実施状況

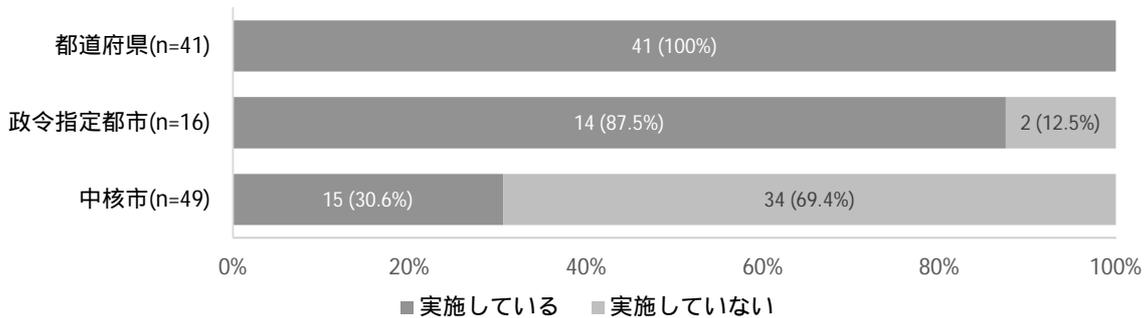
女性健康支援センター事業は41 全都道府県、14 政令指定都市（87.5%）、15 中核市（30.6%）で実施されている。都道府県と政令指定都市では、多くの自治体で実施されているが、中核市では、「実施していない」が「実施している」を上回っている。

女性健康支援センター事業の平均取組数（全9取組でその他の回答を含む）は都道府県が3.3、政令指定都市が2.1、中核市が0.76と自治体の規模が小さくなるに従い、取組数が減少している。都道府県では、4取組が最も多く10 都道府県（24.4%）が該当する。また、18 都道府県（43.9%）が4取組以上である。

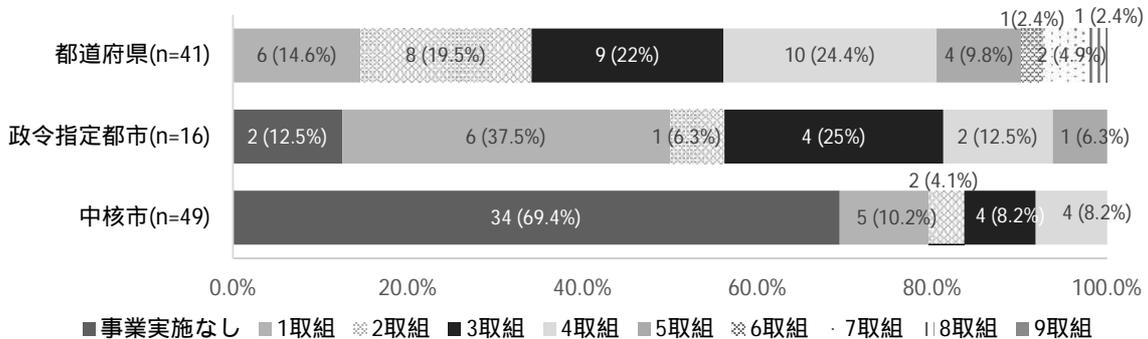
政令指定都市では1取組が最も多く6市（37.5%）が該当する。4取組以上は3市（18.8%）と少ない。

中核市では1取組が最も多く、5市（10.2%）が該当する。また5取組以上を実施している中核市はない。

図表 14 女性健康支援センター事業の実施状況



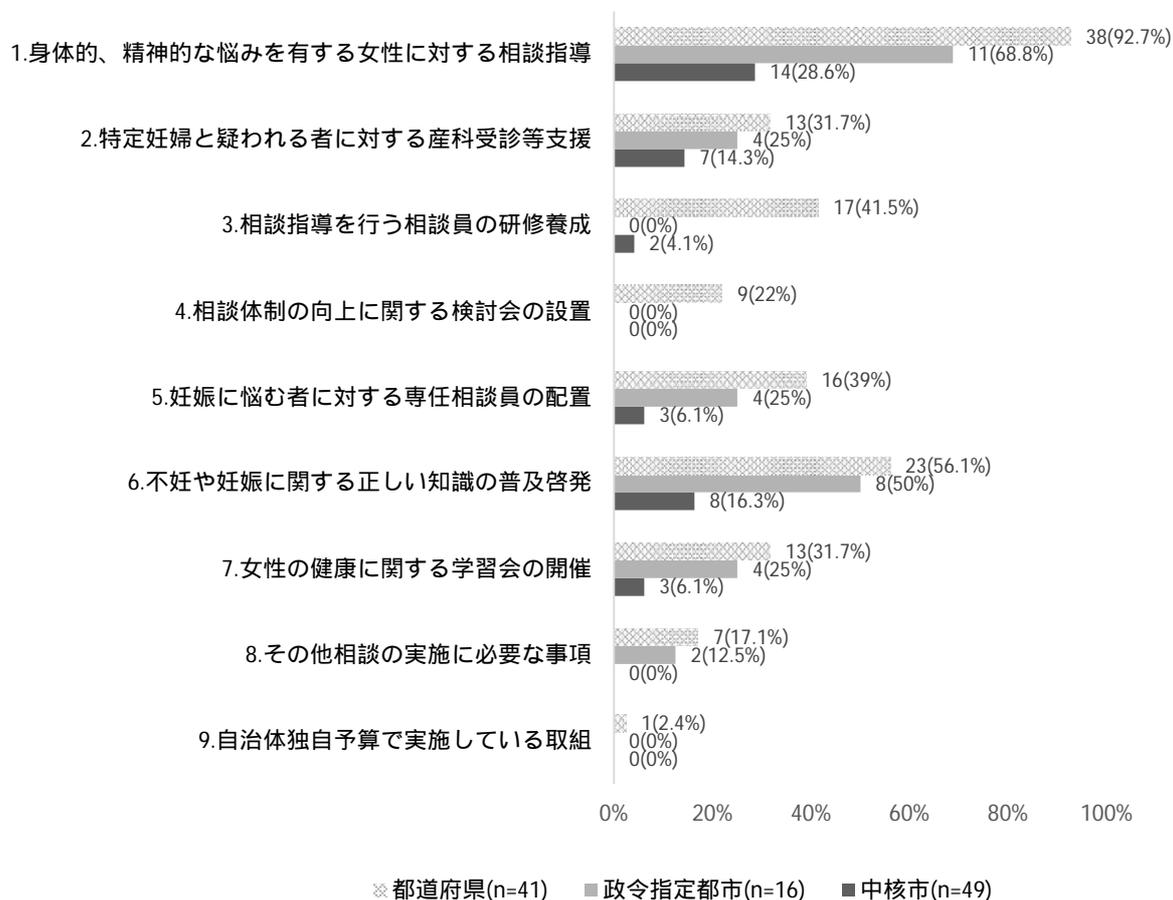
図表 15 女性健康支援センター事業の取組数（全9取組）



取組の中で最も実施率が高いのは、全ての地方公共団体の区分において「1. 身体的、精神的な悩みを有する女性に対する相談事業」で、38 都道府県（92.7%）、11 政令指定都市（68.8%）、14 中核市（28.6%）である。次いで、「6. 不妊や妊娠に関する知識の普及啓発」で、23 都道府県（56.1%）、8 政令指定都市（50.0%）、8 中核市（16.3%）である。

また、「3. 相談指導を行う相談員の研修養成」「4. 相談体制の向上に関する検討会の設置」は、政令指定都市と中核市ではほぼ実施されていない。

図表 16 女性健康支援センター事業各取組の実施状況



イ 事業実施における提携の状況

(ア) 身体的、精神的な悩みを有する女性に対する相談指導

a 実施概要

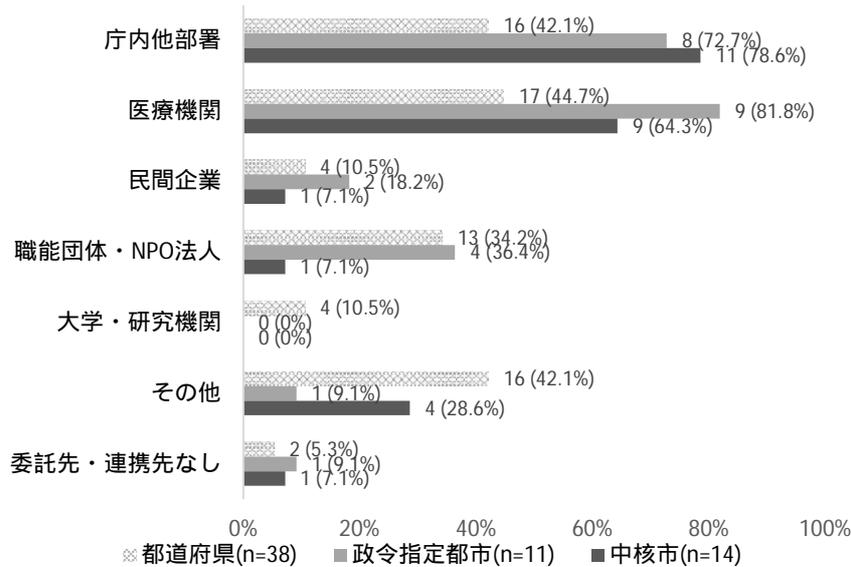
実施率	都道府県 38 (92.7%)、政令指定都市 11 (68.8%)、中核市 14 (28.6%)
-----	--

本取組は、全ての地方公共団体の区分で最も実施率が高い。地方公共団体の区別なく、対面（来所、訪問）、電話、メール、SNS 等を利用した相談を実施しているが、方法は各自治体により異なっている。また、対応者は保健師、助産師、医師、看護師、保育士、心理カウンセラー、公認心理師、社会福祉士等が挙げられているが、保健師あるいは助産師のいずれかは、全ての自治体に共通している。

b 連携・委託

都道府県の平均連携・委託先は 1.9（庁内他部署、医療機関、民間企業、職能団体・NPO 法人、大学・研究機関、その他をそれぞれ 1 とし、最低 1 以上連携・委託先がある自治体数を n としている。以下同様）、政令指定都市は 2.4、中核市は 2 と全ての地方公共団体の区分で 2 前後である。全ての地方公共団体の区分において、庁内他部署と医療機関のいずれかとの連携・委託が最も多い。都道府県と政令指定都市においては、職能団体・NPO 法人との連携・委託は 13 都道府県（34.2%）、4 市（36.4%）が該当する。また、大学・研究機関との連携・委託は都道府県のみである。

図表 17 連携・委託先の状況



「その他」の連携先（自由記載）

都道府県

- 市町村母子保健主管課、警察署生活安全課、保健福祉事務所、県助産師会

中核市

- 県助産師会、児童相談所、女性総合相談室、心理相談員 等

c 独自の工夫

図表 18 独自の工夫（自由記載）

都道府県

- 月1回の運営会議にてケースの共有や検討を行う
- 相談窓口の周知カードを作成し、高等学校、大学、産科医療機関、市町、県関係機関等に幅広く周知している
- 相談内容によっては、行政（直営）の相談窓口にはつながりにくいケースもあることから、対応内容が重なる場合であっても併せて民間委託の相談窓口を設けている
- 予期せぬ妊娠に関する相談について、乳児院等と連携し、SNS 等を活用した支援を実施している
- 精神的な疾患の恐れがある可能性がある場合等、嘱託医相談を活用し、確実に医療につなげられるよう工夫を行っている
- 相談窓口を広く周知するため、手に取りやすいカードチラシを作成して市町村の新生児訪問等で配付や、医療機関や市町村窓口カードチラシを配架している
- 従来の電話・メール相談に加え、若い女性が利用しやすいよう SNS での相談を開始している
- 相談内容により 24 時間電話対応している
- 交通の便の良いところに相談センターを設置している

中核市

- 相談窓口の紹介を、市民に配布するカレンダーや子育てガイド、市ホームページ等で周知している
- 保健師、助産師、栄養士等の多職種で相談に対応している
- 不妊相談に関する有資格者のパート職員を令和4年度予算に計上している 等

(1) 特定妊婦と疑われる者に対する産科受診等支援

a 実施概要

実施率	都道府県 13 (31.7%)、政令指定都市 4 (25.0%)、中核市 7 (14.3%)
-----	--

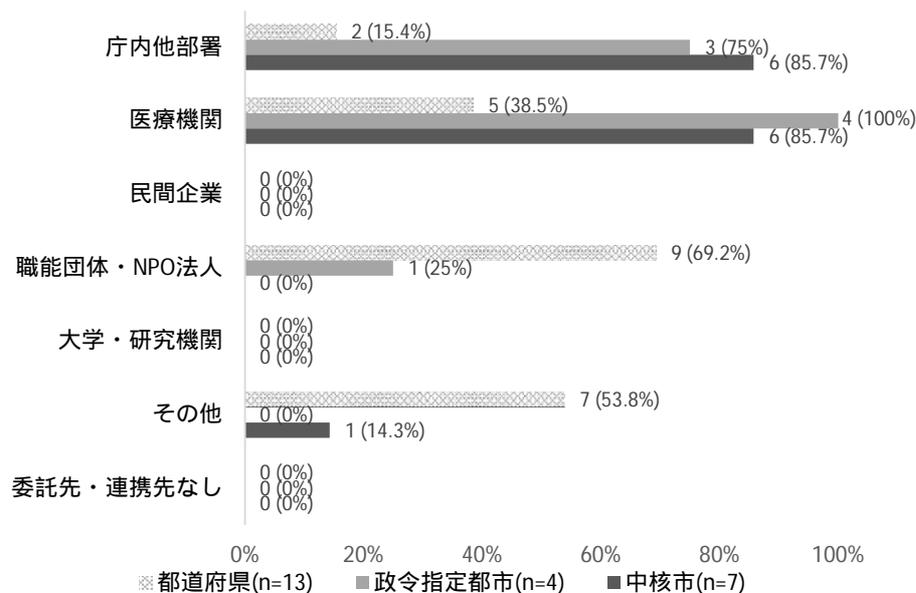
本相談窓口の設置、本人が希望する場合に保健師等の産婦人科受診同行、初回産科受診料や妊娠判定費用の補助等が行われている。対象者については、相談があった中から特定するケース、妊娠届出時等の面談や窓口で実施するアンケートから把握するケース、医療機関を含む関係機関からの情報提供で把握するケース等がある。

b 連携・委託

都道府県の平均連携・委託先は 1.7、政令指定都市は 2、中核市は 1.9 と全ての地方公共団体の区分で 2 前後である。本取組については、取組を実施している全自治体が、連携・委託を行っており、単独で取り組んでいる自治体はない。

都道府県では、職能団体・NPO 法人との連携・委託が 9 都道府県 (69.2%) と最も多く、庁内他部署、医療機関との連携・委託は 2 都道府県 (15.4%)、5 都道府県 (38.5%) と少ない。政令指定都市では全市 (4 市) が医療機関と連携・委託をしており、3 市 (75.0%) が庁内他部署と連携・委託を行っている。中核市では、6 市 (85.7%) が庁内他部署、医療機関との連携・委託をしている。

図表 19 連携・委託先の状況



「その他」の連携先（自由記載）

都道府県

- 市町村保健センター、市町村

中核市

- 児童相談所 等

c 独自の工夫

図表 20 独自の工夫（自由記載）

都道府県

- 相談窓口と保健所が連携を図り、市町村へのつなぎを行い、関係者が連携できるようにしている
- 市町村と密に連絡を取り、必要な社会資源や地域における継続的な支援へつないでいる

政令指定都市

- こども健康課（特定妊婦産科受診支援）と、児童相談所（妊娠 SOS 相談）で相談先を周知するためのカードを作成し、市内産婦人科や商業施設等で配架している
- 未受診妊婦の妊娠判定後の継続受診体制を県が既に構築していたことから、そのスキームを利用し、当該事業にて妊娠判定を行った者のその後の継続受診調整を大学病院が担うこととしている

中核市

- 予期せぬ妊娠の相談先として、ステッカーを作成し、市内のコンビニエンスストアのトイレの個室に掲示している 等

(ウ) 相談指導を行う相談員の研修・養成

a 実施概要

実施率	都道府県 17 (41.5%)、政令指定都市 0 (0.0%)、中核市 2 (4.1%)
-----	--

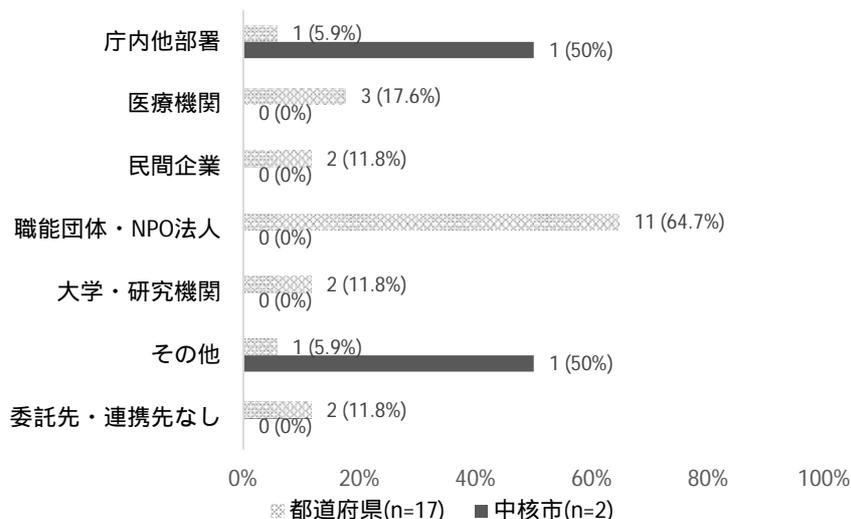
研修の実施、事例検討会の開催、シンポジウムの開催等が挙げられている。開催頻度は年1回が多いが、3回の自治体もある。また都道府県については、市町村の相談員や養護教諭等を対象に実施している都道府県もある。

b 連携・委託

都道府県の平均連携・委託先は都道府県が1.4、中核市が1と、多くの自治体の連携・委託先は1となっている。なお、政令指定都市では、本取組自体が実施されていない。

都道府県では、職能団体・NPO法人との連携が最も多く、11都道府県(64.7%)が該当する。また、都道府県の「その他」は市町村、中核市の「その他」は県を示している。

図表 21 連携・委託の状況



c 独自の工夫

図表 22 独自の工夫 (自由記載)

<p>都道府県</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談支援体制を強化するために、受講したい研修内容について情報収集している

(I) 相談体制の向上に関する検討会の設置

a 取組の概要

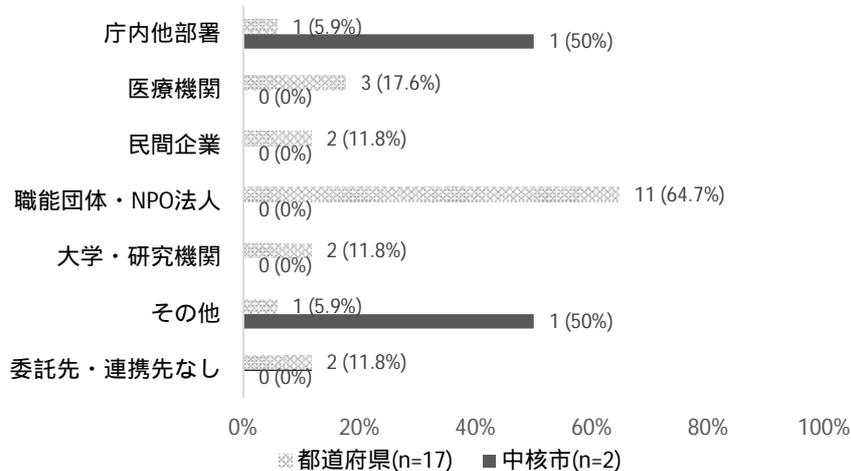
実施率	都道府県 9 (22.0%)、政令指定都市 0 (0.0%)、中核市 0 (0.0%)
-----	---

本取組は、9 都道府県でのみ実施されている。検討会の頻度は年 1 回が多いが、外部に運営を委託し月 1 回開催している都道府県もある。また、実務者会議、代表者会議等、複数の会議体があり、それぞれ年 1 回開催している都道府県もある。構成員については、自治体関連部署職員と相談員、医療関係者等、実務者を中心にしているケースと、より幅広く産婦人科医会、小児科医会、精神科病院協会、里親会、児童養護施設協議会、警察・司法関係者、教育関係者、児童相談所、DV 関連・福祉関連部署等が構成員になっているケースがある。

b 連携・委託

都道府県の平均連携・委託先は 2.1 である。「その他」の具体的な連携先は、小・中・高等学校、協同中核市等である。

図表 23 連携・委託の状況



c 独自の工夫

図表 24 独自の工夫（自由記載）

<p>都道府県</p> <ul style="list-style-type: none"> 多機関で連携して支援した事例の検討を行っている
--

(オ) 妊娠に悩む者に対する専任相談員の配置

a 取組の概要

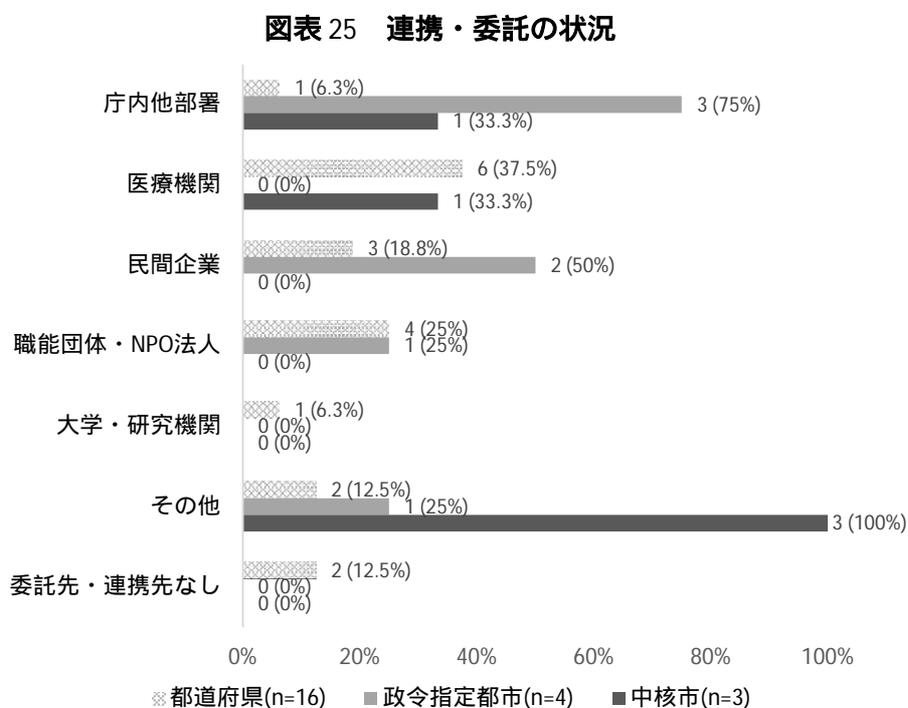
実施率	都道府県 16 (39.0%)、政令指定都市 4 (25.0%)、中核市 3 (6.1%)
-----	---

回答があった全自治体で、相談員には助産師または看護師が含まれており、その他では、医師、公認心理師、社会福祉士、フェミニストカウンセラー等が挙げられている。看護師を不妊症認定看護師に限定している自治体もある。相談員の人数は1名から10名程度である（実人数・延べ人数の詳細は不明）。

b 連携・委託

都道府県の平均連携・委託先は1.2、政令指定都市は1.8、中核市は1.6と全ての地方公共団体の区分で1.5前後である。

都道府県では、医療機関が6都道府県（37.5%）と最も多く、次いで職能団体・NPO法人が4都道府県（25.0%）である。また、2都道府県（12.5%）は連携・委託をしていない。政令指定都市では庁内他部署が3市（75.0%）と最も多い。中核市はその他が3市（100.0%）と最も多い。



「その他」の連携先（自由記載）

都道府県

- 市町村、県助産師会、ひとり親家庭自立支援センター

中核市

- 県、県助産師会、各地区コンシェルジュ 等

c 独自の工夫

図表 26 独自の工夫（自由記載）

都道府県

- 事業者選定にプロポーザル方式を採用することにより、安定的な相談員確保や相談員の職種等、より質の高い運営を担保している
- 令和2年6月より、関係分野（DV、性暴力）と合同でSNS相談を開始。電話相談だけでなくSNS相談にも対応するため、研修の受講等を通じて相談員の資質向上を図っている
- 男女共同参画センター、ひとり親家庭支援センター、マザーズジョブカフェ（女性就労支援）を併設した、女性活躍推進拠点の一角に相談センターを設置しており、相談に応じた情報提供を実施
- 経験者を配置。困難ケース等院内で事例検討を実施

政令指定都市

- 県と共同で相談窓口を開設することで、閉庁時間（17時~19時）の相談を可としている 等

(カ) 不妊や妊娠に関する正しい知識の普及啓発

a 取組の概要

実施率	都道府県 23 (56.1%)、政令指定都市 8 (50.0%)、中核市 8 (16.3%)
-----	--

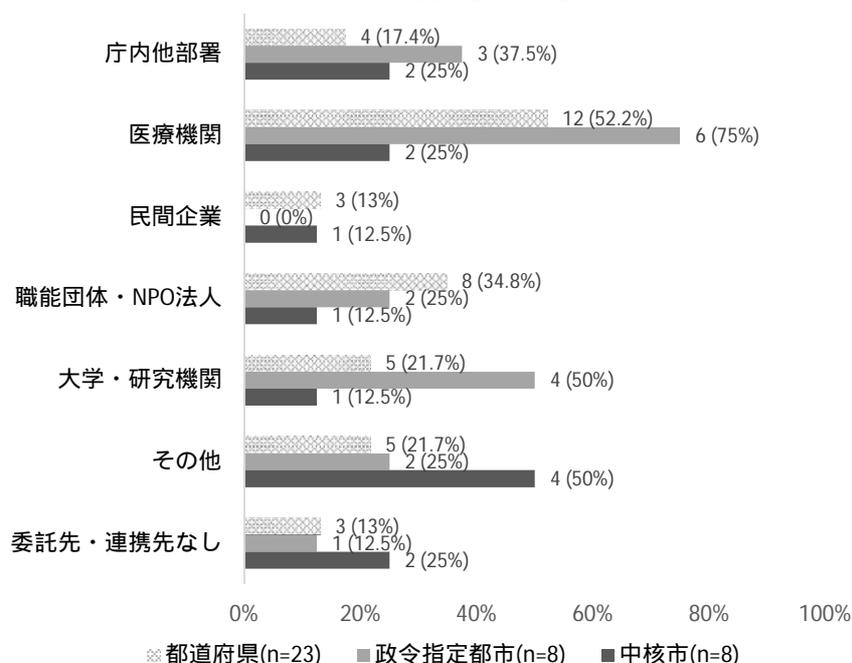
本取組は、全ての地方公共団体の区分において、(ア) 身体的、精神的な悩みを有する女性に対する相談指導に次いで多い取組である。実施方法は、サイト運営、自治体 HP への啓発内容・正しい知識の掲載、パンフレット・リーフレット等の配布、セミナー・講演会の実施、出前講座の実施、相談窓口の開設等が挙げられている。また、実施または配布場等に、少数だが高等学校や大学、両親学級が挙げられている。

b 連携・委託

都道府県の平均連携・委託先は 1.9、政令指定都市は 2.4、中核市は 1.8 と全ての地方公共団体の区分で 2 前後である。

都道府県では、医療機関が 12 都道府県 (52.2%) と最も多く、次いで職能団体・NPO 法人が 8 都道府県 (34.8%) である。政令指定都市においても医療機関が 6 市 (75.0%) と最も多く、次いで大学・研究機関が 4 市 (50.0%) である。中核市はその他が最も多く、4 市 (50.0%) である。

図表 27 連携・委託の状況



「その他」の連携先（自由記載）

都道府県

- 県助産師会、児童福祉施設、高等学校、中核市、ショッピングモール

政令指定都市

- 県（共同実施）、高等学校・専門学校

中核市

- 県、県助産師会、市町村内小中学校 等

c 独自の工夫

図表 28 独自の工夫（自由記載）

都道府県

- 「妊活をしている方」「いつかは子どもが欲しいと思っている方」「妊娠したかもと悩む方」等、様々なターゲット層に対するサイト等をそれぞれ運営している
- 成人式やドラッグストア、ネットカフェ等、ターゲット層に有効にアプローチできるよう、普及啓発物の配布先を充実している
- 令和2年度からオンライン開催し、参加できなかった方も視聴できるよう、通年動画配信している
- 県内の高校3年生の女子高生全てに、県が作成した啓発リーフレットを高等学校を通じて配布している
- 大学生や新社会人向けに、妊娠・出産・不妊についての正しい知識をまとめたリーフレットを作成し、配布している
- 特定不妊治療費助成事業の申請来所者には、不妊専門相談センターのチラシの配付により、窓口の周知を行っている
- 相談の間に30分のインターバルを設け、1組1組に対し十分相談対応ができるよう工夫している
- 不妊や妊娠に関心がない方にも啓発できるよう、ショッピングモールにチラシを配架する等している

政令指定都市

- パンフレットを夫婦のライフプラン、特に、妊娠・出産・子育てについて考えるきっかけとなるような内容にしており、不妊治療についても触れている
- 啓発品とともに、手の平サイズのリーフレット配布 等

(†) 女性の健康に関する学習会の開催

a 取組の概要

実施率	都道府県 13 (31.7%)、政令指定都市 4 (25.0%)、中核市 3 (6.1%)
-----	---

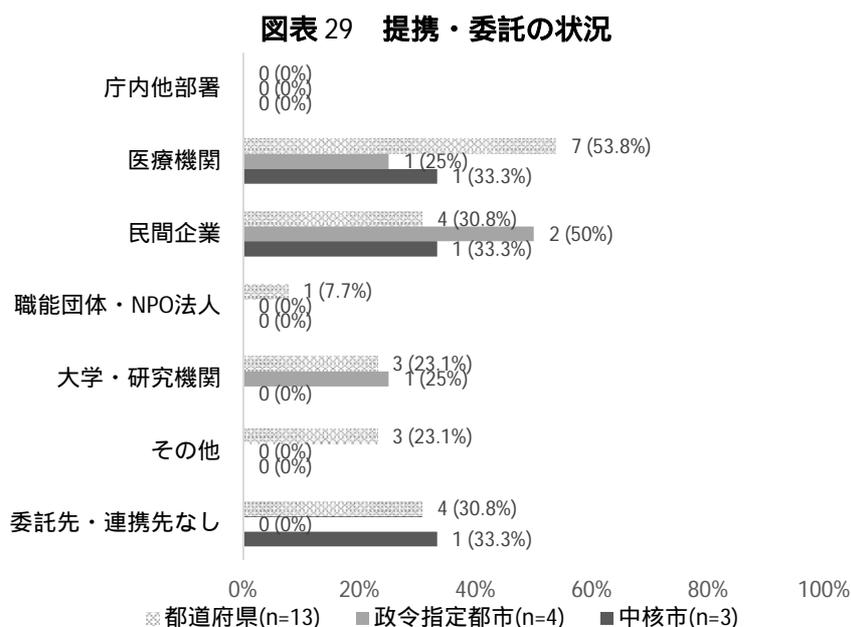
本取組は、13 都道府県 (31.7%)、4 政令指定都市 (25.0%)、3 中核市 (6.1%) で実施されている。

地域住民対象の学習会、保健師等業務従事者を対象とした学習会に回答がわかれた。開催の頻度は、月 1 回、年 5 回、年 1 回と様々だが、年間 22 回の自治体もある。内容は、業務従事者を対象としている場合、相談内容の情報交換や事例検討、地域住民と業務従事者双方においては、妊娠・出産、性感染症予防、更年期障害、女性特有の疾患等が挙げられている。

b 提携・連携

都道府県の平均連携・委託先は 1.7、政令指定都市は 1.3、中核市は 1 と都道府県は 2 弱、政令指定都市と中核市では 1 前後である。

都道府県では、医療機関が 7 都道府県 (53.8%) と最も多く、次いで民間企業と委託先・連携先なしが 4 都道府県 (30.8%) である。政令指定都市では、民間企業が 2 市 (50.0%) で最も多い。中核市では、3 市がそれぞれ医療機関、民間企業、委託先・連携先なしとなっている。



「その他」の連携先（自由記載）

都道府県

- 地域の開業助産師、保健福祉事務所、思春期保健関係者

c 独自の工夫

図表 30 独自の工夫（自由記載）

都道府県

- 「女性の健康」に関するテーマについて幅広く学ぶことができるよう関係部署と連携をとり、必要な知識を相談員が身に付ける機会を設けている
- 令和2年度からオンライン開催し、参加できなかった方も視聴できるよう、通年動画配信している
- 思春期保健教育について
 - 思春期保健講話の実施前に依頼のあった学校（養護教諭等）と、学校への訪問により事前打ち合わせを行い、思春期の子ども達や地域を取り巻く現状・課題等の情報交換することで、思春期保健対策の推進を図っている
 - 相談窓口についても情報共有し、講話の際には生徒にも相談窓口の情報提供を行い、生徒が自ら相談行動を起こせるよう支援している
 - 例年町で実施していた高等学校への講話について、学校と町の関係性が継続できるよう、学校との調整や講話実施等の協力を行っている
 - 学校等での思春期保健講話が充実するよう、依頼に応じて講話資料等のデータ提供を行っている 等

(ク) その他相談の実施に必要な事項

a 取組の概要

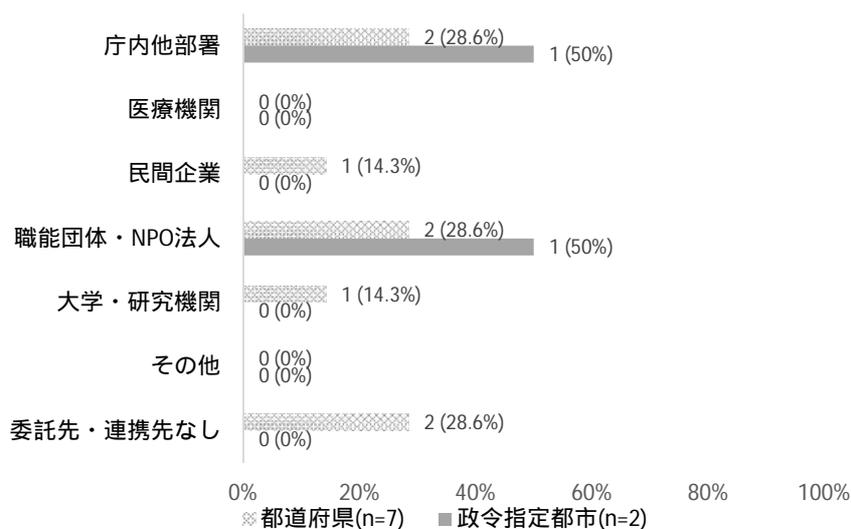
実施率	都道府県 7 (17.1%)、政令指定都市 2 (12.5%)、中核市 0 (0.0%)
-----	--

取組内容は、LINE チャットボットによる問合せ対応、県助産師会との連絡会、相談窓口の啓発、厚生センター（県型保健所）での保健師による思春期の悩みや不安等の相談実施等である。

b 連携・委託

都道府県の平均連携・委託先は 1.2、政令指定都市は 1 である。都道府県では、庁内他部署、職能団体・NPO 法人、委託先・連携なしがそれぞれ 2 都道府県（28.6%）、政令指定都市は、庁内他部署、職能団体・NPO 法人がそれぞれ 1 市（50.0%）である。

図表 31 連携・委託の状況



c 独自の工夫

図表 32 独自の工夫（自由記載）

都道府県

- 電話やメールでの相談に勇気が持てない方が、気軽に情報を得られるよう、LINE チャットボット式での相談体制を構築した
- 都道府県や市町村の相談窓口につながるような仕組みにするほか、普及啓発ツールとしても活用している

(ケ) 自治体独自予算で実施している取組

本取組は1都道府県でのみ「実施している」と回答があり、取組内容は思いがけない妊娠に対応する民間委託の相談窓口の設置である。

り 市町村との連携(都道府県のみ回答)

(ア) 市町村と連携して実施している取組

自由記載方式で市町村との連携した取組を聞いたところ、19 都道府県から回答があり、15 都道府県が市町村との連携について回答している。

図表 33 市町村との連携した取組(自由記載)

- 地域における母子保健水準の維持向上を図るための母子保健研修、母子保健事業報告の作成を通じた市町村の取組の評価等、市町村が実施する母子保健事業を補完、支援することにより母子保健サービスの充実を図っている。また、妊娠相談ほっとライン等において把握した継続的な支援が必要な方について引継ぎをしている
- 市町村広報に掲載を依頼している
- 中核市と共催で不妊セミナーを実施している
- 政令指定都市と協定を結び、妊娠 SOS 事業を委託実施している
- 妊娠期や産後の相談等に関する相談窓口を記載した子育て安心マップを県で作成し、市町村から妊娠届出時に全員に配布してもらっている
- 市町村にも本事業の案内をしており、住民の方への周知の協力を得ている
- 相談窓口の啓発カードを市町村窓口を設置、相談内容により市町村窓口を相談者へ紹介している
- 婚姻届提出窓口や成人式において、不妊や妊娠についてのリーフレットを配布している
- 市町村と共有した方が良い相談者の情報は、本人の同意を得て、管轄市町村等へ情報提供や支援の依頼をしている 等

(イ) 市町村からの相談・協力依頼等の内容と対応内容

自由記載方式で市町村からの相談・協力依頼とその対応について聞いたところ、6都道府県から回答があり、4都道府県が下記のように回答している。

図表 34 市町村からの相談・協力依頼とその対応（自由記載）

- 性教育の教材の貸与。ケースに対する個別相談
- 市町村 HP に相談窓口の掲載許可依頼があり、市町村 HP に相談窓口について掲載
- 市町村で受けた相談について、相談先としての紹介や同伴訪問の依頼
- 若年女性から思いがけない妊娠や経済面での不安に関する相談を受けた市町村から、どのように対応すれば良いか相談があり、支援機関の紹介や人工妊娠中絶の費用等に関する情報提供を実施

(ウ) 市町村との連携における課題

自由記載方式で市町村との連携における課題を聞いたところ、8都道府県から回答があり、そのうち5都道府県が下記のとおり回答している。

図表 35 市町村との連携における課題（自由記載）

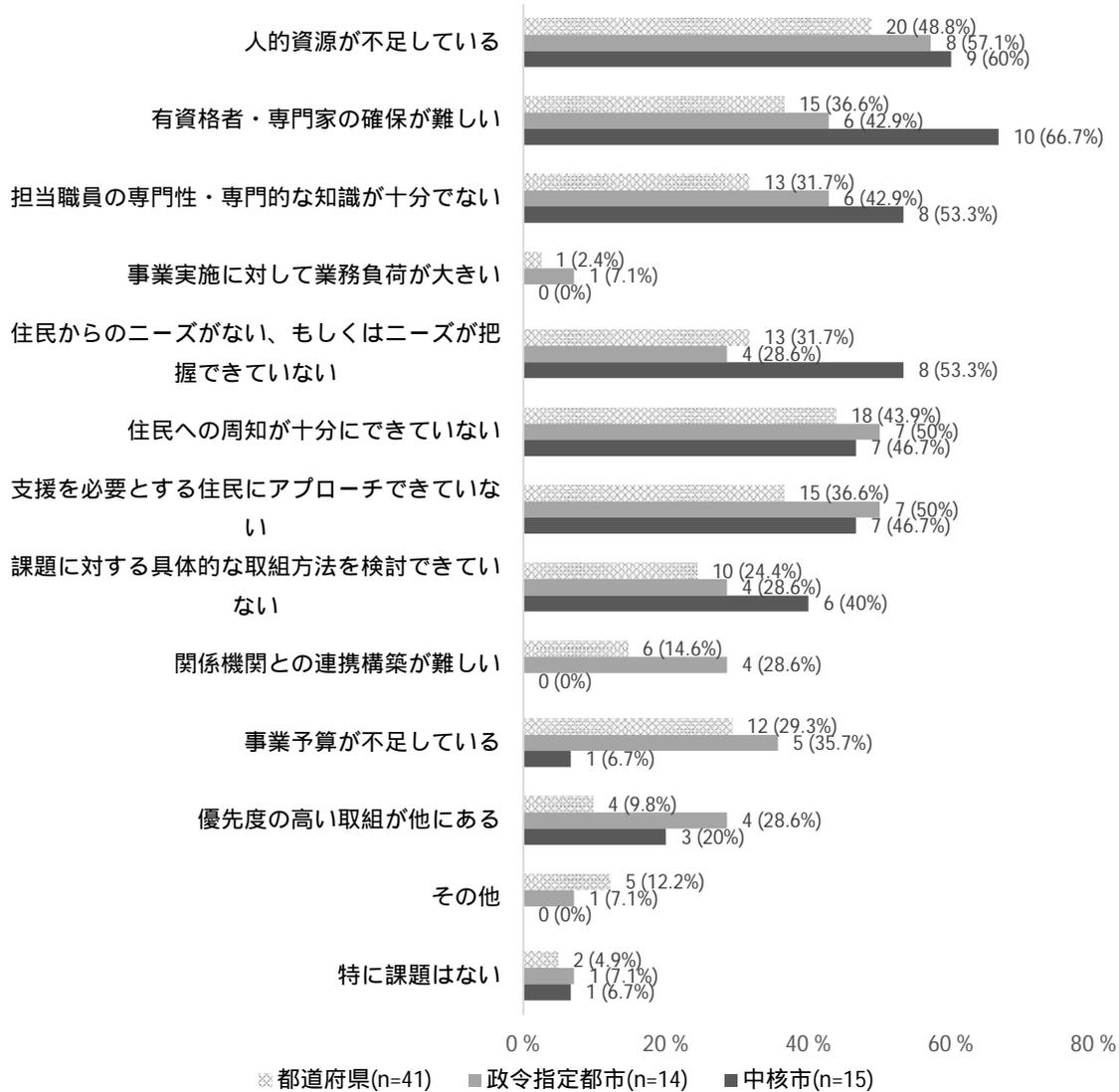
- 健康問題が多様化、複雑化してきており、市町村・保健所だけでは対応が困難な事例が増えている。NPO 団体へ相談される方が多く、支援に関わる機関同士の連携がかみ合っていない部分がある
- 予期せぬ妊娠等に関して、緊急性が高く地域でのフォローが必要なケースについて、各市町村で対応への温度差があるため、研修や事例の共有を通じて共通認識を高める必要がある
- 市町村における支援体制や取組内容の地域格差がある
- 女性健康支援センター設置における中核市との連携の在り方に課題がある

I 事業を実施する上での課題

女性健康支援センター事業を実施している自治体に、事業を実施する上での課題を聞いた。選択した課題の平均個数（下表「その他」「特に課題はない」を除く）は、都道府県は3.2、政令指定都市は4.1、中核市は4と政令指定都市と中核市が、都道府県よりも認識している課題が多い傾向がある。

都道府県では、「人的資源の不足」が20都道府県（48.8%）と最も多く、次に「住民への周知が不十分」が18都道府県（43.9%）である。中核市においても「人的資源の不足」が8市（57.1%）と最も多く、次に「住民への周知が不十分」「支援を必要とする住民へアプローチができていない」が7市（50.0%）である。中核市は「有資格者・専門家の確保」が10市（66.7%）と最も多く、次に「人的資源の不足」が9市（60.0%）である。

図表 36 事業を実施する上での課題（複数回答）



その他の課題（自由記載）

都道府県

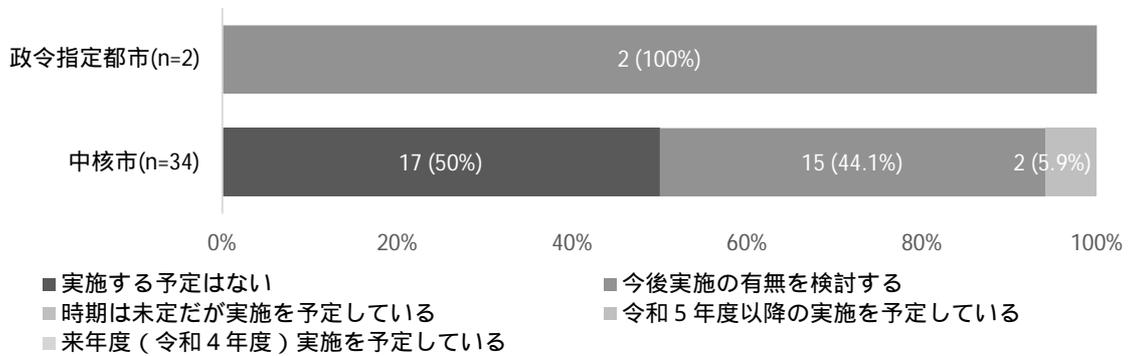
- 直営で実施しており、対応する人・時間等に限界がある
- 未成年の対応について、保護者の同意、同伴がなければ受診同行支援の利用ができない
- 各相談窓口の担当者との課題の共有が十分にできていない
- 性教育に関して教育部門との連携が難しい
- センターの開設日が平日・日中に限られている

オ 事業未実施自治体の今後の意向と課題

(ア) 今後の実施意向

女性健康支援センター事業を実施していない自治体に、今後の意向を聞いたところ、現時点で実施を予定している自治体（時期未定は除く）は政令指定都市、中核市ともになかった。政令指定都市では2市（100.0%）が「今後実施の有無を検討する」と回答し、中核市では17市（50.0%）が「実施する予定はない」、15市（44.1%）が「今後実施の有無を検討する」と回答している。

図表 37 今後の事業実施の意向

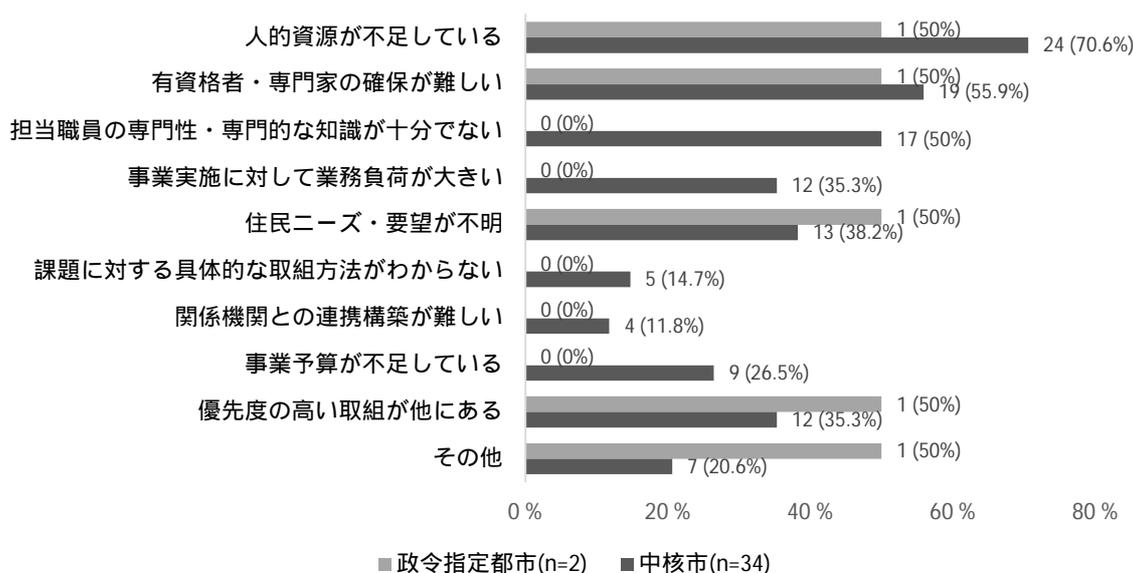


(1) 事業を実施するにあたっての課題

事業を実施するにあたっての課題について、政令指定都市では、1市（50.0%）「人的資源の不足」「有資格者・専門家の確保」「住民ニーズ・要望が不明」と回答している。中核市では、「人的資源の不足」が24市（70.6%）と最も多く、次いで19市（55.9%）が「有資格者・専門家の確保」、17市（50.0%）が「担当職員の専門性・専門的な知識が不十分」と回答し、上位3つがいずれも人的課題である。

また、その他の回答により、7中核市が県や他事業で対応していることがわかった。これにより、全49中核市中、22市（44.9%）が事業を実施、27市（55.1%）が事業未実施となる。

図表 38 事業を実施するにあたっての課題（複数回答）



その他の内容

区分	内容	回答数
政令指定都市	記載なし	1
中核市	県で対応している	5
中核市	既存事業との棲み分け	1
中核市	既存事業で対応している	1
中核市	必要に応じて対応している	1

(4) 不妊専門相談センター事業

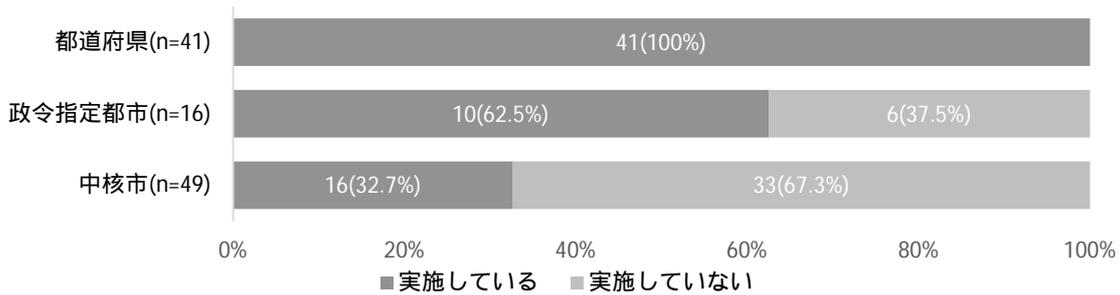
ア 事業の実施状況と各取組の実施状況

不妊専門相談センター事業は全 41 都道府県（100.0%）、10 政令指定都市（62.5%）、16 中核市（32.7%）で実施されている。都道府県と政令指定都市では、多くの自治体で実施されているが、中核市では、「実施していない」が「実施している」を上回っている。

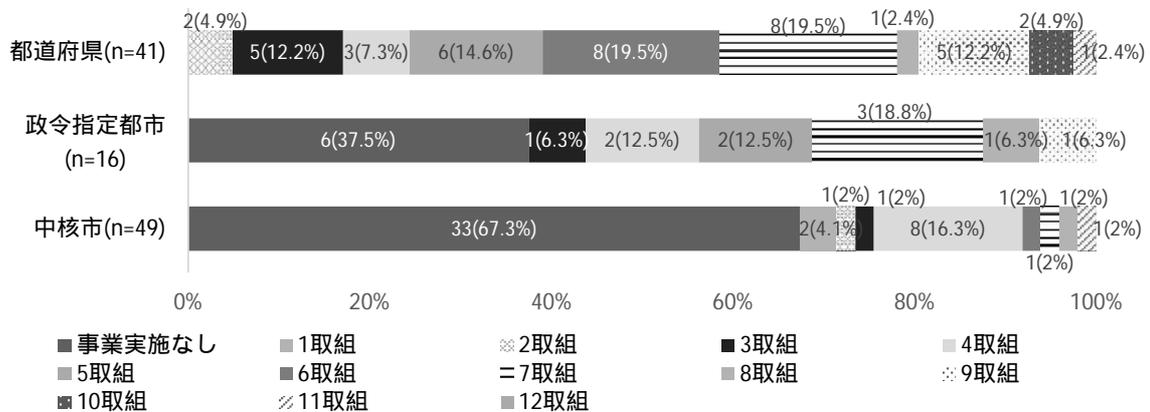
平均取組数（その他を除く 12 取組の事業実施自治体の平均）は都道府県が 6.1、政令指定都市が 5.9、中核市が 4.4 である。都道府県と政令指定都市が 6 前後であるのに対し、中核市は 4.4 と都道府県と政令指定都市と比較して取組数が 1.5 前後少ない。都道府県では、6 取組及び 7 取組が最も多く、8 都道府県（19.5%）が該当する。また、政令指定都市では 7 取組が最も多く、3 市（18.8%）が該当する。また、18 都道府県（34.1%）が 4 取組以上実施している。一方で、中核市では 4 取組が最も多く、8 市（16.3%）が該当する。

12 取組を全て実施しているのは、1 都道府県（2.4%）、1 中核市（2.0%）のみである。

図表 39 不妊専門相談センター事業の実施状況

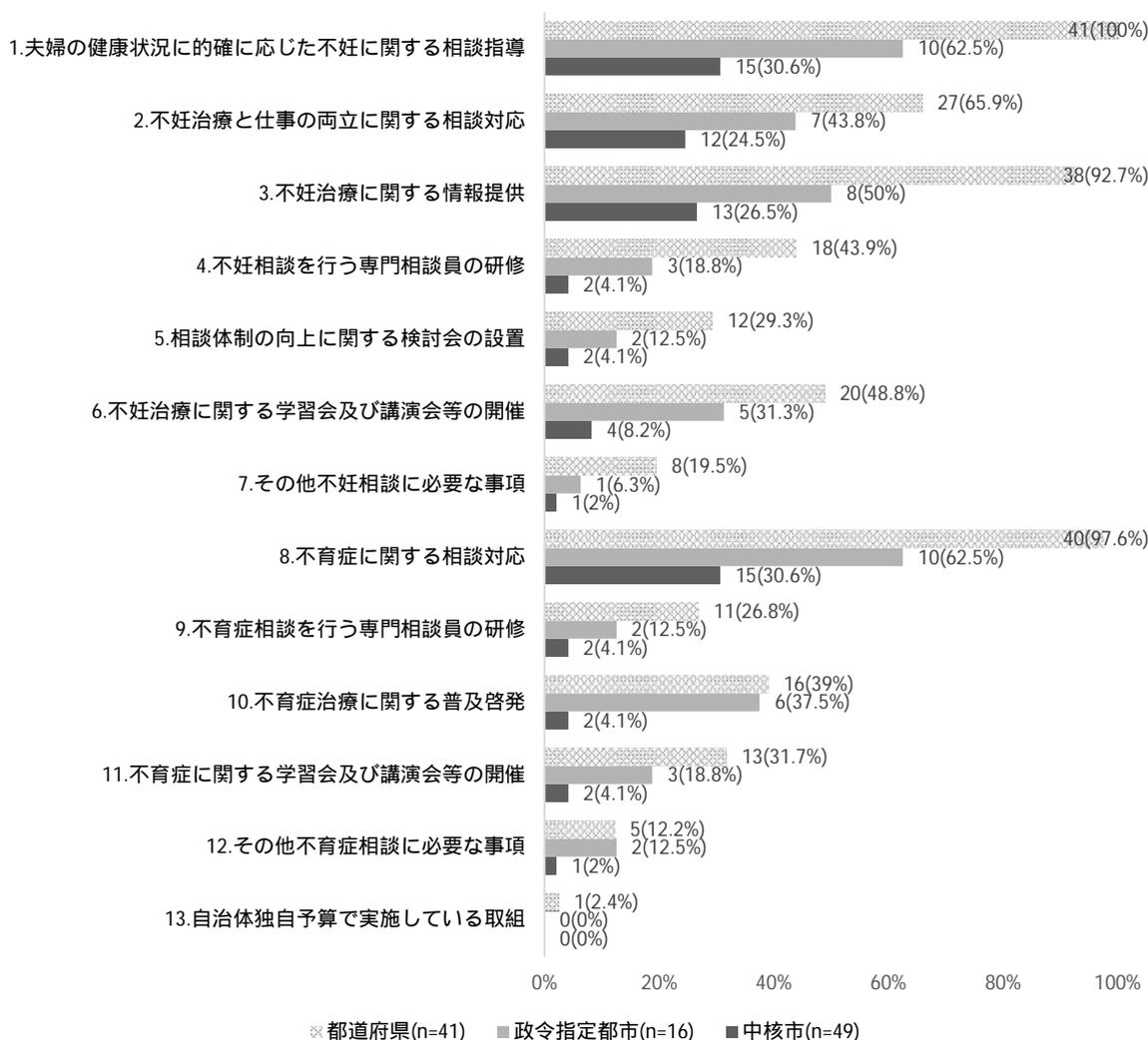


図表 40 不妊専門相談センター事業の取組数（独自取組を除く全 12 取組）



取組の中で最も実施率が高いのは、都道府県では「1. 夫婦の健康状態に的確に応じた不妊に関する相談指導」が41 全都道府県で実施されている。次いで、「8. 不育症に関する相談事業」で40 都道府県（97.6%）、「3. 不妊治療に関する情報提要」で38 都道府県（92.7%）と続く。政令指定都市及び中核市でも、「1. 夫婦の健康状態に的確に応じた不妊に関する相談指導」と「8. 不育症に関する相談事業」で各々10 政令指定都市（62.5%）、15 中核市（30.6%）で実施されている。次に実施率が高いのは、「3. 不妊治療に関する情報提要」で8 政令指定都市（50.0%）、13 中核市（26.5%）で実施されている。

図表 41 不妊専門相談センター事業各取組の実施状況



イ 各取組の実施状況

(ア) 夫婦の健康状況に的確に応じた不妊に関する相談指導

a 実施概要

実施率	都道府県 41 (100.0%)、政令指定都市 10 (62.5%)、中核市 15 (30.6%)
-----	---

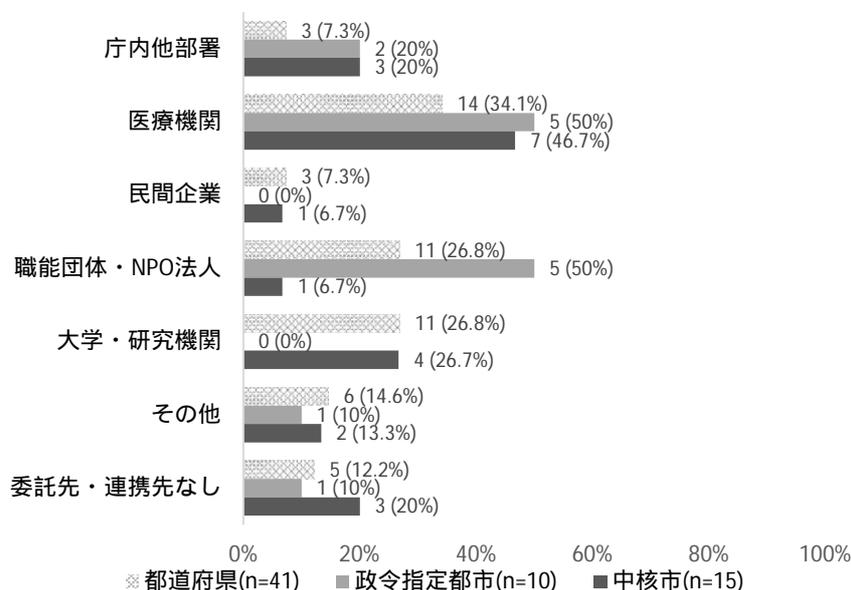
全 12 取組（独自予算による取組を除く）のうち、全ての地方公共団体区分において実施率が最も高い取組である。

多くの自治体の実施方法は、対面による面談、電話、メールが挙げられているが、オンライン面談、SNS、LINE、FAX での相談を実施している自治体もある。相談対応者は、産婦人科医・泌尿器科医・生殖医療を専門とする等の医師、看護師、助産師、保健師、保育士、心理職、不妊カウンセラー、生殖心理カウンセラー等が挙げられている。医師以外の対応者を不妊症看護認定看護師、不妊カウンセラー資格所有者等の専門家に限定している自治体もある。

b 連携・委託

都道府県の平均連携・委託先は 1（庁内他部署、医療機関、民間企業、職能団体・NPO 法人、大学・研究機関、その他をそれぞれ 1 とし、最低 1 以上連携・委託先がある自治体数を n としている。以下同様）、政令指定都市は 1.4、中核市は 1.5 である。全地方公共団体区分で医療機関との連携・委託が最も多く、14 都道府県（34.1%）、5 政令指定都市（50.0%）、7 中核市（46.7%）が該当する。政令指定都市では職能団体・NPO 法人との連携・委託も 5 市（50.0%）で行われている。

図表 42 連携・委託先の状況（複数回答）



「その他」の連携先（自由記載）

都道府県

- 県内医療機関に勤務する専門医、助産師会、不妊治療と仕事の両立相談窓口

政令指定都市

- 都道府県（1市は県と共同実施）

中核市

- 都道府県、助産師会 等

c 独自の工夫

図表 43 独自の工夫（自由記載）

都道府県

- 医師のスーパーバイズのもと、専門の研修を受けたピアカウンセラーが相談に応じる
- 「女性の健康支援センター事業」と同じ委託先で実施している
- 相談窓口の周知カードを作成し、高等学校、大学、産科医療機関、市町村、県関係機関等に幅広く周知している
- 仕事が終わった後にも相談ができるよう、相談時間を拡充し、受付時間を延長した
- 妊活 LINE サポート事業を開始し、相談しやすい体制づくりに努めている

- 特定不妊治療費助成事業リーフレットに当該センター利用案内を掲載している
- 感染症対策として、オンライン面接を実施している
- 助産師会に委託し、休日専用の電話相談窓口を設けている
- 月一回カフェ（当事者交流会）を開催している（現在は感染症拡大防止のため中止）
- 相談場所が都市部に集中しているため、出張相談会（年2回）を試行している
- 心理的な相談として臨床心理士による面談相談を実施している
- 心理職は不妊治療専門医療機関で勤務する心理士に派遣依頼している

政令指定都市

- 感染症対策として、オンライン面接を実施している
- 不妊治療に関する専門の医師、不妊症看護認定看護師を配置し、面接相談・専門的見地からの的確な情報提供を実施している
- 地域に身近な保健センターにおいて、電話・面接相談対応を実施し、更なる専門相談を求める方には、当事業の案内や都道府県の関連事業を周知している
- 対面では、医師・助産師への相談を両方受けられるようにしており、医療面だけでなく、生活環境の調整や夫婦関係、メンタル面等様々な視点から相談や助言指導を行うことができるようにしている

中核市

- 相談を希望する人が相談しやすいよう、LINE による相談も委託により行っている
- 第一線で活躍している不妊治療専門の医師、助産師会の助産師のどちらかを選択し相談でき、助産師は電話か面接を選択できる。時間帯も午前と夕方～夜間に設定しており、生活サイクルに合わせた予約を可能にしている
- 仕事が終わった後にも相談ができるよう、相談時間を拡充し、受付時間を延長した等

(イ) 不妊治療と仕事の両立に関する相談対応

a 実施概要

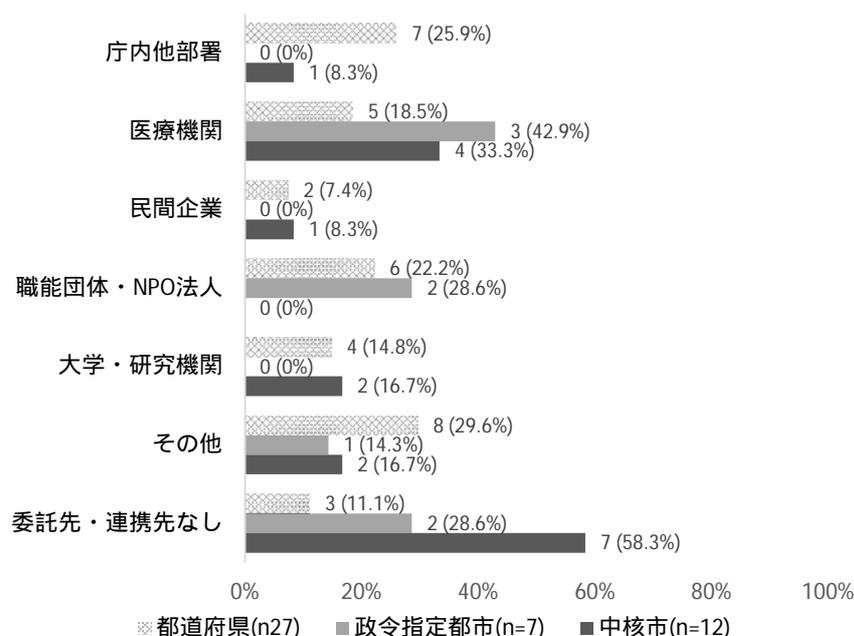
実施率	都道府県 27 (65.9%)、政令指定都市 7 (43.8%)、中核市 12 (24.5%)
-----	---

多くの自治体の実施方法は、対面による面談、電話、メールが挙げられているが、オンライン面談、SNS、LINE での相談を実施している自治体もある。相談対応者は、産婦人科・泌尿器科等の医師、看護師、助産師、保健師、心理職、不妊カウンセラー等が挙げられている。看護師、助産師については、不妊症看護認定看護師、不妊カウンセラー資格所有者に限定している自治体もある。

b 連携・委託

都道府県の平均連携・委託先は 1.3、政令指定都市は 1.2、中核市は 1.7 である。都道府県では、その他が最も多く 8 都道府県 (29.6%) が該当し、そのうち 5 都道府県が労働局と連携していると回答している。次いで 7 都道府県 (25.9%) が庁内他部署と連携・委託している。政令指定都市では 3 市 (42.9%) が医療機関と連携・委託しているが、2 市 (28.6%) では委託先・連携先がない。また中核市では委託先・連携先なしが 7 市 (58.3%) で最も多い。

図表 44 連携・委託先の状況 (複数回答)



「その他」の連携先（自由記載）

都道府県

- 労働局、不妊相談窓口

政令指定都市

- 都道府県（1市は県と共同実施）

中核市

- 助産師会 等

c 独自の工夫

図表 45 独自の工夫（自由記載）

都道府県

- 医師のスーパーバイズのもと、専門の研修を受けたピアカウンセラーが相談に応じる
- 不妊治療と仕事の両立支援のパンフレットを作成し、事業所等へ配布している。また、自治体等へも配布し相談支援に活用している
- 妊活 LINE サポート事業を開始し、相談しやすい体制づくりに努めている
- 仕事をしている相談者が相談しやすいよう、相談時間を午後 9 時までに変更。また、両立支援に悩む企業の人事担当者からの相談にも対応し、労働局と共同で企業向けの周知チラシ作成や説明会を実施している

政令指定都市

- 感染症対策として、オンライン面接を実施している
- 就労している方にも相談していただきやすいようメール相談も実施している
- 必要に応じ、厚労省が作成している「不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル」、「不妊治療と仕事の両立サポートハンドブック」を配布し、職場の理解が得られるような伝え方等を助言している

中核市

- 第一線で活躍している不妊治療専門の医師、助産師会の助産師のどちらかを選択し相談でき、助産師は電話か面接を選択できる。時間帯も午前と夕方-夜間に設定しており、生活サイクルに合わせた予約を可能にしている 等

(ウ) 不妊治療に関する情報提供

a 実施概要

実施率	都道府県 38 (92.7%)、政令指定都市 8 (50.0%)、中核市 13 (26.5%)
-----	---

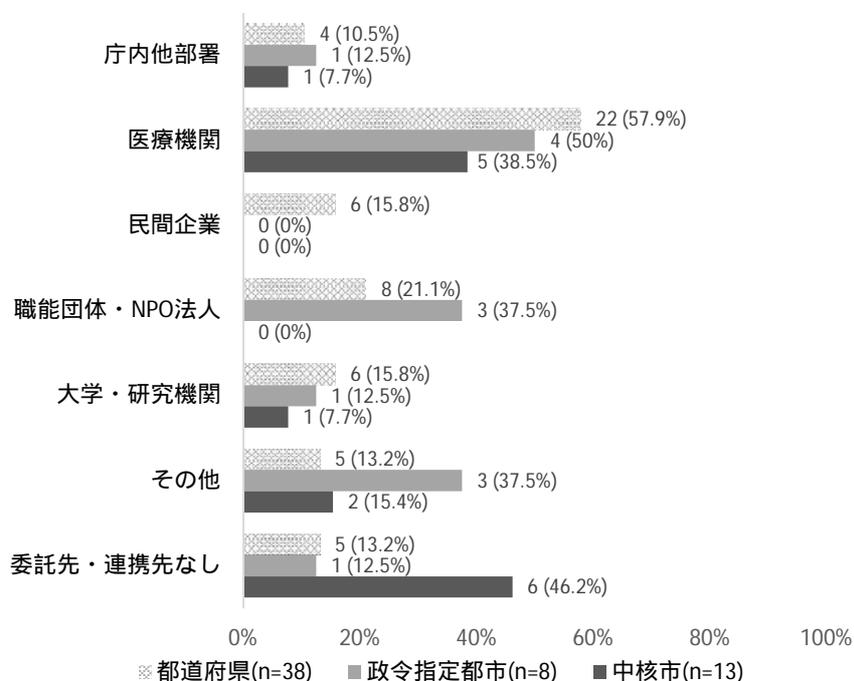
全ての地方公共団体区分で、(ア)夫婦の健康状況に的確に応じた不妊に関する相談指導、(ク)不育症に関する相談対応に次いで、3番目に実施率が高い取組である。

ホームページ、パンフレット、チラシ、LINE、アプリ等による情報提供、医師、看護師、助産師等による面談、電話、メール等による情報提供、不妊症や不育症等に関する公開講座や講演会等が実施されている。

b 連携・委託

都道府県の平均連携・委託先は 1.5、政令指定都市は 1.7、中核市は 1.3 である。都道府県及び政令指定都市では、医療機関との連携・委託が最も多く、22 都道府県 (57.9%)、4 政令指定都市 (50.0%) が該当する。中核市では、委託先・提携先なしが最も多く 6 市 (46.2%) が該当するが、次いで医療機関との連携・委託が 5 市 (38.5%) である。

図表 46 連携・委託先の状況 (複数回答)



「その他」の連携先（自由記載）

都道府県

- 市町村、産婦人科医会、助産師会

政令指定都市

- 都道府県（1市は県と共同実施）、教育委員会、高等学校、ショッピングモール

中核市

- 都道府県 等

c 独自の工夫

図表 47 独自の工夫（自由記載）

都道府県

- 医師のスーパーバイズのもと、専門の研修を受けたピアカウンセラーが相談に応じる
- オンラインで開催するとともに、通年動画配信している
- 若い世代に対して知識の普及啓発を行っている（普及啓発冊子を毎年、県内高校2年生に配布）
- 相談者に任意で居住地を聞き、自宅から近い医療機関の情報をお伝えできるようにしている
- 不妊治療だけでなく、妊孕性やライフデザイン等若い世代にも関心を持てる内容としている
- 特定不妊治療助成申請、相談窓口について詳しく記載している

政令指定都市

- 不妊や妊娠に関心がない方にも啓発できるよう、ショッピングモールにチラシを配架する等している
- 不妊や不育に悩む方が少なくなるよう、若い世代への妊孕性に関する正しい知識の普及啓発に力を入れて取り組んでいる

中核市

- 第一線で活躍している不妊治療専門の医師、助産師会の助産師のどちらかを選択し相談でき、助産師は電話か面接を選択できる。時間帯も午前と夕方-夜間に設定して、生活サイクルに合わせた予約を可能にしている 等

(I) 不妊相談を行う専門相談員の研修

a 実施概要

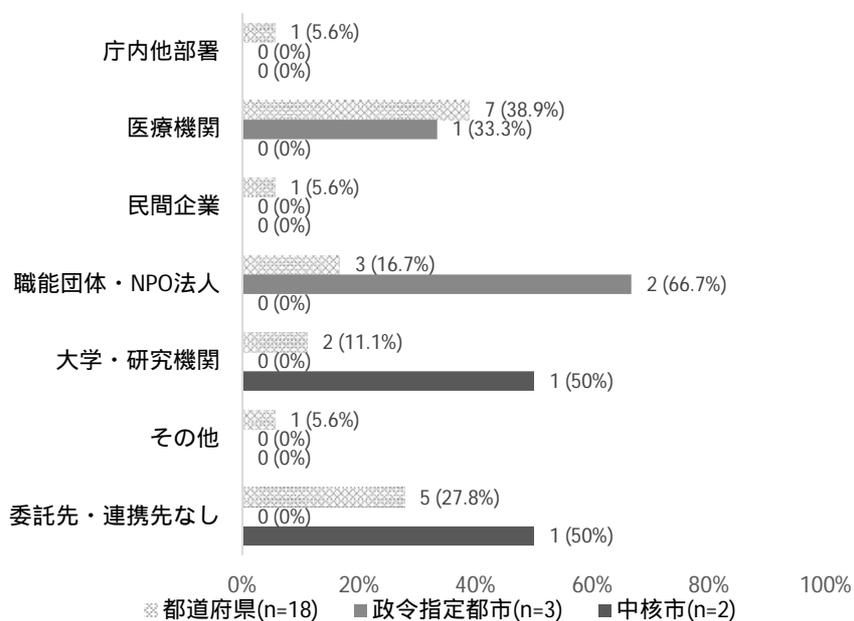
実施率	都道府県 18 (43.9%)、政令指定都市 3 (18.8%)、中核市 2 (4.1%)
-----	---

厚生労働省や都道府県、学会等の他組織の研修受講や、自治体や相談センター主催の研修会等を実施している。研修受講を通じて、カウンセラー資格の取得・更新につなげている自治体もある。対象者は相談センターの相談員や自治体担当者、医療機関関係者等が挙げられているが、養護教諭を含む自治体もある。また、都道府県にて「生殖医療サポーターの会」を組織し、毎月研修会を実施している都道府県もある。

b 連携・委託

都道府県の平均連携・委託先は 1.2、政令指定都市は 1、中核市は 1 である。都道府県では、医療機関との連携・委託が最も多く、7 都道府県 (38.9%) が該当する。政令指定都市では 2 市 (66.7%) が職能団体・NPO 法人と連携・委託しており、中核市では、1 市 (50.0%) が大学・研究機関と連携・委託している。

図表 48 連携・委託先の状況 (複数回答)



「その他」の連携先（自由記載）

都道府県

- 母子保健推進会議 等

c 独自の工夫

図表 49 独自の工夫（自由記載）

都道府県

- 国の研修や他自治体の研修等、受講可能な研修について、委託業者へ参加を促している
- ウェブ開催とすることにより、多くの人に参加しやすい体制づくりをしている 等

(オ) 相談体制の向上に関する検討会の設置

a 実施概要

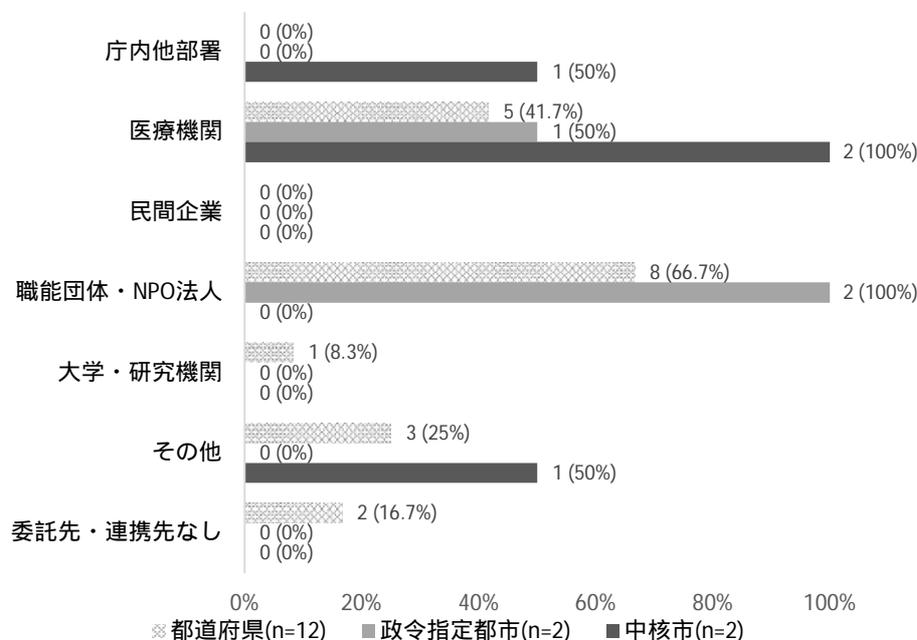
実施率	都道府県 12 (29.3%)、政令指定都市 2 (12.5%)、中核市 2 (4.1%)
-----	---

検討会の構成員は、医師会、産婦人科学会、助産師会、不妊治療実施医療機関の医師・助産師、不妊専門相談センター相談員を挙げている自治体が多いが、さらに不妊治療に関する学識経験者、法律専門家、心理カウンセラー、労働団体関係者、経営者団体関係者等、より幅広い構成員で構成している自治体もある。開催頻度は年1~2回が多いが、不妊専門相談センターを外部に委託している自治体では、相談センターの相談員と自治体担当者との間で月1回検討会が実施されている。

b 連携・委託

都道府県の平均連携・委託先は1.5、政令指定都市は1.5、中核市は2である。都道府県では、職能団体・NPO法人との連携・委託が最も多く、8都道府県(66.7%)が該当する。政令指定都市では2市(100.0%)が職能団体・NPO法人と連携・委託しており、中核市では、2市(100.0%)が医療機関と連携・委託している。

図表 50 連携・委託先の状況 (複数回答)



「その他」の連携先（自由記載）

都道府県

- 他会議体

中核市

- 県医師会、日本産科婦人科学会、日本生殖心理学会、県産婦人科医会、県助産師会、法律専門家 等

c 独自の工夫

図表 51 独自の工夫（自由記載）

都道府県

- 不妊治療と仕事の両立に関する相談の効率的な実施に向けて、令和元年度より、構成員に労働団体関係者及び経営者団体関係者を追加した 等

(カ) 不妊治療に関する学習会及び講演会等の開催

a 実施概要

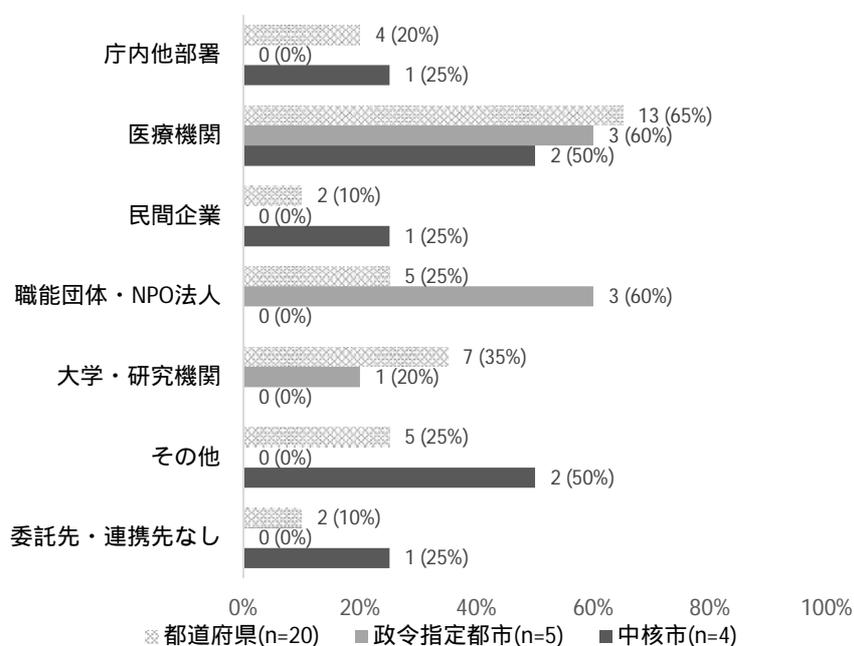
実施率	都道府県 20 (48.8%)、政令指定都市 5 (31.3%)、中核市 4 (8.2%)
-----	---

年 1～2 回、不妊または不育に関する講演会や研修会等を地域住民、または市町村担当者や保健師、産婦人科医師、看護師、助産師等の実務担当者向けに実施している。テーマとして、男性不妊や不妊治療と仕事の両立支援も挙げられている。また、不妊または不育症に悩む者同士が悩みや思いを共有し、精神的負担の軽減を図るための交流会を実施している自治体もある。開催回数は年 1 回が多いが、NPO 法人に委託し、月 1 回開催している自治体もある。

b 連携・委託

都道府県の平均連携・委託先は 2、政令指定都市は 1.4、中核市は 2 である。全ての地方公共団体区分で医療機関との連携・委託が最も多く、13 都道府県 (65.0%)、3 政令指定都市 (60.0%)、2 中核市 (50.0%) が該当する。政令指定都市では、職能団体・NPO 法人との連携・委託も 3 市 (60.0%) で行われている。

図表 52 連携・委託先の状況 (複数回答)



「その他」の連携先（自由記載）

都道府県

- 不妊治療実施医療機関、県産業保健総合支援センター、労働局

中核市

- 県内市町村担当者、助産師会、医師、助産師、保健師 等

c 独自の工夫

図表 53 独自の工夫（自由記載）

都道府県

- 電話・メール相談窓口である妊娠相談ほっとラインからの連携を行っている。また、事業者選定にプロポーザル方式を採用することにより、安定的な相談員確保や相談員の職種等、より質の高い運営を担保している
- 産前産後の電話相談を 24 時間対応している
- 匿名可能、府外相談者も対応している

政令指定都市

- 県と協同して「妊娠 SOS 相談事業」を事業者へ委託している

中核市

- 母子健康手帳交付時の全員面接により、若年妊婦等の早期把握，早期からの対応が可能である 等

(キ) その他不妊相談に必要な事項

a 実施概要

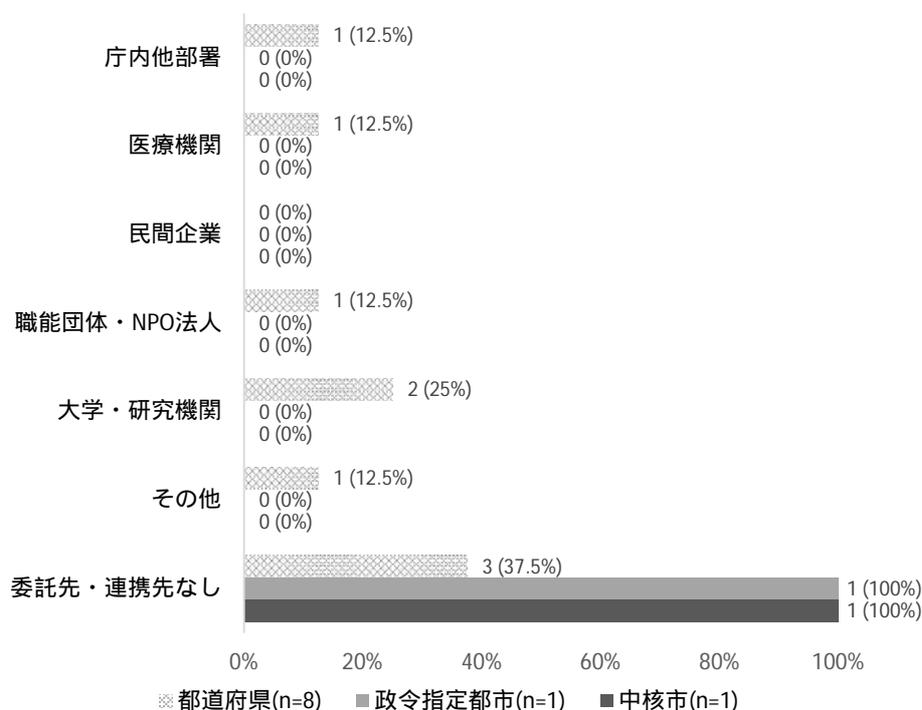
実施率	都道府県 8 (19.5%)、政令指定都市 1 (6.3%)、中核市 1 (2.0%)
-----	---

ホームページ、新聞広告、チラシ、カード型チラシ、LINE、Twitter 等による相談事業の周知、各相談機関へのスーパーバイズ、日本不妊カウンセリング学会開催の不妊カウンセラー・体外受精コーディネーター養成研修への参加、日本生殖心理学会回債の生殖心理カウンセラー研修会への参加等が実施されている。市町村の不妊相談の実施状況を県のホームページに掲載し、県民に周知している県もある。

b 連携・委託

都道府県の平均連携・委託先は 1.2 であり、政令指定都市と中核市では委託先・連携先はない。都道府県においても、委託先・連携先なしが最も多く、3 都道府県 (37.5%) が該当する。次いで 2 都道府県 (25.0%) が大学・研究機関と連携・委託している。

図表 54 連携・委託先の状況 (複数回答)



「その他」の連携先（自由記載）

都道府県

- 市町村

c 独自の工夫

図表 55 独自の工夫（自由記載）

都道府県

- 医師のスーパーバイズのもと、専門の研修を受けたピアカウンセラーが相談に応じる
- 各保健福祉事務所及び中核市が、不妊専門相談センターに対して専門的な助言を求めることができる体制を整備し、県内全体の相談支援機能の強化を図っている

等

(ク) 不育症に関する相談対応

a 実施概要

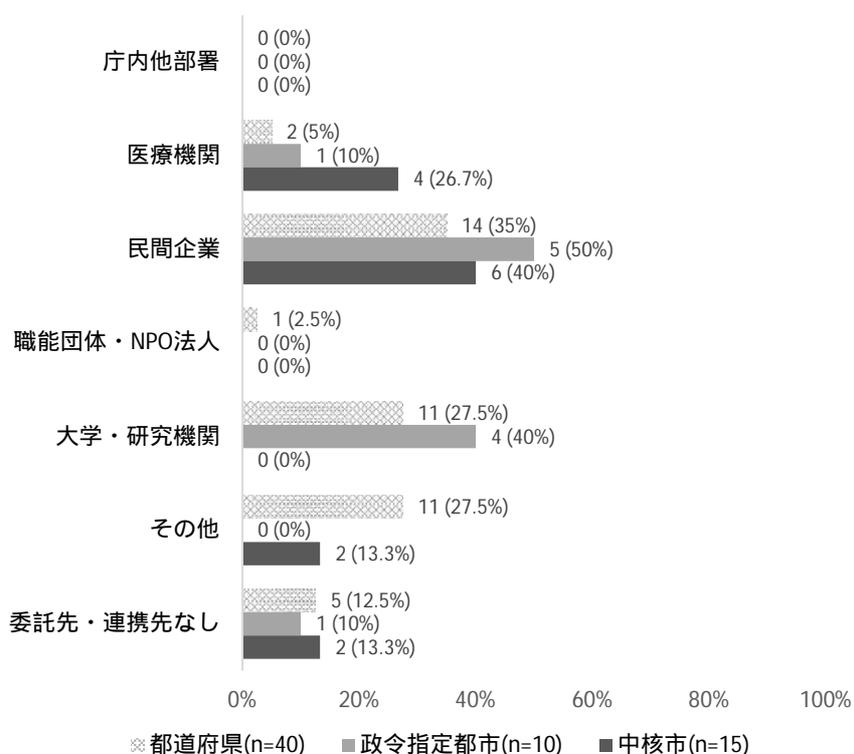
実施率	都道府県 40 (97.6%)、政令指定都市 10 (62.5%)、中核市 15 (30.6%)
-----	--

相談の実施方法は、対面・オンラインによる面談、電話、メール、SNS、LINE、FAX 等が挙げられている。また、対応者は産婦人科医師、医師、保健師、助産師、看護師、臨床心理士等が挙げられている。看護師は不妊症看護認定看護師である自治体もある。

b 連携・委託

都道府県の平均連携・委託先は 1.3、政令指定都市は 1.4、中核市は 1.3 である。全ての地方公共団体区分で民間企業との連携・委託が最も多く、14 都道府県 (35.0%)、5 政令指定都市 (50.0%)、6 中核市 (40.0%) が該当する。都道府県と政令指定都市では、大学・研究機関との連携・委託も多く、11 都道府県 (27.5%)、4 政令指定都市 (40.0%) で実施されている。

図表 56 連携・委託先の状況 (複数回答)



「その他」の連携先（自由記載）

都道府県

- 県内医療機関に勤務する専門医

政令指定都市

- 都道府県（1市は県と相談センターを設置）

中核市

- 助産師会 等

c 独自の工夫

図表 57 独自の工夫（自由記載）

都道府県

- 医師のスーパーバイズのもと、専門の研修を受けたピアカウンセラーが相談に応じる
- 相談しやすい体制づくりに向けて相談時間の拡充・受付時間を延長した
- 相談窓口の周知カードを作成し、高等学校、大学、産科医療機関、市町村、県関係機関等に幅広く周知している
- 医師の面接相談と助産師による電話相談の2つの窓口を設け、希望する相談内容・相談手段によって相談先を分けている
- 特定不妊治療費助成事業リーフレットに当該センター利用案内を掲載している
- 相談場所が都市部に集中しているため、出張相談会（年2回）を試行している
- 不妊治療相談と委託先が同一にし、一貫した対応を可能にしている

政令指定都市

- 相談者の予約時の状況を整理して相談に導入している
- オンラインによる面談を実施している
- 不妊治療に関する専門の医師、不妊症看護認定看護師を配置し、面接相談・専門的見地からの的確な情報提供を実施している

中核市

- 検査費申請時に面接、相談希望があれば対応する
- 死産届出時に相談先の情報提供を行い、希望者へ訪問指導を実施する
- 相談しやすい体制づくりに向けて相談時間の拡充・受付時間を延長した 等

(ケ) 不育症相談を行う専門相談員の研修

a 実施概要

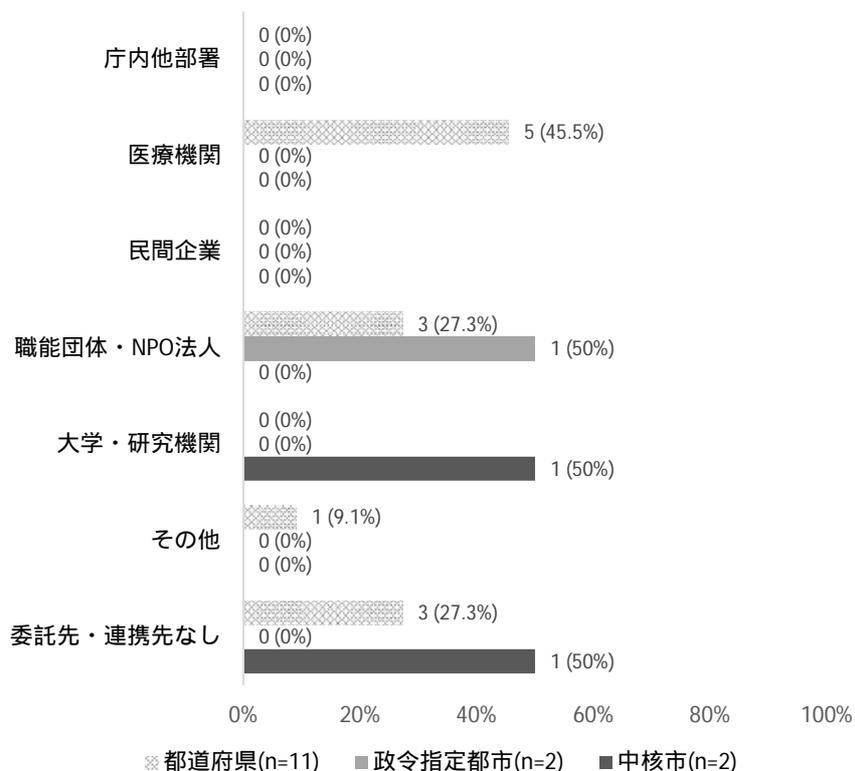
実施率	都道府県 11 (26.8%)、政令指定都市 2 (12.5%)、中核市 2 (4.1%)
-----	---

厚生労働省や県が主催する研修会の受講、不妊カウンセラー・体外受精コーディネーター養成講座、不妊症・不育症ピアサポーター養成研修、学会等が実施する養成講座への派遣等が実施されている。また、委託先にも受講可能な研修を案内している自治体もある。

b 連携・委託

都道府県の平均連携・委託先は 1.1、政令指定都市及び中核市は 1 である。都道府県では、医療機関との連携・委託が最も多く、5 都道府県 (44.5%) が該当する。政令指定都市では 1 市 (50.0%) が職能団体・NPO 法人と連携・委託し、中核市では 1 市 (50.0%) が大学・研究機関と連携・委託している。

図表 58 連携・委託先の状況 (複数回答)



「その他」の連携先（自由記載）

都道府県

- 母子保健推進会議 等

c 独自の工夫

図表 59 独自の工夫（自由記載）

都道府県

- 国の研修や他自治体の研修等、受講可能な研修について、委託業者へ参加を促している 等

(2) 不育症治療に関する普及啓発

a 実施概要

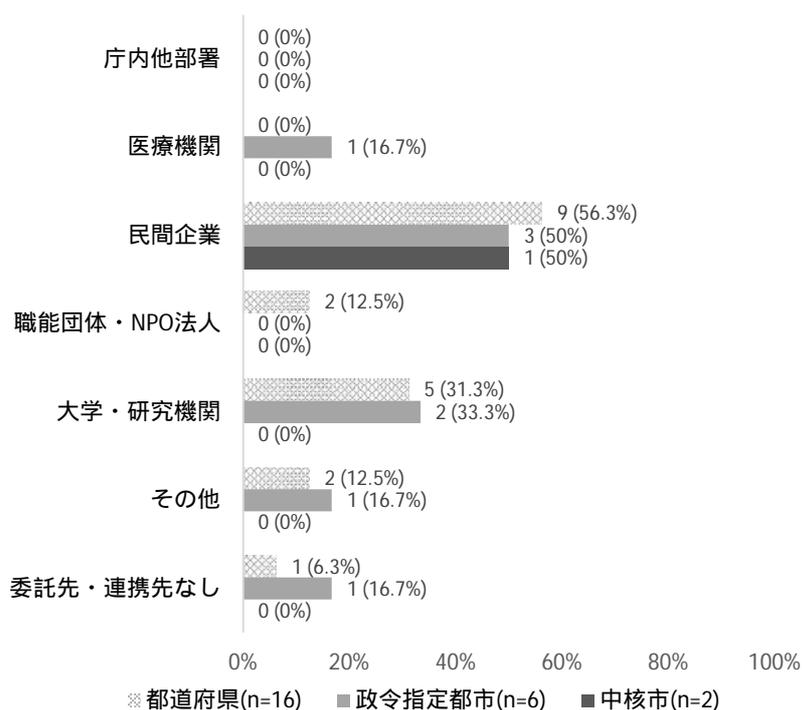
実施率	都道府県 16 (39.0%)、政令指定都市 6 (37.5%)、中核市 2 (4.1%)
-----	---

ホームページやパンフレット、広報紙での情報提供、相談センター担当職員や医療機関、自治体担当者を対象とした研修会の実施、地域住民向けのセミナー、講演会等が実施されている。

b 連携・委託

都道府県の平均連携・委託先は 1.3、政令指定都市は 1.6、中核市は 1 である。全ての地方公共団体区分で民間企業との連携・委託が最も多く、9 都道府県 (56.3%)、3 政令指定都市 (50.0%)、1 中核市 (50.0%) が該当する。

図表 60 連携・委託先の状況 (複数回答)



「その他」の連携先（自由記載）

都道府県

- 市町村、産婦人科医会、助産師会

政令指定都市

- ショッピングモール 等

c 独自の工夫

図表 61 独自の工夫（自由記載）

都道府県

- 国の研修や他自治体の研修等、受講可能な研修について、委託業者へ参加を促している

政令指定都市

- 不妊や妊娠に関心がない方にも啓発できるよう、ショッピングモールにチラシを配架する等している 等

(サ) 不育症に関する学習会及び講演会等の開催

a 実施概要

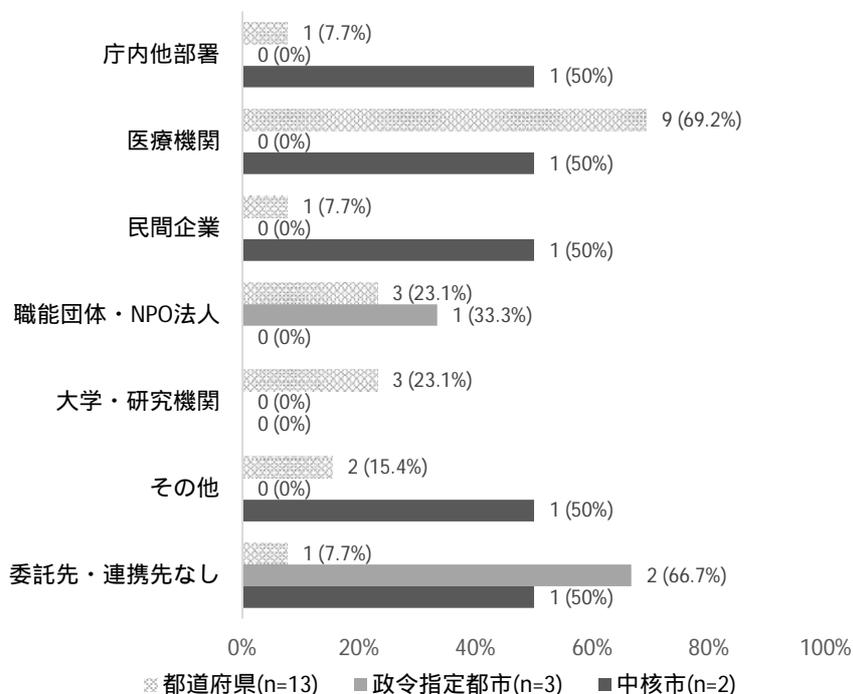
実施率	都道府県 13 (31.7%)、政令指定都市 3 (18.8%)、中核市 2 (4.1%)
-----	---

自治体担当者や保健師、医師、看護師、助産師、臨床心理士、不妊カウンセラー等の実務担当者を対象とした講演会や研修会、地域住民を対象としたセミナーや講演会、相談会、カフェ等が実施されている。地方労働局から実務担当者向けに、不妊治療を仕事の両立に係る事業説明を実施した県もある。頻度は年 1 回と回答した自治体が多い。

b 連携・委託

都道府県の平均連携・委託先は 1.6、政令指定都市は 1、中核市は 4 である。都道府県では医療機関との連携・委託が最も多く、9 都道府県 (69.2%) が該当する。政令指定都市では 2 市 (66.7%) では連携・委託先がなく、1 市 (33.3%) は職能団体・NPO 法人と連携・委託している。中核市では、1 市 (50.0%) は連携・委託先がなく、1 市は庁内他部署、医療機関、民間企業、その他と連携・委託している。

図表 62 連携・委託先の状況 (複数回答)



「その他」の連携先（自由記載）

都道府県

- 不育症相談団体

中核市

- 助産師会の助産師、県内市町村担当者、保健師 等

c 独自の工夫

図表 63 独自の工夫（自由記載）

都道府県

- 講演会と合わせて、当事者同士の意見交換等を目的に交流会を開催している 等

(シ) その他不育症相談に必要な事項

a 実施概要

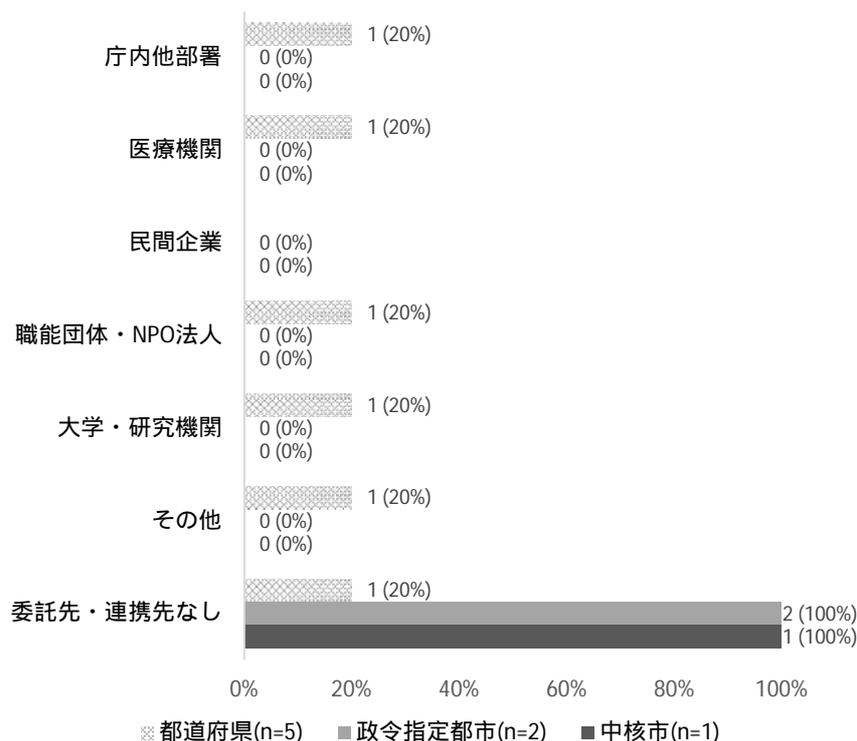
実施率	都道府県 5 (12.2%)、政令指定都市 2 (12.5%)、中核市 1 (2.0%)
-----	--

ホームページ、新聞広告、チラシ等による相談窓口の周知、相談対応を通じての情報提供、交流会における講話の開催、ピアサポートの場の提供等が挙げられている。また市町村の不育症相談の実施状況を県のホームページで県民に周知している県もある。

b 連携・委託

都道府県の平均連携・委託先は 1.25、政令指定都市及び中核市では、全市が委託先・連携先はなしであった。都道府県では民間企業と連携・委託している都道府県はなく、民間企業以外は各 1 都道府県 (20.0%) であった。

図表 64 連携・委託先の状況 (複数回答)



「その他」の連携先（自由記載）

都道府県

- 市町村

c 独自の工夫

図表 65 独自の工夫（自由記載）

都道府県

- 医師のスーパーバイズのもと、専門の研修を受けたピアカウンセラーが相談に応じる
等

(λ) 自治体独自予算で実施している取組

a 実施概要と連携・委託の状況

実施率	都道府県 1 (2.4%)、政令指定都市 0 (0.0%)、中核市 0 (0.0%)
-----	--

自治体独自予算で実施している取組があると回答したのは、都道府県の 1 件であった。

図表 66 独自予算における取組内容（自由記載）

区分	概要	連携・委託先
都道府県	<ul style="list-style-type: none">不妊治療と仕事の両立支援事業（企業向けセミナーの開催、アドバイザー派遣等）不妊に悩む夫婦への寄り添い型支援事業（不妊ピアサポーターの養成等）労働団体や経営者団体との「治療と仕事の両立に関する連携協定」の締結	医療機関、職能団体・NPO 法人、労働団体・経営者団体

り 市町村との連携(都道府県のみ回答)

(ア) 市町村と連携して実施している取組

市町村との連携した取組について、15 都道府県から回答があり、そのうち 11 都道府県が市町村との連携について回答している。

図表 67 市町村との連携した取組（自由記載）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">• 住民への周知を依頼している• 市町村の婚姻届受理窓口に結婚後早期の不妊検査の受検についてのポスター等を掲示している• 各市町村の助成事業の状況を県のホームページで公開し、県民への周知を行っている• 啓発物（チラシ・カード）を市町村窓口に設置、相談内容により市町村窓口を相談者へ紹介している• 中核市に対しても、不妊専門相談センターの助言が受けられる体制を構築している• 県内自治体の子育て情報誌等に、当センターの情報を掲載し、情報提供している <p style="text-align: right;">等</p> |
|--|

(イ) 市町村からの相談・協力依頼等の内容と対応内容

市町村からの相談・協力依頼とその対応について、7 都道府県から回答があり、そのうち 2 都道府県が市町村との相談・協力の連携について回答している。

図表 68 市町村からの相談・協力依頼とその対応（自由記載）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">• 市町村 HP に相談窓口の掲載許可依頼があり、市町村 HP に相談窓口について掲載した• 不妊専門相談センターにおける相談実績について、市町村からの照会に応じて情報提供している 等 |
|---|

(ウ) 市町村との連携における課題

市町村との連携における課題について、7 都道府県から回答があり、そのうち2 都道府県が市町村との連携における課題を回答している。

図表 69 市町村との連携における課題（自由記載）

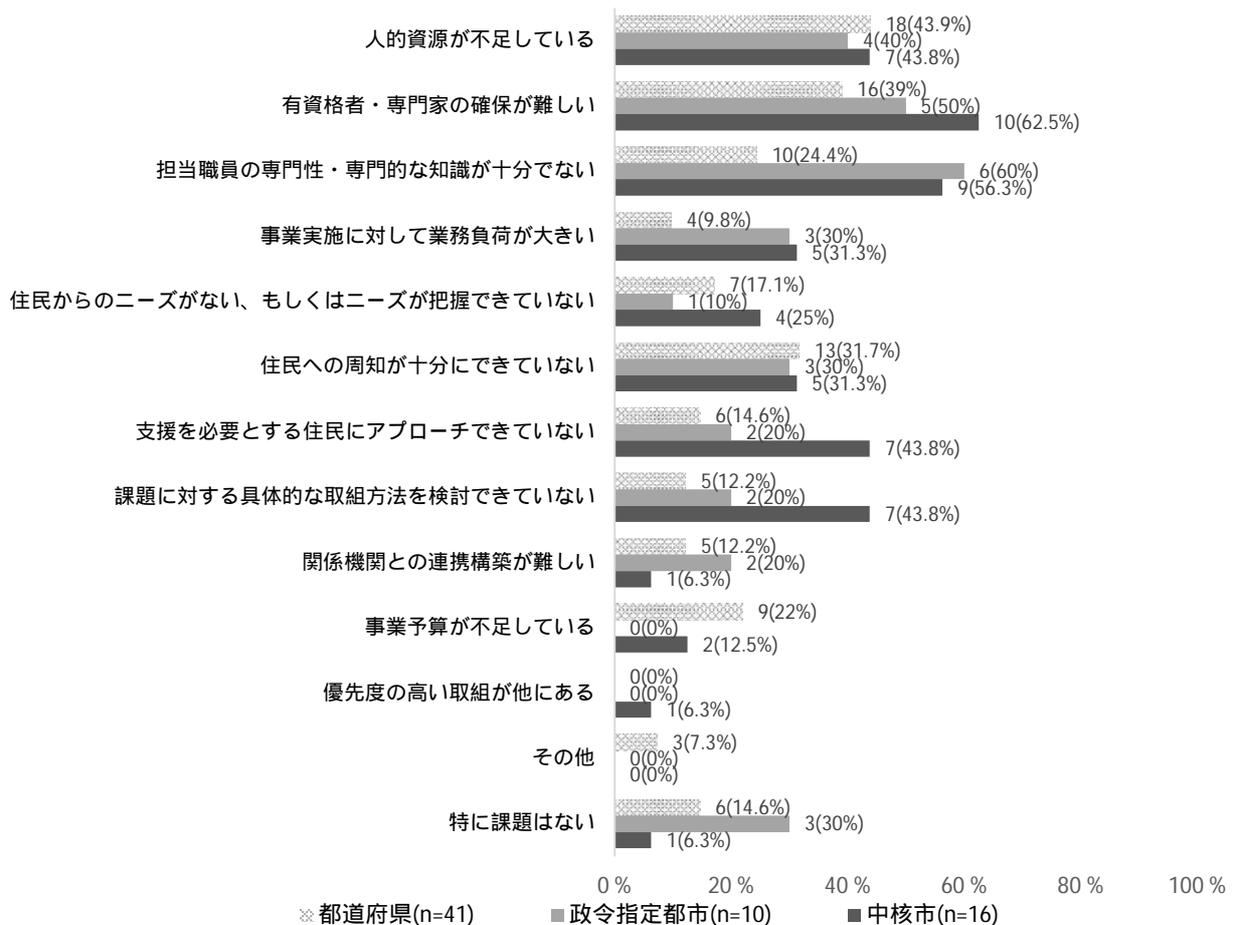
- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">• 県の不妊専門相談センターでは、県内在住の全ての方から相談を受け付けているが、本来、中核市は本事業の実施主体となりうるため、運営に係る費用負担等について検討していく必要がある• センター設置における中核市との連携の在り方 |
|--|

I 事業を実施する上での課題

不妊専門相談センター事業を実施している自治体が認識している課題において、選択した課題の平均の数（下表「その他」「特に課題はない」を除く）は、都道府県は 2.3、政令指定都市は 2.8、中核市は 3.6 であり、自治体の規模が小さいほど、認識している課題が多い傾向がある。

都道府県では、「人的資源の不足」が 18 都道府県（43.9%）と最も多い。政令指定都市では、「職員の専門性・専門的知識の不足」が 6 市（60.0%）と最も多く、次に多いのが「有資格者・専門家の確保」が 5 市（50.0%）であり、ともに専門的知識を持つ人材についての課題である。中核市では、専門的知識を持つ人材についての課題が上位 2 つであり、最も多いのが「有資格者・専門家の確保」で 10 市（62.5%）、次いで「職員の専門性・専門的知識の不足」が 9 市（56.3%）となっている。

図表 70 事業を実施する上での課題（複数回答）



その他の課題（自由記載）

都道府県

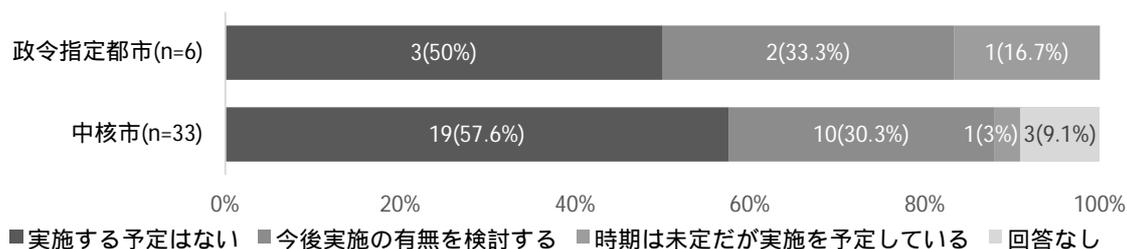
- 流産・死産の方へのグリーフケアに対応できるように相談員の専門スキルの取得が必要である
- 治療が複雑化しており、専門性が高まっている
- センター開設日が平日・日中のみである

オ 事業未実施自治体の今後の意向と課題

(ア) 今後の実施意向

現在事業未実施の自治体のうち、時期は未定であるものの実施を予定しているのは1政令指定都市(3.0%)のみである。政令指定都市及び中核市ともに「実施する予定はない」の回答が最も多く、3政令指定都市(50.0%)、19中核市(57.6%)が該当する。

図表 71 今後の事業実施の意向

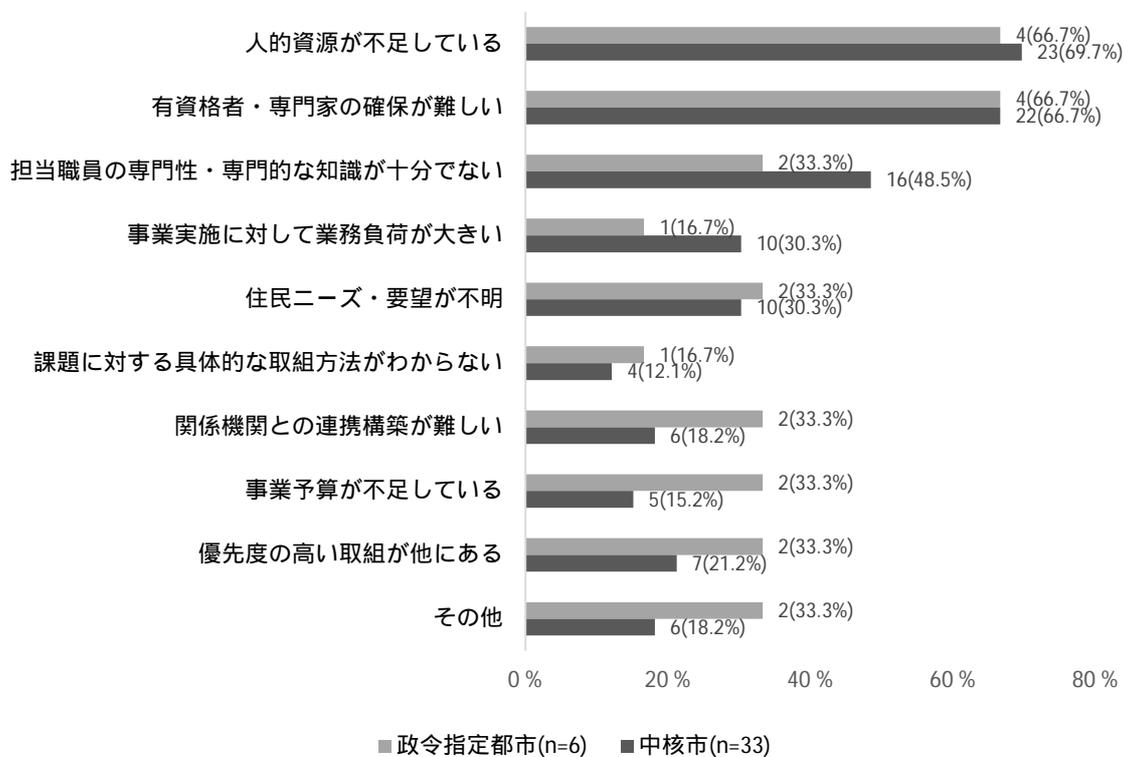


(イ) 事業を実施するにあたっての課題

事業を実施するにあたっての課題について、政令指定都市、中核市ともに最も多いのは「人的資源の不足」で4政令指定都市(66.7%)、23中核市(69.7%)が挙げている。政令指定都市では、「有資格者・専門家の確保」も同数で最も多い。中核市においては、2番目に多い課題で22中核市(66.7%)が挙げている。

また、その他の回答により、2政令指定都市、5中核市が都道府県あるいは他事業で対応していることがわかった。これにより、事業未実施は4政令指定都市(25.0%)、28中核市(57.1%)と考えられる。

図表 72 事業を実施するにあたっての課題（複数回答）



その他の内容	回答数	
	政令指定都市	中核市
都道府県で対応している	2	4
他事業で対応している	-	1
委託先が少ない	-	1

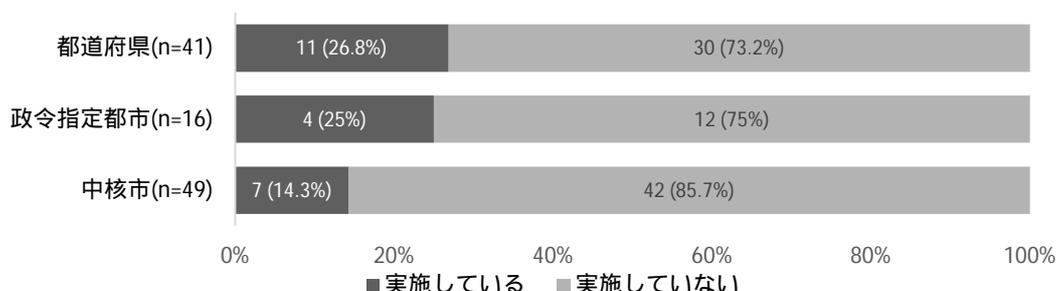
(5) 若年妊婦等支援事業

ア 事業の実施状況と各取組の実施状況

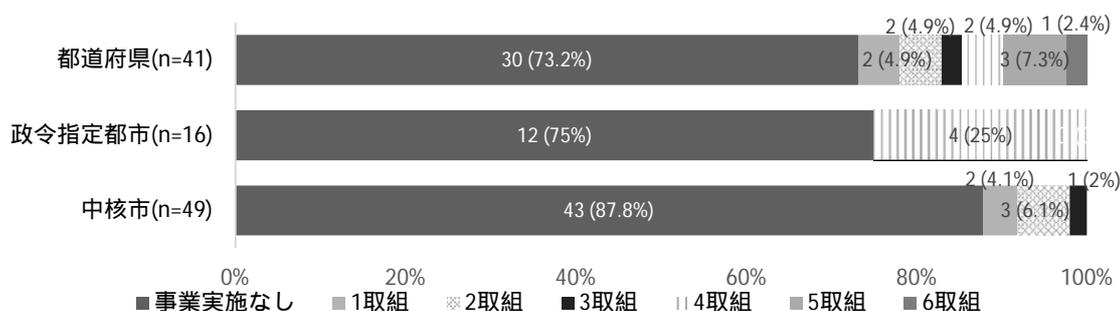
若年妊婦等支援事業は 11 都道府県（26.8%）、4 政令指定都市（25.0%）、7 中核市（14.3%）で実施されている。全ての地方公共団体区分において、実施していない自治体数が実施している自治体数を上回っている。

平均取組数（その他を含む全 7 取組の事業実施自治体の平均）は都道府県が 3.5、政令指定都市が 4、中核市が 1.86 と中核市は都道府県や政令指定都市と比較すると取組数が少ない。政令指定都市は事業を実施している全 4 市が 4 取組を実施している。また、独自事業を除く全 6 取組を全て実施しているのは 1 都道府県のみである。

図表 73 若年妊婦等支援事業の実施状況

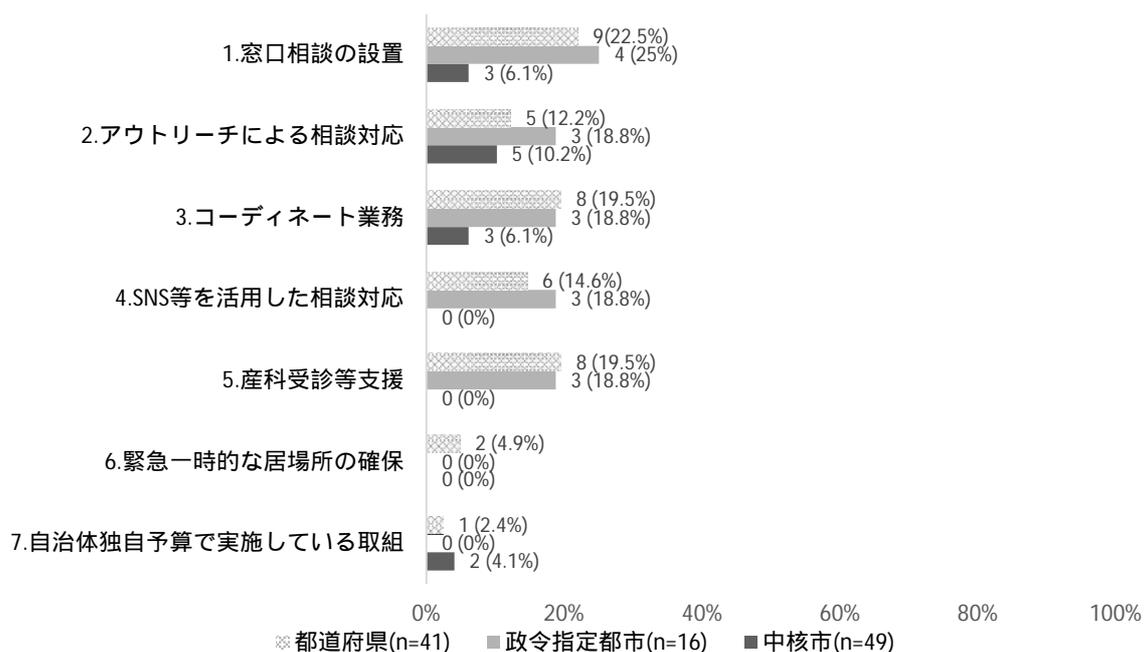


図表 74 若年妊婦等支援事業の取組数（独自取組を除く全 6 取組）



都道府県と政令指定都市で最も実施されているのは、「1. 窓口相談の設置」で9 都道府県（22.5%）、4 中核市（25.0%）で実施されている。また「6. 緊急一時的な居場所の確保」は全自治体中2 都道府県のみで実施されている。

図表 75 若年妊婦等支援事業各取組の実施状況



イ 各取組の実施状況

(ア) 相談窓口の設置

a 実施概要

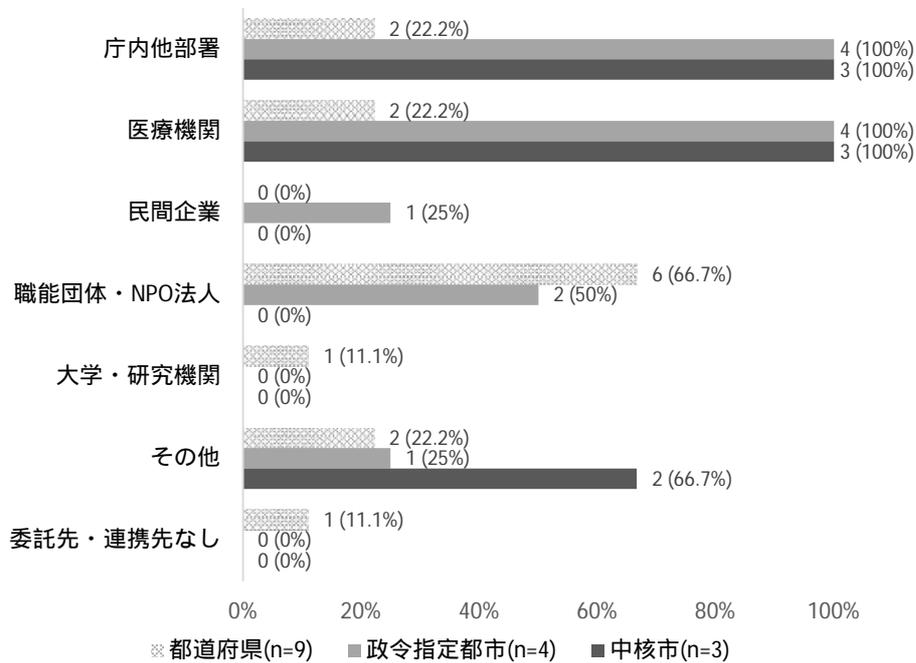
実施率	都道府県 9 (22.0%)、政令指定都市 4 (25.0%)、中核市 3 (6.1%)
-----	--

相談の実施方法は、対面による面談、電話、メール、SNS、LINE、Wi-Fi 通話等が挙げられている。また、対応者は保健師、助産師、看護師、心理士等が挙げられている。

b 連携・委託

都道府県の平均連携・委託先は 1.6 (庁内他部署、医療機関、民間企業、職能団体・NPO 法人、大学・研究機関、その他をそれぞれ 1 とし、最低 1 以上連携・委託先がある自治体数を n としている。以下同様)、政令指定都市は 3、中核市は 2.7 である。都道府県では、職能団体・NPO 法人との連携・委託が最も多く、6 都道府県 (66.7%) が該当する。政令指定都市と中核市では、全ての市が庁内他部署及び医療機関と連携・委託している。

図表 76 連携・委託先の状況



「その他」の連携先（自由記載）

都道府県

- 市町村、警察

政令指定都市

- 乳児院

中核市

- 学校 等

c 独自の工夫

図表 77 独自の工夫（自由記載）

都道府県

- 電話・メール相談窓口である妊娠相談ほっとラインからの連携を行っている。また、事業者選定にプロポーザル方式を採用することにより、安定的な相談員確保や相談員の職種等、より質の高い運営を担保している
- 産前産後の電話相談を 24 時間対応している
- 匿名可能、府外相談者も対応している

政令指定都市

- 県と協同して「妊娠 SOS 相談事業」を事業者へ委託している

中核市

- 母子健康手帳交付時の全員面接により、若年妊婦等の早期把握，早期からの対応が可能である

(1) アウトリーチによる相談対応

a 実施概要

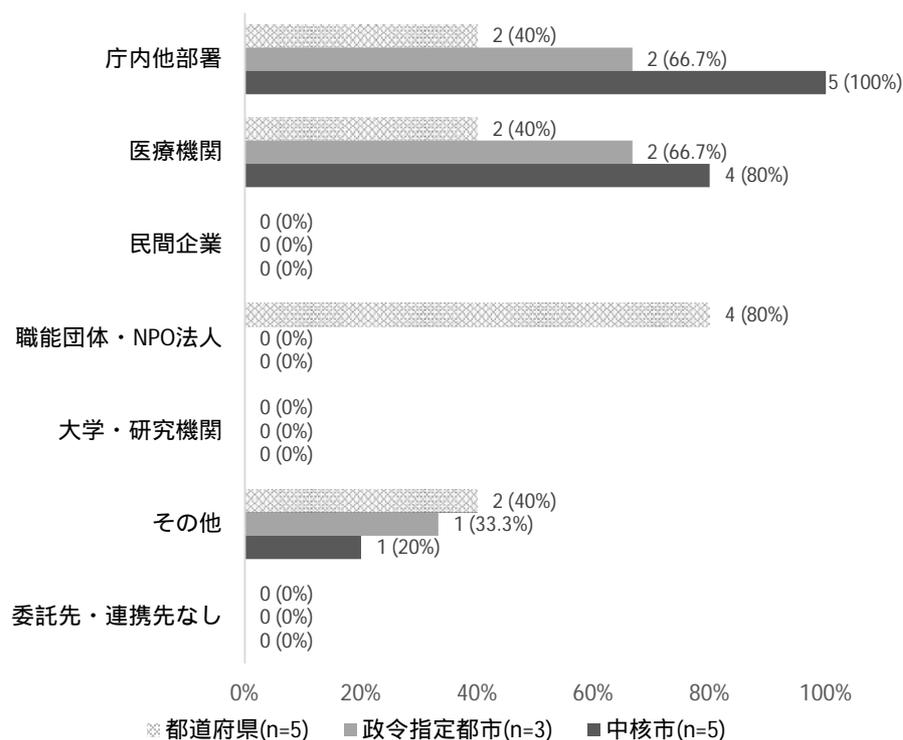
実施率	都道府県 5 (12.2%)、政令指定都市 3 (18.8%)、中核市 5 (10.2%)
-----	---

助産師、保健師等による、電話、対面（訪問、来所）、メール、SNS 等での相談対応が実施されている。

b 連携・委託

都道府県の平均連携・委託先は都道府県が2、政令指定都市は1.7、中核市は2と全ての地方公共団体区分で2前後である。都道府県では職能団体・NPO 法人との連携・委託が最も多く、4 都道府県（80.0%）が該当する。政令指定都市では2市（66.7%）が庁内他部署と連携・委託しており、中核市では5市全てが庁内他部署と連携している。

図表 78 連携・委託先の状況



「その他」の連携先（自由記載）

都道府県

- 市町村

政令指定都市

- 乳児院

中核市

- 児童相談所 等

c 独自の工夫

図表 79 独自の工夫（自由記載）

都道府県

- 電話やメールでの相談に電話・メール相談窓口である妊娠相談ほっとラインからの連携を行っている。また、事業者選定にプロポーザル方式を採用することにより、安定的な相談員確保や相談員の職種等、より質の高い運営を担保している

(ウ) コーディネート業務

a 実施概要

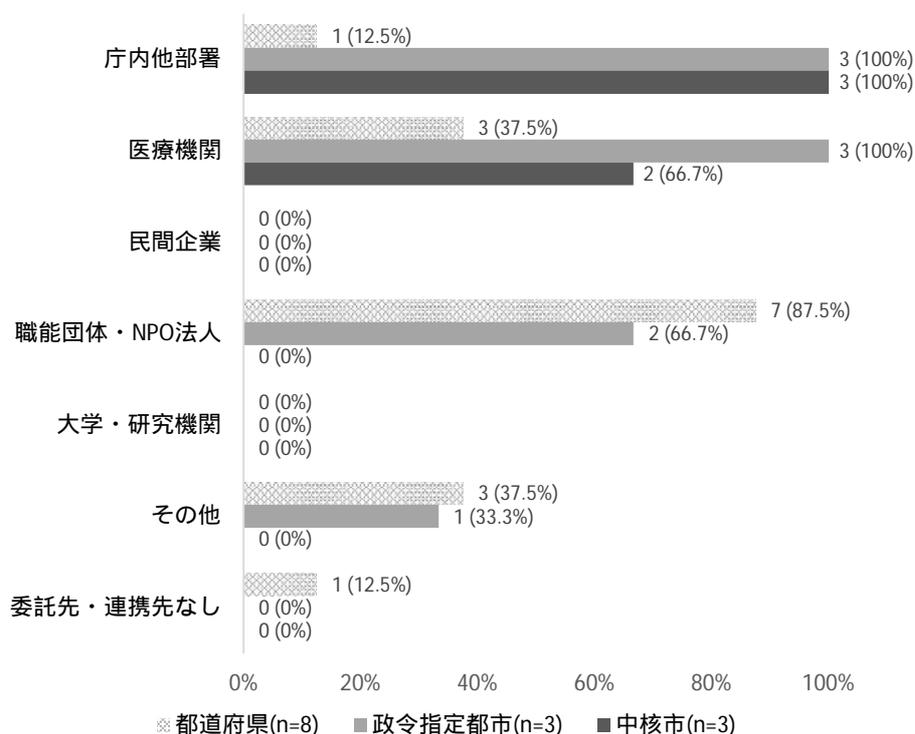
実施率	都道府県 8 (19.5%)、政令指定都市 3 (18.8%)、中核市 3 (6.1%)
-----	--

保健師・助産師・看護師・社会福祉士等により医療機関等、必要な支援先へのコーディネートが行われている。母子コーディネーターを支援センターに配置している自治体もある。

b 連携・委託

都道府県の平均連携・委託先は2、政令指定都市は3、中核市は1.7である。都道府県では職能団体・NPO 法人との連携・委託が最も多く、7 都道府県（87.5%）が該当する。政令指定都市と中核市は全市が庁内他部署及び医療機関と連携・委託しており、中核市は全市が医療機関と連携・委託している。

図表 80 提携・委託の状況



「その他」の連携先（自由記載）

都道府県

- 市町村

政令指定都市

- 警察、学校、民生児童委員 等

c 独自の工夫

図表 81 独自の工夫（自由記載）

都道府県

- 事業者選定にプロポーザル方式を採用することにより、安定的な相談員確保や相談員の職種等、より質の高い運営を担保している。保健・医療系だけでなく、社会福祉系の専門職を取り入れ、必要な社会資源等の方向感覚を有する事業者へ委託をしている

(I) SNS を活用した相談対応

a 実施概要

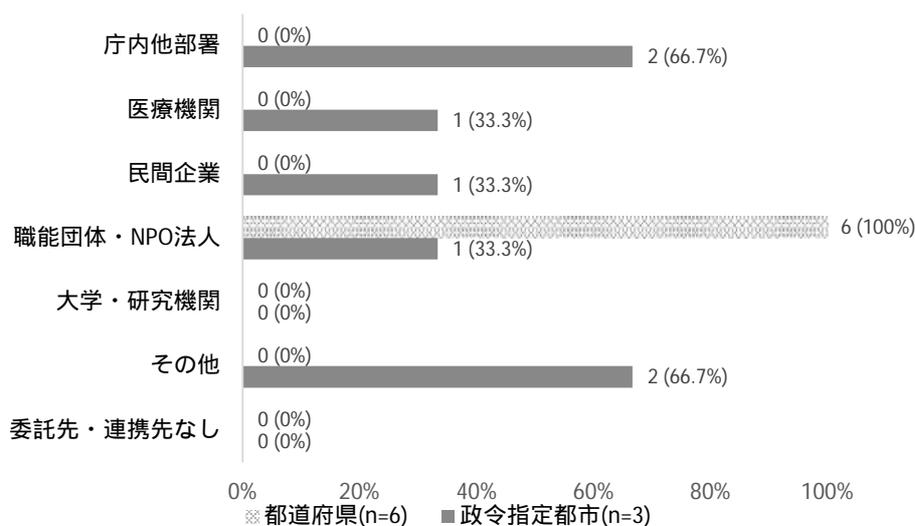
実施率	都道府県 6 (14.6%)、政令指定都市 3 (18.8%)、中核市 0 (0.0%)
-----	--

メールや SNS の利用により、24 時間 365 日対応が行われている。対応時間を時間や曜日で設定している自治体もある。また、24 時間対応している自治体の中には、外部に委託している自治体もある。対応者は保健師、看護師、助産師が挙げられている。

b 連携・委託

都道府県の平均連携・委託先は 1、政令指定都市は 2.3 である。都道府県では全都道府県が職能団体・NPO 法人と連携・委託しており、政令指定都市では 2 市 (66.7%) が庁内他部署と連携・委託している。

図表 82 連携・委託先の状況



「その他」の連携先 (自由記載)

政令指定都市

- 警察、乳児院

c 独自の工夫

- 回答なし

(オ) 産科受診等支援

a 実施概要

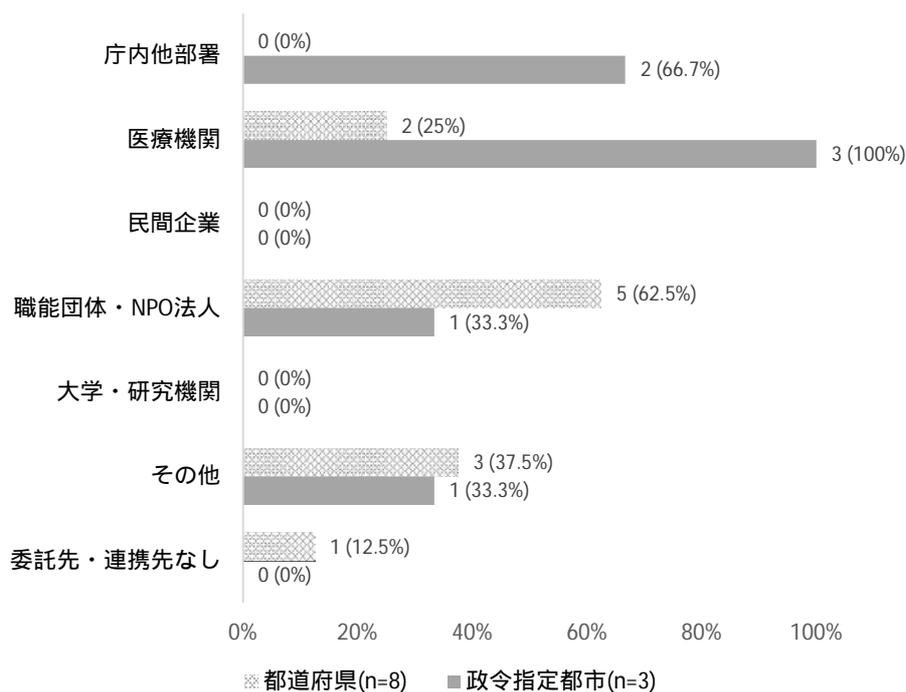
実施率	都道府県 8 (19.5%)、政令指定都市 3 (18.8%)、中核市 0 (0.0%)
-----	--

電話・メール等の相談により、必要と判断された場合に受診同行している自治体と、母子手帳交付時に対象者を把握し、必要と判断された場合に支援を行う自治体がある。同行者は助産師、保健師、看護師、社会福祉士等が挙げられている。

b 連携・委託

都道府県の平均連携・委託先は 1.4、政令指定都市は 2.3 である。都道府県では職能団体・NPO 法人との連携・委託が最も多く、5 都道府県 (62.5%) が該当する。政令指定都市では、全 3 市が医療機関と連携・委託している。

図表 83 連携・委託先の状況



「その他」の連携先（自由記載）

都道府県

- 市町村、県助産師会

政令指定都市

- 乳児院

c 独自の工夫

図表 84 独自の工夫（自由記載）

都道府県

- 市町村等と連携の上、受診可能な医療機関を選定している

(カ) 緊急一時的な居場所の確保

a 実施概要

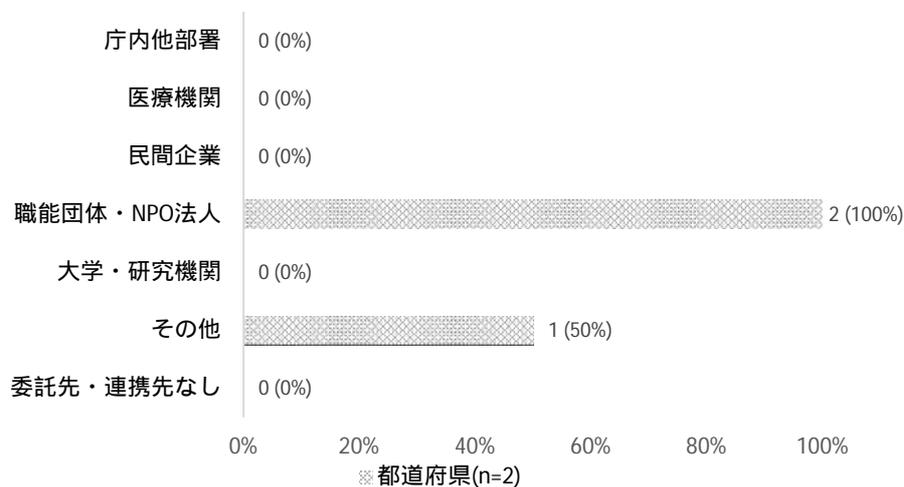
実施率	都道府県 2 (4.9%)、政令指定都市 0 (0.0%)、中核市 0 (0.0%)
-----	--

ホテルや NPO 法人が保有する施設やデイサービス事業所を一時的な居場所として確保している。

b 連携・委託

全 2 都道府県において、職能団体・NPO 法人と連携・委託が行われている。

図表 85 連携・委託先の状況



「その他」の連携先（自由記載）

都道府県
• デイサービス事業所

c 独自の工夫

図表 86 独自の工夫（自由記載）

都道府県
• NPO 法人が所有する施設も活用する等、効率的な社会資源の活用をしている

(キ) 自治体独自予算で実施している取組

a 実施概要と連携・委託の状況

実施率	都道府県 1 (2.4%)、政令指定都市 0 (0.0%)、中核市 2 (4.1%)
-----	--

自治体独自予算で実施している取組があると回答したのは、都道府県 1 件、中核市 2 件であった。

図表 87 独自予算における取組内容（自由記載）

区分	概要	連携・委託先
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> 県内全高校生への「にんしん SOS（都道府県名）」の周知（周知カードの配布） 県内ドラッグストアに対して「にんしん SOS（都道府県名）」の周知依頼（ポップ設置依頼） 	庁内他部署： 県教育局 民間企業： チェーンドラッグストア協会
中核市	<ul style="list-style-type: none"> 県が委託して実施している妊娠 S O S 相談事業を案内 	その他： 一般社団法人
中核市	<ul style="list-style-type: none"> 面接・訪問等による相談支援（保健師、助産師等） 保健師によるハイリスク妊婦の産科受診支援（独自の工夫） 連絡手段のひとつとして LINE を活用 学校との連携で実施する思春期教育の機会を通じて相談先として周知 	庁内他部署 医療機関 職能団体・ NPO 法人

り 市町村との連携(都道府県のみ回答)

(ア) 市町村と連携して実施している取組

市町村との連携した取組について、5 都道府県から回答があり、そのうち4 都道府県が市町村との連携について回答している。

図表 88 市町村との連携した取組(自由記載)

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">• 相談者への支援方針等を、市町村と協議している。また、実際の相談例等を市町村との担当者連絡会において情報提供し、実績のない市町村も含め共有している• 市町村へ県の取組である「にんしん SOS」の周知依頼を実施している• 相談内容に応じ、市町村の母子保健主管課や児童福祉主管課と連携している• 保健福祉事務所、教育機関と連携しながらカードやチラシを配布し、事業周知を行っている |
|---|

(イ) 市町村からの相談・協力依頼等の内容と対応内容

市町村からの相談・協力依頼とその対応について、2 都道府県から回答があった。

図表 89 市町村からの相談・協力依頼とその対応(自由記載)

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">• 初回受診の医療機関探しに助言を求められることがある• 特定妊婦と思われる方からの相談として、出産に対する悩みから自殺企図の発言があり、市町村とその保健所が役割分担をし、出産する方向で支援を進めた |
|--|

(ウ) 市町村との連携における課題

市町村との連携における課題について、3 都道府県から回答があった。

図表 90 市町村との連携における課題（自由記載）

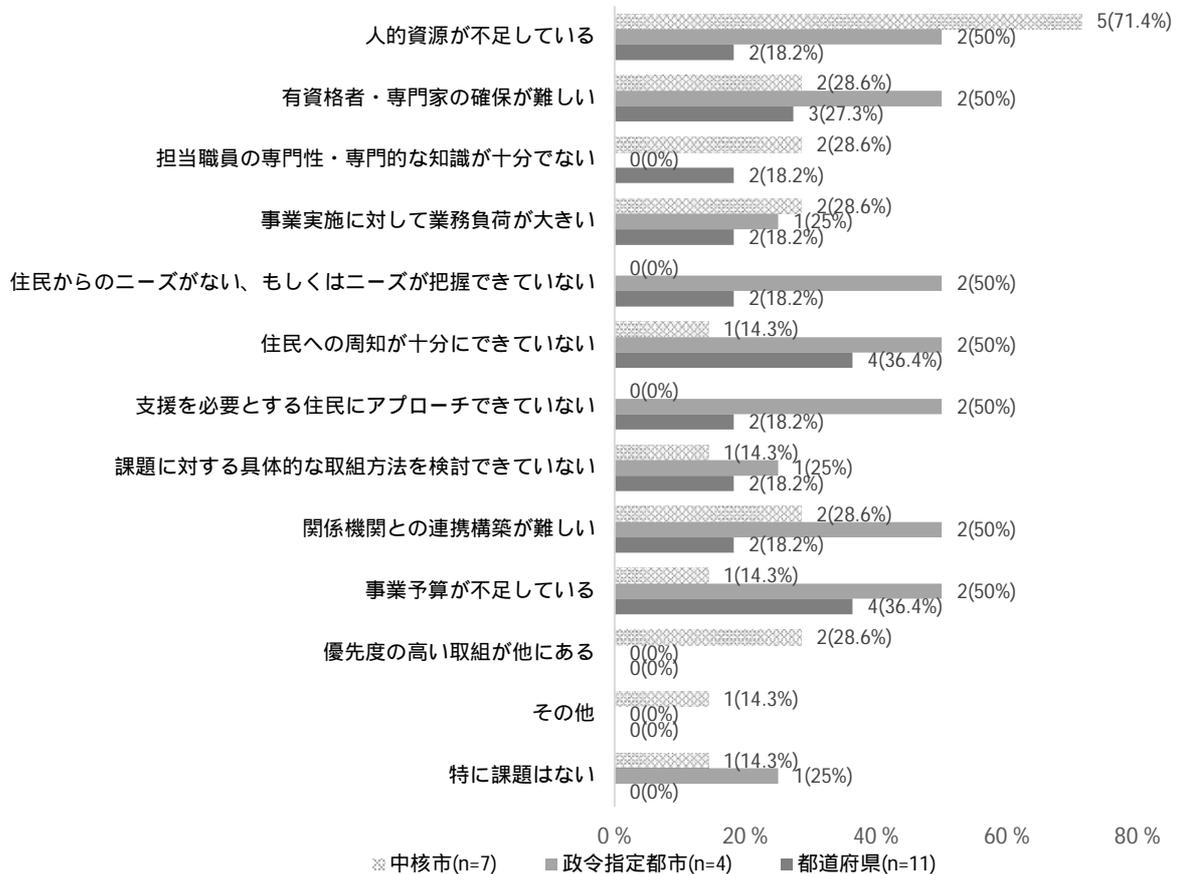
- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">• 当事業から市町村へ引継ぐ際の、当事業の支援者の引き際に迷う時がある• 経済的な問題や精神疾患の既往等、複数の課題を抱えた本人・家族支援における連携・役割分担が不十分である• 支援をする中で政令市に居住していることがわかるケースがある。保健所設置市で同事業を行っている場合のアプローチの実施が、実際に難しいと考える |
|--|

I 事業を実施する上での課題

特定妊婦等支援事業を実施している自治体が認識している課題において、選択した課題の平均の数（下表「その他」「特に課題はない」を除く）は、都道府県は 2.3、政令指定都市は 4、中核市は 2.6 と政令指定都市が認識している課題が、都道府県及び中核市より多い傾向がある。

都道府県では、「人的資源の不足」が 5 都道府県（71.4%）と最も多い。政令指定都市と中核市では、認識している課題が分散しており、特徴的な課題を有するというより、各市別に各課題を認識している状況にある。

図表 91 事業を実施する上での課題（複数回答）



その他の課題（自由記載）

中核市

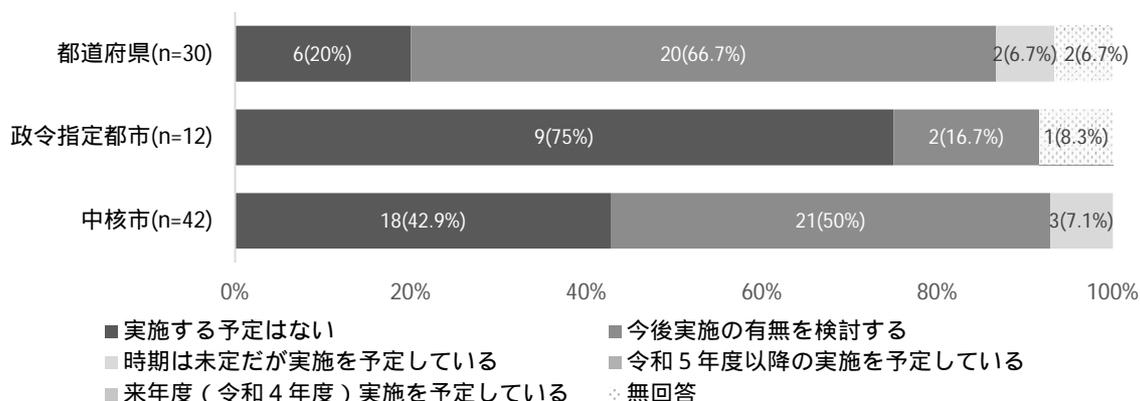
- 支援をしようとしても拒否する場合がある

オ 事業未実施自治体の今後の意向と課題

(ア) 実施意向

現在事業未実施の自治体のうち、「時期は未定だが実施を予定している」のは2都道府県(6.7%)、3中核市(7.1%)である。6都道府県(20.0%)、9政令指定都市(75.0%)、18中核市(42.9%)が「実施する予定はない」と回答している。

図表 92 今後の事業実施の意向

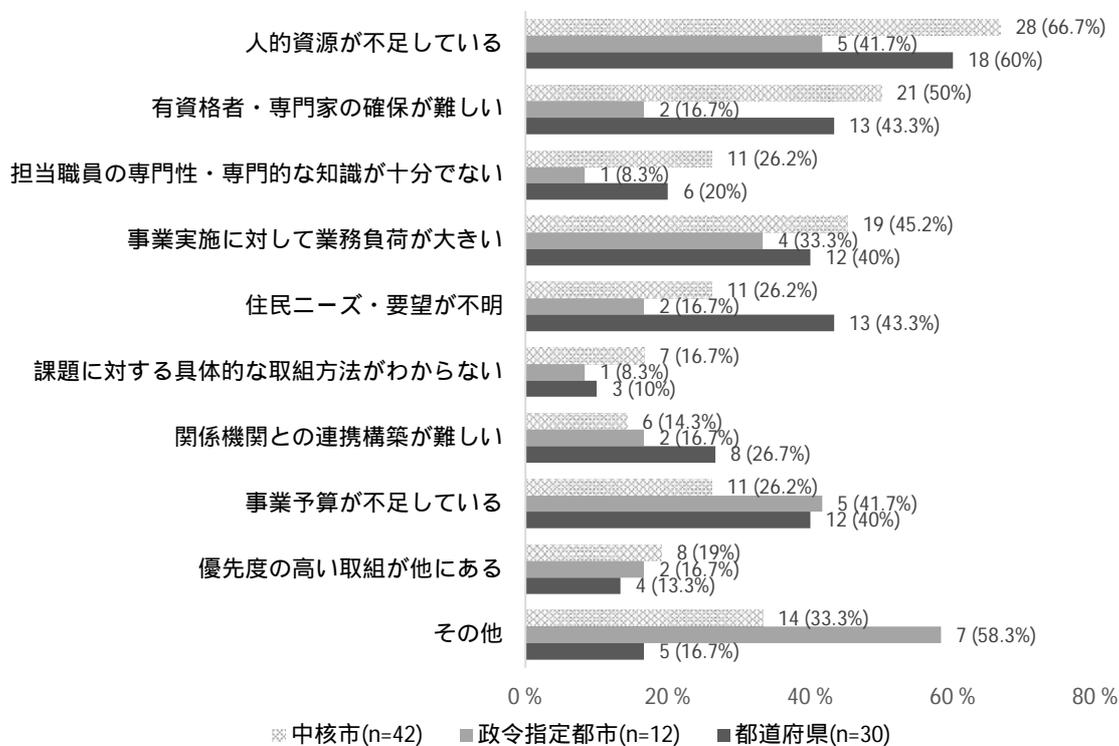


(イ) 事業を実施するにあたっての課題

事業を実施するにあたっての課題について、都道府県では28都道府県(66.7%)が「人的資源の不足」を挙げており、次に21都道府県(50.0%)が「有識者・専門家の確保」を、19都道府県(45.2%)が「業務負担が大きい」を挙げている。政令指定都市では、5市(41.7%)が「人的資源の不足」「事業予算の不足」を挙げている。中核市においても「人的資源の不足」が最も多く18市(60.0%)が挙げている。

また、その他の回答により、3都道府県、7政令指定都市、12中核市が県あるいは市町村、他事業で対応していることがわかった。これにより、事業未実施は27都道府県(65.9%)、5政令指定都市(31.3%)、30中核市(61.2%)と考えられる。

図表 93 事業を実施するにあたっての課題（複数回答）



その他の内容	回答数		
	都道府県	政令指定都市	中核市
他事業で対応している	2	7	10
都道府県（市）、市町村（都道府県）で対応している	1	-	2
既存事業との棲み分け	-	-	1
委託先の情報が不足している	1	-	-
適当な委託先や社会資源がない	-	-	1

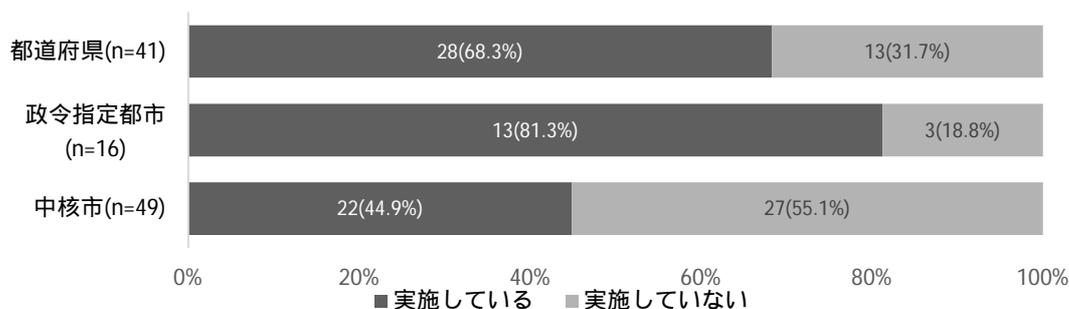
(6) 健康教育事業

ア 事業の実施状況と各取組の実施状況

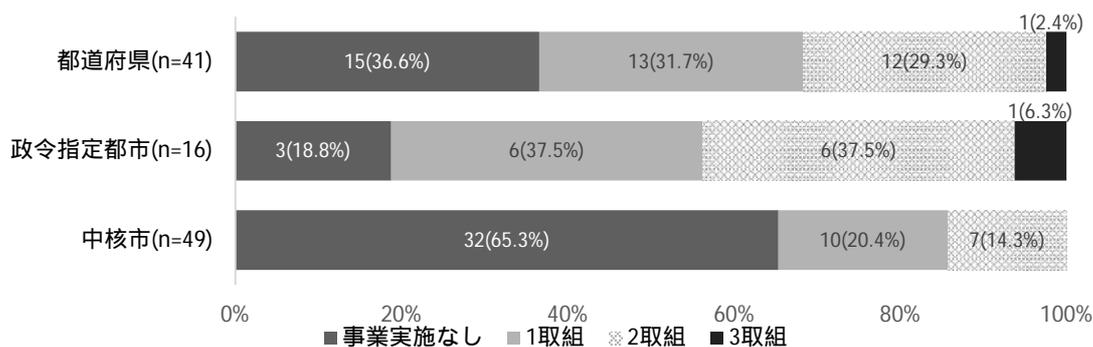
健康教育事業は28都道府県（68.3%）、13政令指定都市（81.3%）、22中核市（44.9%）で実施されている。中核市では、「実施していない」が「実施している」を上回っている。

健康教育事業の平均取組数（その他を含む全4取組で事業実施自治体の平均）は都道府県が1.6、政令指定都市が1.7、中核市が1.4と大きな差はない。都道府県及び中核市では1取組が最も多く13都道府県（31.7%）、10市（20.4%）が該当する。政令指定都市では1取組と2取組が同数で、それぞれ6市（37.5%）である。独自の取組を除く3取組を全て実施しているのは、1都道府県（2.4%）と1政令指定都市（6.3%）のみである。

図表 94 健康教育事業の実施状況

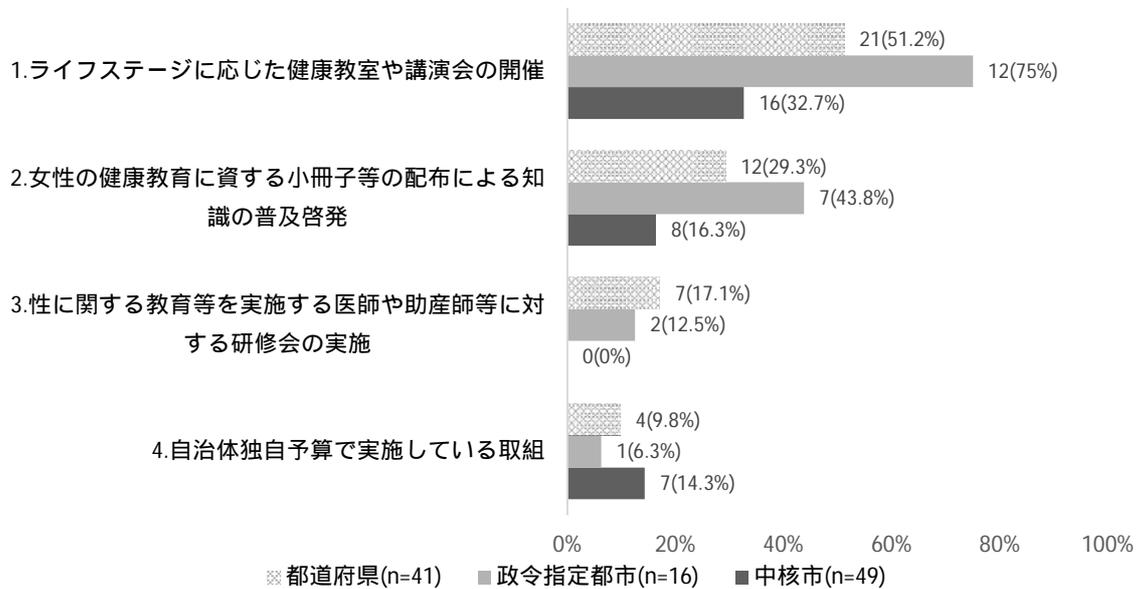


図表 95 健康教育事業の取組数（独自の取組を除く全3取組）



取組の中で最も実施率が高いのは、全ての地方公共団体区分において「1. ライフステージに応じた健康教室や講演会の開催」で、21 都道府県（51.2%）、12 政令指定都市（75.0%）、16 中核市（32.7%）である。次いで、「2. 女性の健康教育に資する小冊子等の配布による知識の普及啓発」で、12 都道府県（29.3%）、7 政令指定都市（43.8%）、8 中核市（16.3%）で実施されている。

図表 96 健康教育事業各取組の実施状況



イ 各取組の実施状況の詳細

(ア) ライフステージに応じた健康教室や講演会の開催

a 実施概要

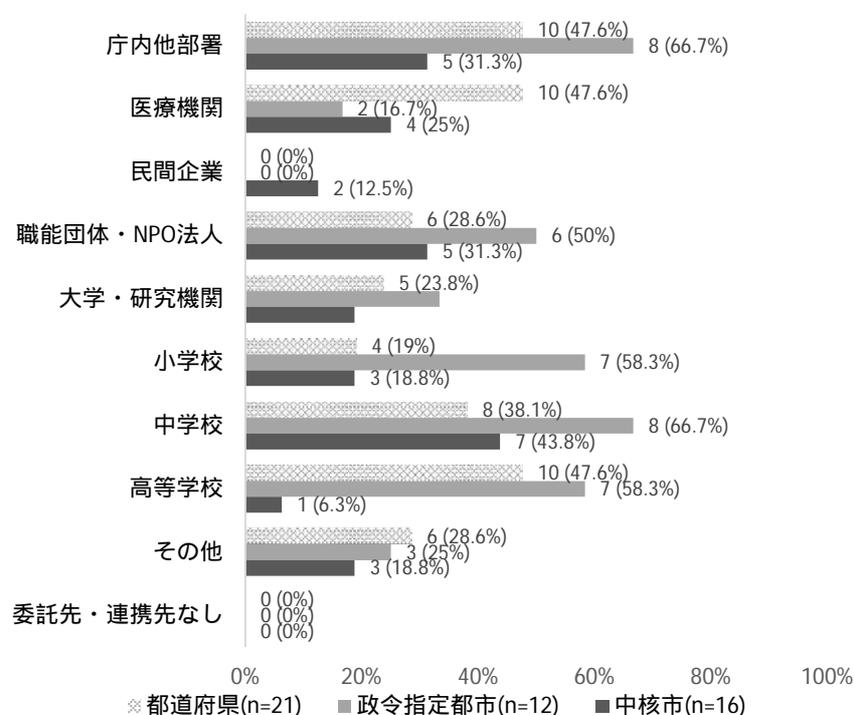
実施率	都道府県 21 (51.2%)、政令指定都市 12 (75.0%)、中核市 16 (32.7%)
-----	--

自治体によって、対象者の年代（小学校、中学校、大学生）が異なっている。年代ごとに講座を実施している自治体もある。また、年間 10 回以上開催している自治体も複数ある。

b 連携・委託

都道府県の平均連携・委託先は 2.8（庁内他部署、医療機関、民間企業、職能団体・NPO 法人、大学・研究機関、小学校、中学校、高等学校、その他をそれぞれ 1 とし、最低 1 以上連携・委託先がある自治体数を n としている。以下同様）、政令指定都市は 3.8、中核市は 2.1 と規模が小さくなるに従い、連携・委託先が減少している。全ての地方公共団体区分で、庁内他部署との連携・委託が多い。中核市で高等学校と連携・委託しているのは 1 市のみである。

図表 97 連携・委託先の状況



「その他」の連携先（自由記載）

都道府県

- 市町村、特別支援学校、児童養護施設、管理栄養士、開業助産師

政令指定都市

- 市教育委員会、学生ボランティア、民生児童委員協議会

中核市

- 健康づくり推進事業団 等

c 独自の工夫

図表 98 独自の工夫（自由記載）

都道府県

- 学校と打ち合わせを行うとともに、事前・事後アンケートを実施し、課題等の整理を行い、要望に応じた健康教育を実施している

政令指定都市

- 市内に在住または市内の学校に通学する看護学専攻の大学生で、市が開催する事業説明会を受講した学生ボランティアの協力を得ながら体験学習を実施している

中核市

- 講座を撮影して DVD にし、県内の高等学校に配布することで講座の周知を図る
- コロナ禍での開催が難しい時の対応として DVD を作成。小学校より出前講座の依頼があれば貸出可能とした
- 思春期保健に関わる関係機関とのネットワークづくりを目指した『思春期担当者連絡会』を活用し、思春期出前授業の内容を検討、出前授業以外でもできる内容を検討している
- 保健、医療、教育等関係機関で構成する「思春期保健連絡会」を定期的で開催し、課題に即した取組について意見・情報交換し、教室や講演会の企画に反映させている
- ピンクリボン教室はオンライン会議と会場によるハイブリッド形式で開催し、後日、オンデマンド配信し、がん検診県民サポート養成も兼ねている。輝く女性の健康講座は女性の健康週間にオンライン講座で開催し、腸セラピーを取り入れて集客を図る

- 基本的には市公式の SNS や市報を用いた周知を行い、その他、対象が多く集まる場（乳幼児健診等）の活用や市民検診の結果を用いて、ハイリスク者に対して集中的に勧奨を行う 等

(イ) 女性の健康教育に資する小冊子等の配布による知識の普及啓発

a 実施概要

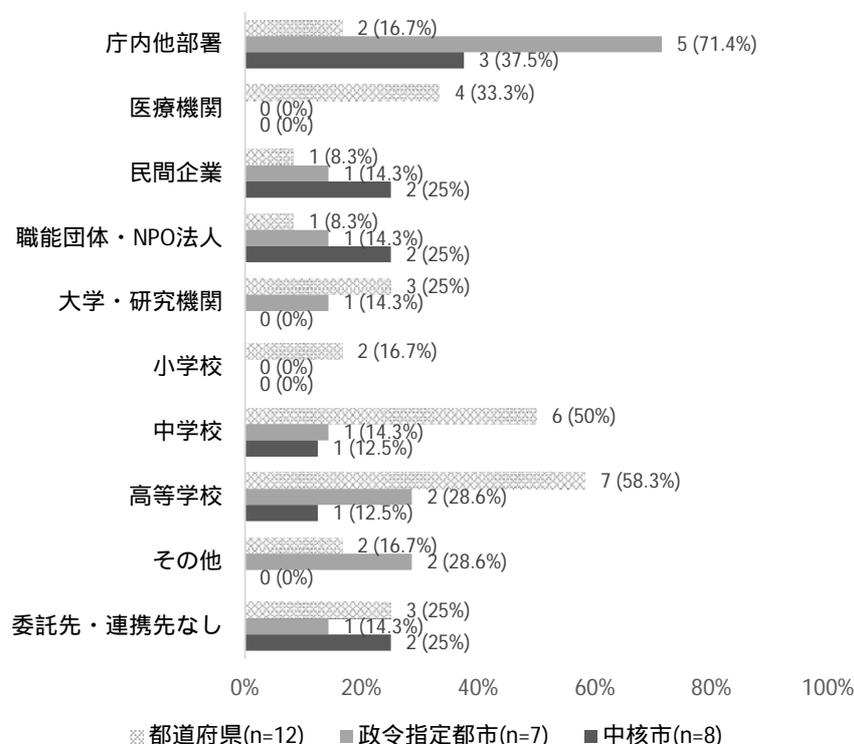
実施率	都道府県 12 (29.3%)、政令指定都市 7 (43.8%)、中核市 8 (16.3%)
-----	--

各自治体で多くの対象者に配布できるよう配布方法に工夫がなされている。イベント時や講座開催時、高等学校や大学で配布等が挙げられている。企業向けのパンフレットを作成している自治体もある。

b 連携・委託

都道府県の平均連携・委託先は 3.1、政令指定都市は 2.1、中核市は 1.5 と規模が小さくなるに従い、連携・委託先が減少している。都道府県では、高等学校との連携・委託が最も多く 7 都道府県 (58.3%) が該当し、次いで中学校が 6 都道府県 (50.0%) である。政令指定都市と中核市はともに庁内他部署との連携・委託がそれぞれ 5 市 (71.4%)、3 市 (37.5%) である。都道府県と比較して教育機関と連携している政令指定都市、中核市が少ない。

図表 99 連携・委託先の状況



「その他」の連携先（自由記載）

都道府県

- 市町村、特別支援学校

政令指定都市

- 大学・専門学校等 等

c 独自の工夫

図表 100 独自の工夫（自由記載）

都道府県

- リーフレット等の配布を継続する

中核市

- 市ホームページ内に情報を掲載し、市内の医療機関、包括連携企業に普及啓発の協力依頼をしていく予定である

(ウ) 性に関する教育等を実施する医師や助産師等に対する研修会の実施

a 実施概要

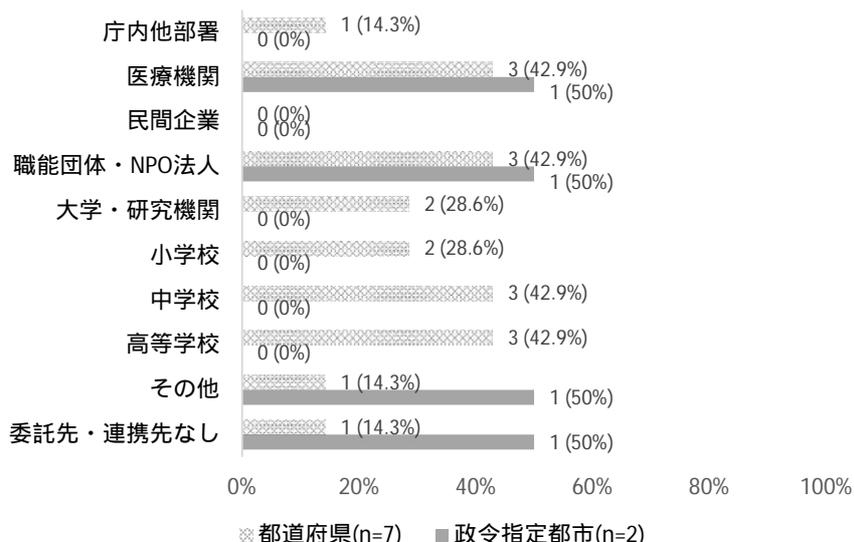
実施率	都道府県 7 (17.1%)、政令指定都市 2 (12.4%)、中核市 0 (0.0%)
-----	--

年 1、2 回、医療機関関係者、自治体職員、養護教諭等の教員、保健師、助産師等を対象に講演会や研修が実施されている。

b 連携・委託

都道府県及び政令指定都市の平均連携・委託先は 3 である。都道府県においては、医療機関、職能団体・NPO 法人、中学校、高等学校が最も多く、3 都道府県が該当する。政令指定都市では、医療機関、職能団体・NPO 法人、その他（都道府県）と連携・委託している。

図表 101 連携・委託先の状況



「その他」の連携先（自由記載）

<p>都道府県</p> <ul style="list-style-type: none"> 県助産師会 <p>政令指定都市</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県 等
--

c 独自の工夫

- 回答なし

(I) 自治体独自予算で実施している取組

a 実施概要と連携・委託の状況

実施率	都道府県 4 (9.8%)、政令指定都市 1 (8.3%)、中核市 7 (14.3%)
-----	---

自治体独自予算で実施している取組があると回答したのは、都道府県 4 件、政令指定都市 1 件、中核市 7 件であった。

図表 102 独自予算における取組内容（自由記載）

区分	概要	連携・委託先
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> 未来のパパママ育み出前教室（助産師による中学、高校生向けの健康教育） 今から始める！いつかはパパママ出前教室（助産師による 20、30 代向けの健康教育） 	県助産師会
	<ul style="list-style-type: none"> 保健所の保健師による健康講座 	庁内他部署
	<ul style="list-style-type: none"> 医師や助産師等による中学・高等学校への妊孕性等に関する出前授業 出前授業を行う講師養成研修 	教育庁、医療機関、中学校・高等学校
	<ul style="list-style-type: none"> 産婦人科校医による性教育 <ul style="list-style-type: none"> 開催回数：高等学校（全日制、定時制、通信制）57 回、特別支援学校 5 回、県立中学校 3 回 講演者：産婦人科医師、助産師、大学教授、栄養教諭、養護教諭 内容：「生命の大切さ」「自他への慈しみ」「自己理解から自立へ」 	中学校・高等学校
	<ul style="list-style-type: none"> 産婦人科校医による性教育 	中学校・高等学校
政令指定都市	<ul style="list-style-type: none"> 思春期電話相談（学校が中学 2 年生に思春期電話のカードを配布し周知） 	中学校
中核市	<ul style="list-style-type: none"> 対面による思春期教育を実施。（幼児向け思春期教育、小学生向け思春期教育、中高生向け思春期教育） オンライン型両親学級（保健師、栄養士、歯科衛生士、薬剤師の各職種からの健康情報を掲載） 	なし
	<ul style="list-style-type: none"> 市内在住約 10 人以上の団体を対象とした出前講座「女性の健康講座」を実施している 	なし
	<ul style="list-style-type: none"> 保健師、精神保健福祉士等による思春期電話相談 	なし

区分	概要	連携・委託先
	<ul style="list-style-type: none"> • 保健師による市内の中学生を対象とした思春期教育（性感染症予防・予期せぬ妊娠） （独自の工夫） • 教育委員会や感染症担当と事前の情報共有等を行い、学校の実情を踏まえた実施方法を検討 	庁内他部署 助産師会 小学校・中学校・高等学校
	<ul style="list-style-type: none"> • 思春期健康教育事業 小・中高生やその保護者を対象とした性に関する健康教育を実施 	県助産師会
	<ul style="list-style-type: none"> • 学校への出前講座による健康教育 	教育委員会、 中学校、高等学校、大学・短大、専門学校等
	<ul style="list-style-type: none"> • 医師・保健師による対面での性感染症予防教育 • 保健師・助産師による対面での思春期健康教育 	助産師会、高等学校、大学

り 市町村との連携(都道府県のみ回答)

(ア) 市町村と連携して実施している取組

市町村との連携した取組について8都道府県から回答があり、そのうち6都道府県が市町村と連携した取組を下記のように回答している。

図表 103 市町村との連携した取組(自由記載)

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">• 性教育に関しては、小・中学校は市町村、高等学校は思春期相談センターで対応する等、役割分担を実施している• 市町村(学校も含む)が実施する健康教育へ助産師を派遣している。思春期の健康教育に関する市町村職員を対象とした研修を開催している• 一部の厚生センターでは、中、高校生を対象とした「いのちの教育」を市町村と共催で実施している• 市町村との講話等の共催• 研修会への参加や市町村からの周知の依頼 等 |
|---|

(イ) 市町村からの相談・協力依頼等の内容と対応内容

市町村からの相談・協力依頼とその対応について4都道府県から回答があり、そのうち2都道府県が相談・協力体制について下記のように回答している。

図表 104 市町村からの相談・協力依頼とその対応(自由記載)

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">• 性教育で使用する教材、機材の貸与や性教育の内容に関する相談 |
|---|

(ウ) 市町村との連携における課題

市町村との連携における課題について、5都道府県から回答があり、そのうち2都道府県が連携における課題について回答している。

図表 105 市町村との連携における課題(自由記載)

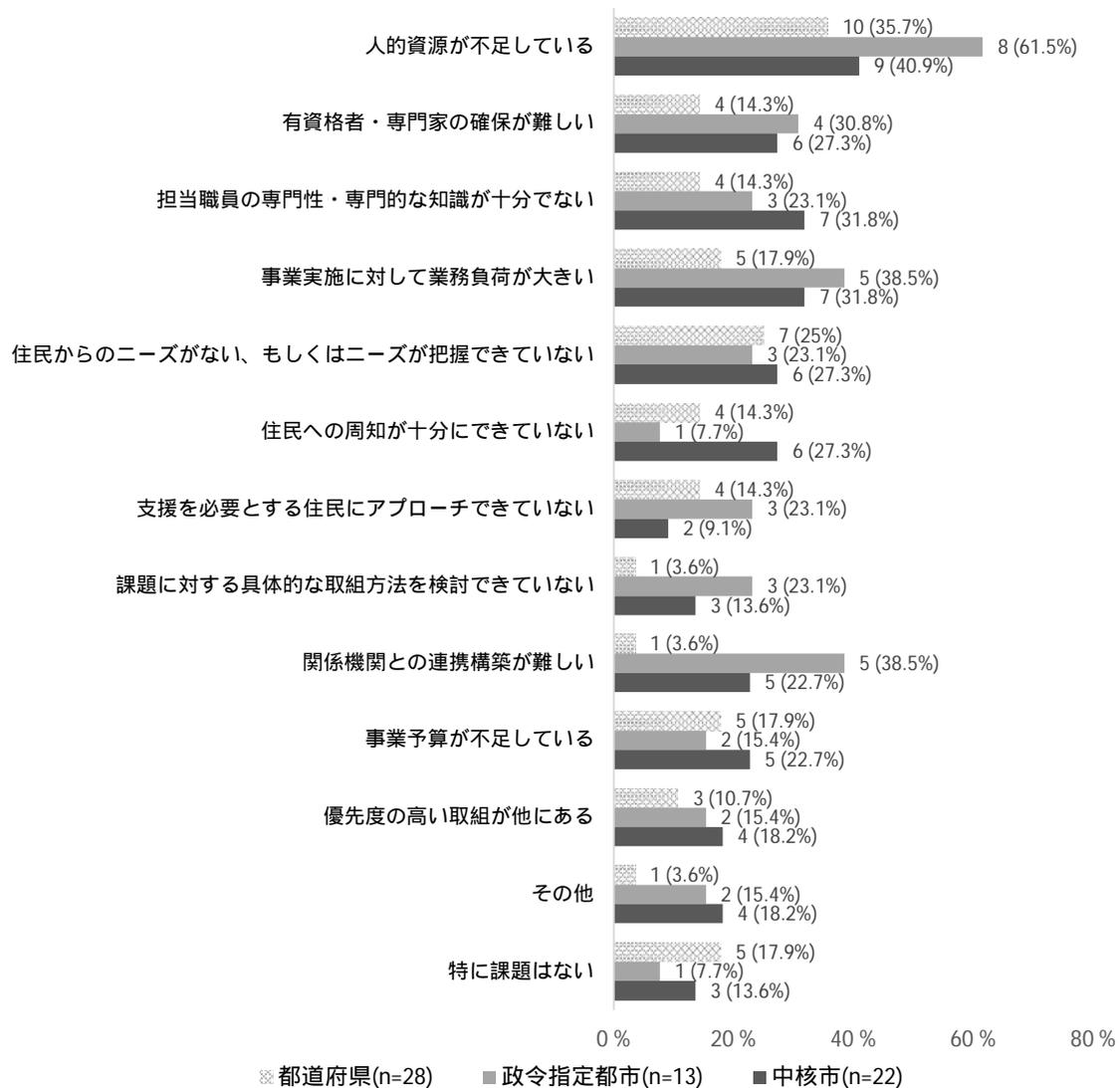
- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">• 県事業と市町村事業との役割分担が明確でない• 新型コロナウイルス感染症の影響による市町村の業務量増加に伴い、市町村保健師の協力を得にくい |
|---|

I 事業を実施する上での課題

事業を実施している上での課題について、選択した課題の平均（下表「その他」「特に課題はない」を除く）は都道府県 1.7、政令指定都市 3、中核市 2.7 である。

全ての地方公共団体区分において「人的資源の不足」を課題としてあげる自治体が最も多く、10 都道府県（35.7%）、8 政令指定都市（61.5%）、9 中核市（40.9%）が該当する。

図表 106 事業を実施する上での課題（複数回答）



その他の内容（自由記載）

都道府県

- 事業を活用している市町村に限られる

政令指定都市

- 希望時期が重なる傾向にあり、講師の確保に苦慮している
- 感染症の流行により、対面での健康教室の実施が難しい

中核市

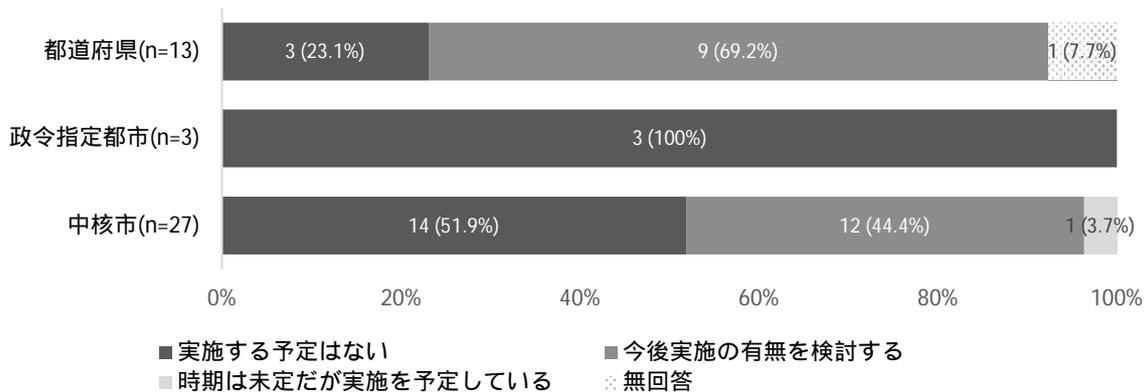
- 一度の教育だけでは行動変容は難しく、継続的に行うことが大事
- 関係機関（学校関係）への事業の周知が十分にできていない
- 決まったところからしか依頼がない
- オンライン実施時は技術的支援が必要

オ 事業未実施自治体の今後の意向と課題

(ア) 今後の実施意向

現在事業を実施していない自治体において、実施を予定しているのは1中核市（3.7%）のみである。3 都道府県（23.1%）、3 政令指定都市（100.0%）、14 中核市（51.9%）が「実施する予定がない」と回答している。

図表 107 今後の事業実施の意向

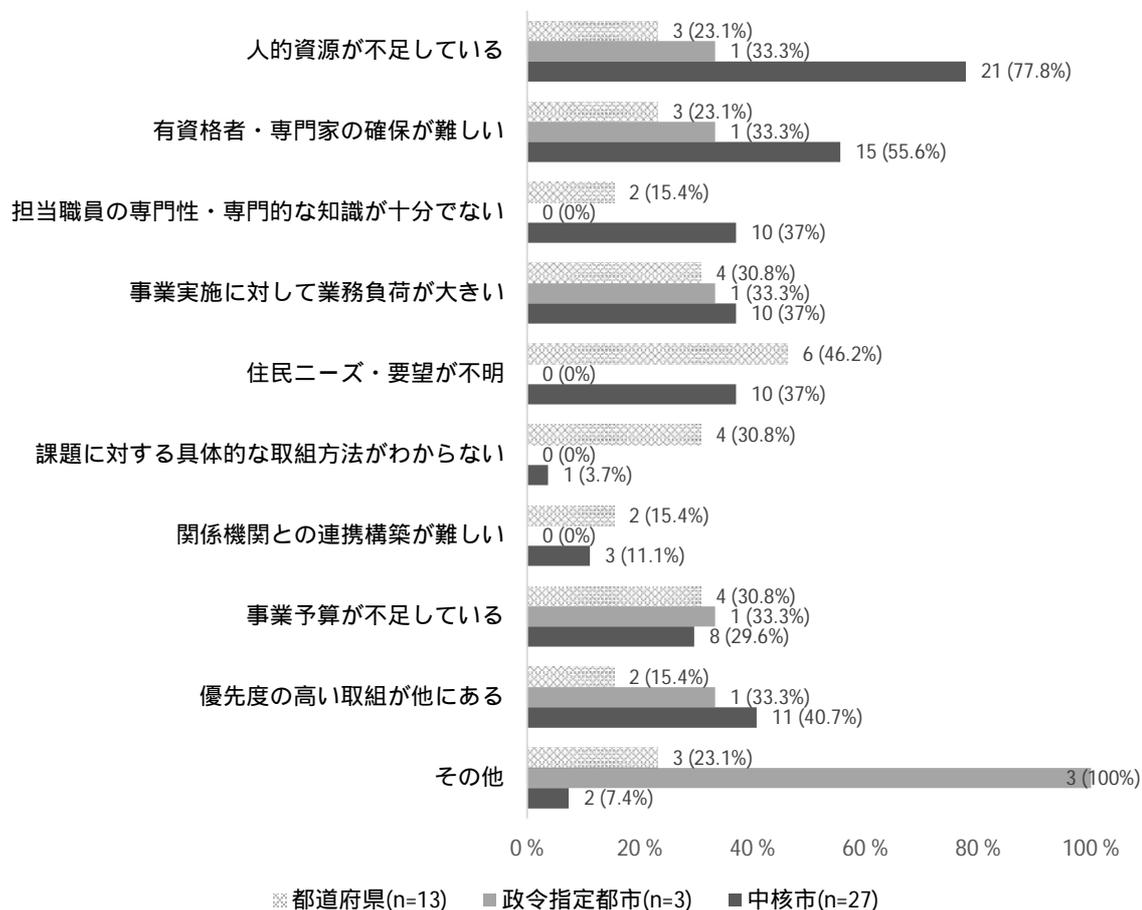


(イ) 事業を実施するにあたっての課題

事業を実施するにあたっての課題について、都道府県では「住民ニーズ・要望が不明」が6 都道府県（46.2%）と最も多い。政令指定都市は課題が分散しており、中核市では「人的資源の不足」が21 市（77.8%）と最も多い。

その他の回答より、2 都道府県、2 政令指定都市、1 中核市で対応がなされていることが判明した。これにより、未実施自治体は、11 都道府県（26.9%）、1 政令指定都市（6.3%）、26 中核市（53.1%）と考えられる。

図表 108 事業を実施するにあたっての課題（複数回答）



その他の内容	回答数		
	都道府県	政令指定都市	中核市
他事業で対応している	2	1	1
依頼があれば対応している	-	1	-
既存事業との棲み分け	-	-	1
他課との調整が必要	1	-	-

(7) HTLV-1 母子感染対策事業 (都道府県のみ実施事業)

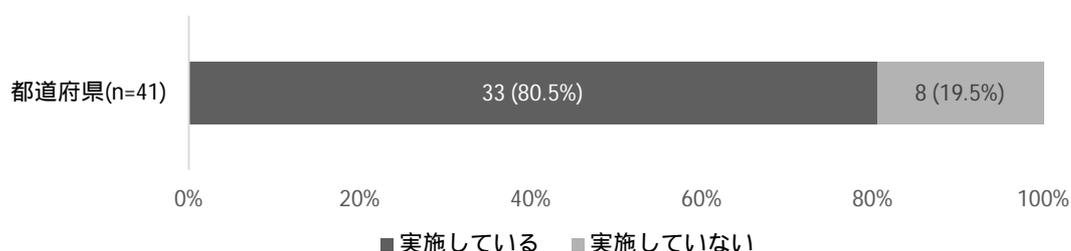
ア 事業の実施状況と各取組の実施状況

HTLV-1 母子は 33 都道府県 (80.5%) で実施されている。

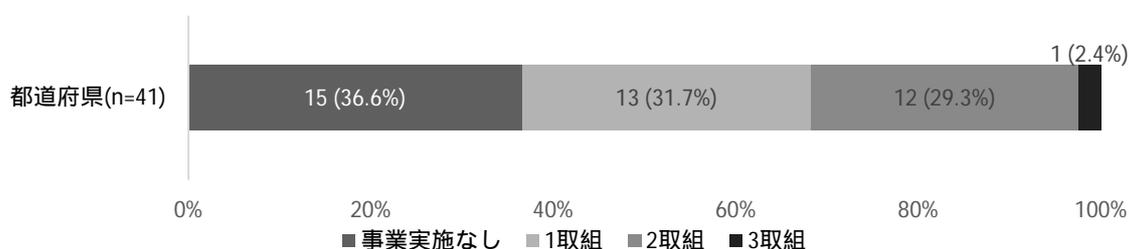
HTLV-1 母子感染対策事業の平均取組数 (全 4 取組でその他の回答を含む、事業実施自治体の平均) は 1.9 である。

取組数は 1 取組が最も多く、13 都道府県 (31.7%) が該当し、次いで 2 取組が 12 都道府県 (29.3%) である。その他を除き全ての取組を実施しているのは 1 都道府県 (2.4%) のみである。

図表 109 HTLV-1 母子感染対策事業の実施状況

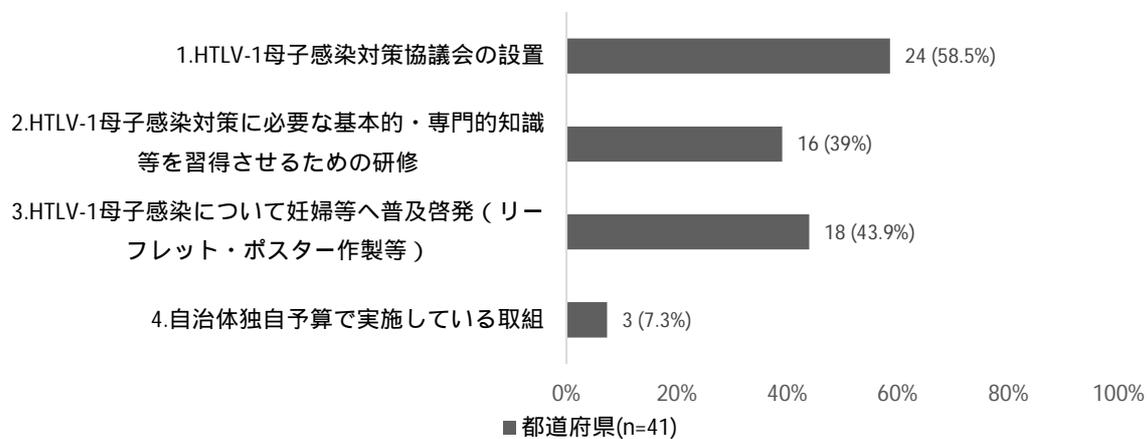


図表 110 HTLV-1 母子感染対策事業の取組数 (全 4 取組)



取組の中で最も実施率が高いのは、「1.HTLV-1 母子感染対策協議会の設置」で 24 都道府県 (58.5%) が実施している。次いで「3.HTLV-1 母子感染について妊婦等へ普及啓発 (リーフレット・ポスター作製等)」は 18 都道府県 (43.9%)、「2.HTLV-1 母子感染対策に必要な基本的・専門的知識等を習得させるための研修」は 16 都道府県 (39.0%) で実施されている。

図表 111 HTLV-1 母子感染対策事業各取組の実施状況



イ 各取組の状況

(ア) HTLV-1 母子感染対策協議会の設置

a 実施概要

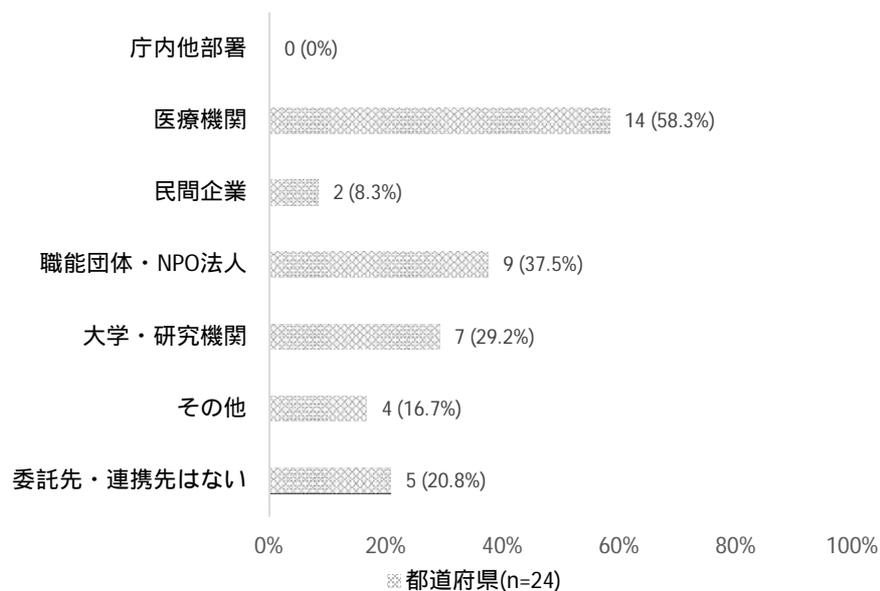
実施率	都道府県 24 (58.5%)
-----	-------------------

協議会の頻度は、年1回、年2回、2年に1回等が挙げられており、年1回が最も多い。協議会の構成員は、行政関係者、医師会等の医療関係団体等の関係者（あるいは医療従事者）、学識経験者で構成されている都道府県が多い。医療関係団体は、県医師会以外に産婦人科医会、小児科医会も挙げられている。また周産期医療協議会委員が構成員を務めている都道府県や、同協議会と同時開催の都道府県もある。

b 連携・委託

平均連携・委託先は 2.5（庁内他部署、医療機関、民間企業、職能団体・NPO 法人、大学・研究機関、その他をそれぞれ1とし、最低1以上連携・委託先がある自治体数をnとしている。以下同様）である。最も多いのは、医療機関との連携・委託で 14 都道府県（58.3%）、次いで職能団体・NPO 法人が 9 都道府県（37.5%）、大学・研究機関が 7 都道府県（29.2%）である。また、5 都道府県（20.8%）では委託・連携は行われていない。

図表 112 連携・委託先の状況



「その他」の連携先（自由記載）

- 県助産師会、市町村、県保健所長会、市町村保健師研究連絡協議会 等

c 独自の工夫

図表 113 独自の工夫（自由記載）

- キャリア妊婦とその出生児の追跡調査実施状況を報告している
- 年1回、医療機関に対し、妊婦健康診査及び3歳以降におけるHTLV-1抗体検査の実施状況調査と市町村及び厚生センターでの支援状況の実態を調査し、協議会にてフォロー体制を検討している
- 母子運営協議会の中で検討している。市町村母子保健主管課の代表者が出席し、会議体での助言・意見交換を行っている。日本HTLV-1学会登録医療機関の専門医が委員として出席している

(1) HTLV-1 母子感染対策に必要な基本的・専門的知識等を習得させるための研修

a 実施概要

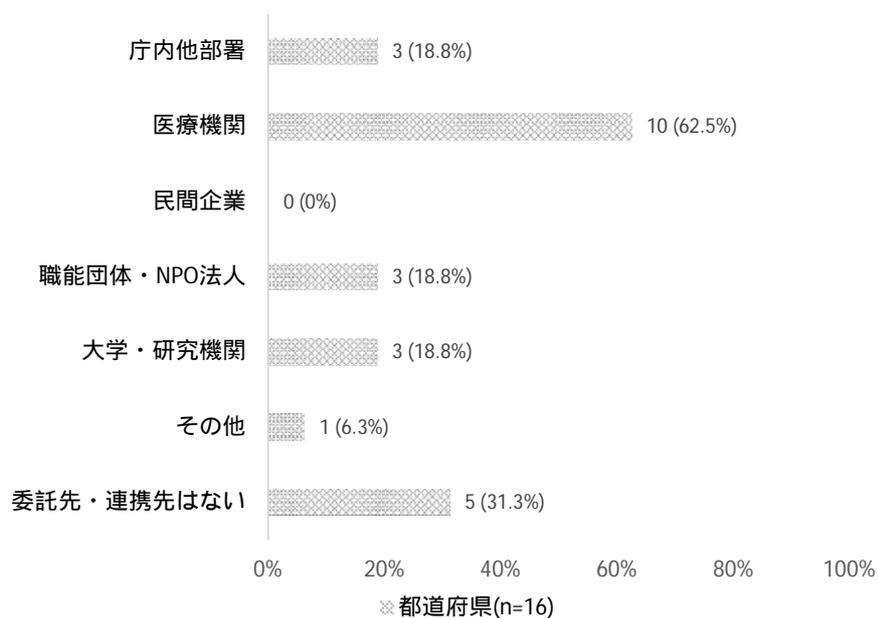
実施率	都道府県 16 (39.0%)
-----	-------------------

研修会の頻度は、年 1 回、2 年に 1 回、3 年に 1 回、不定期等が挙げられており、年 1 回が最も多い。対象者は市町村母子保健担当、保健所母子保健担当、産婦人科・小児科医師、産婦人科・小児科医療機関職員、県職員等が挙げられ、市町村職員が含まれている都道府県が多い。

b 連携・委託

平均連携・委託先は 1.8 である。最も多いのは、医療機関との連携・委託で 10 都道府県 (62.5%)、次いで委託先・連携先はないと回答したのが 5 都道府県 (31.3%) である。また、その他の内容は市町村である。

図表 114 連携・委託先の状況



c 独自の工夫

図表 115 独自の工夫（自由記載）

- 県内のキャリア妊婦等の現状について、研修会の中で説明を行った
- 市町村の専門職（保健師等）が受講できるように、開催時期や方法を考慮している
- 事前に各市町村における妊婦健康診査における抗体検査受検数・陽性者数や確認検査陽性者への支援状況を調査し、結果を共有している

(ウ) HTLV-1 母子感染について妊婦等へ普及啓発(リーフレット・ポスター作製等)

a 実施概要

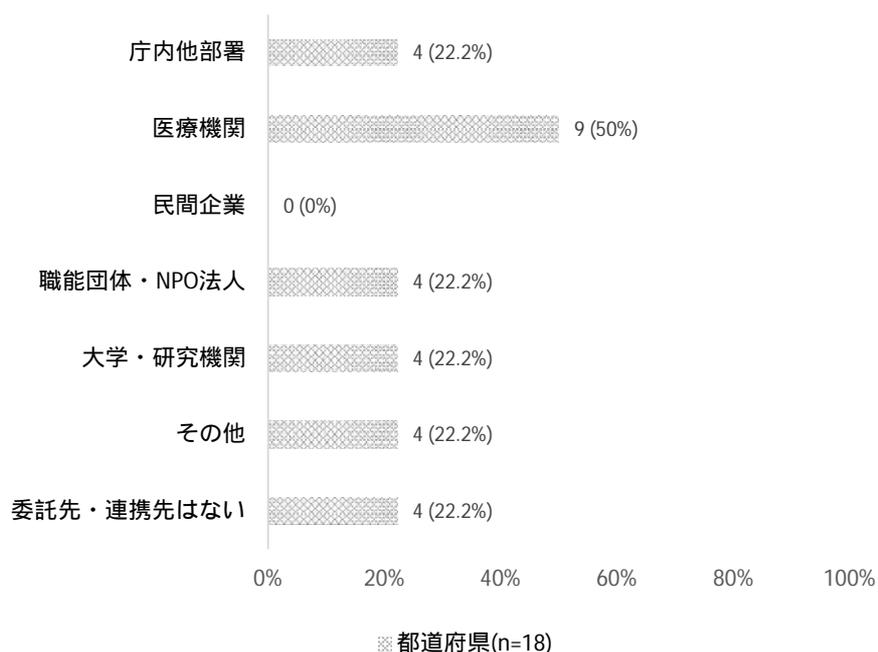
実施率	都道府県 18 (43.9%)
-----	-----------------

分娩・妊婦健診を取り扱う産婦人科医療機関、各市町村、保健所等へのリーフレットの配布、都道府県ホームページにおける情報発信、母子健康手帳別冊に HTLV-1 について記載等が挙げられている。また、母子手帳交付時に市町村を通じて母子保健啓発冊子を配布し、全妊婦に配布している都道府県もある。

b 連携・委託

平均連携・委託先は 1.8 である。最も多いのは、医療機関との連携・委託で 9 都道府県 (50.0%) である。

図表 116 連携・委託先の状況



「その他」の連携先(自由記載)

- 市町村、HTLV-1 母子感染予防専門委員会委員、市町村保健師研究連絡協議会

c 独自の工夫

図表 117 独自の工夫（自由記載）

- 検査実施状況（受検割合）や、スクリーニング検査陽性者の報告状況を記載することで報告割合が低いことを示し、ガイドラインに基づき医療機関からの報告を徹底するよう周知している
- 年1回、医療機関に対し、妊婦健康診査及び3歳以降におけるHTLV-1抗体検査の実施状況調査と市町村及び厚生センターでの支援状況の実態を調査し、協議会にてフォロー体制を検討している
- HTLV-1母子感染対策協議会において、リーフレットの内容を検討している
- 府作成の子育て家庭健康ガイドを、市町村（政令市除く）の母子健康手帳交付時に配布している
- 「妊婦健診でHTLV-1抗体検査陽性の時の対応」（府版）リーフレットを作成し、市町村へ配布した
- 市町村の専門職（保健師等）が受講できるように、開催時期や方法を考慮している
- 事前に各市町村における妊婦健康診査における抗体検査受検数・陽性者数や確認検査陽性者への支援状況を調査し、結果を共有している

(I) 自治体独自予算で実施している取組

a 実施概要と連携・委託先

実施率	都道府県 3 (7.3%)
-----	---------------

自治体独自予算で実施している取組があると回答したのは、都道府県 3 件であった。

図表 118 独自予算における取組内容（自由記載）

概要	連携・委託先
<ul style="list-style-type: none">相談窓口の設置（対面、電話）と保健所による検査体制の確保HTLV-1 に特化した協議会は設置していないが、協議事項が生じた場合は既存の母子保健対策協議会による協議を実施	庁内他部署：保健所
<ul style="list-style-type: none">保健所における陽性者からの相談の対応	庁内他部署：保健所
<ul style="list-style-type: none">県母子保健運営協議会において、適宜、当該事業について協議	職能団体・NPO 法人 ：母子保健運営協議会委員として意見等を聴取

り 市町村との連携(都道府県のみ回答)

(ア) 市町村と連携して実施している取組

自由記載方式で市町村との連携した取組を聞いたところ、11 都道府県から回答があり、9 都道府県が市町村との連携について回答している。

図表 119 市町村との連携した取組(自由記載)

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">• 市町村で支援した妊婦の情報を集約し、検討会で活用している• キャリア妊婦やその出生児に対する母子感染予防指導について、適宜市町村と連携し、行っている• 年1回市町村に対し支援状況調査を実施し、県内のキャリアの母から産まれた児のフォロー状況を確認している• 毎年、県内妊婦検診実施医療機関に対し行っている、妊婦健康診査における HTLV-1 抗体検査等実施調査の結果について報告している• 検討会や研修会への参加• 相談状況等の状況調査や実態調査の協力を依頼 等 |
|---|

(イ) 市町村からの相談・協力依頼等の内容と対応内容

自由記載方式で市町村からの相談・協力依頼とその対応について聞いたところ、5 都道府県から回答があった。5 都道府県のうち1 都道府県が相談・協力依頼について回答している。

図表 120 市町村からの相談・協力依頼とその対応(自由記載)

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">• 指導の経験がないもしくは少ないため、支援の方法がわからない。医療機関でどのように指導が行われるのか、市町村ではどのような支援をするべきか等具体的な対応方法がわからない。また、対象者がいた場合、マニュアル等を参考に指導することになると思うが不安がある |
|--|

(ウ) 市町村との連携における課題

自由記載方式で市町村との連携における課題を聞いたところ、7 都道府県から回答があり、そのうち5 都道府県が課題について回答している。

図表 121 市町村との連携における課題（自由記載）

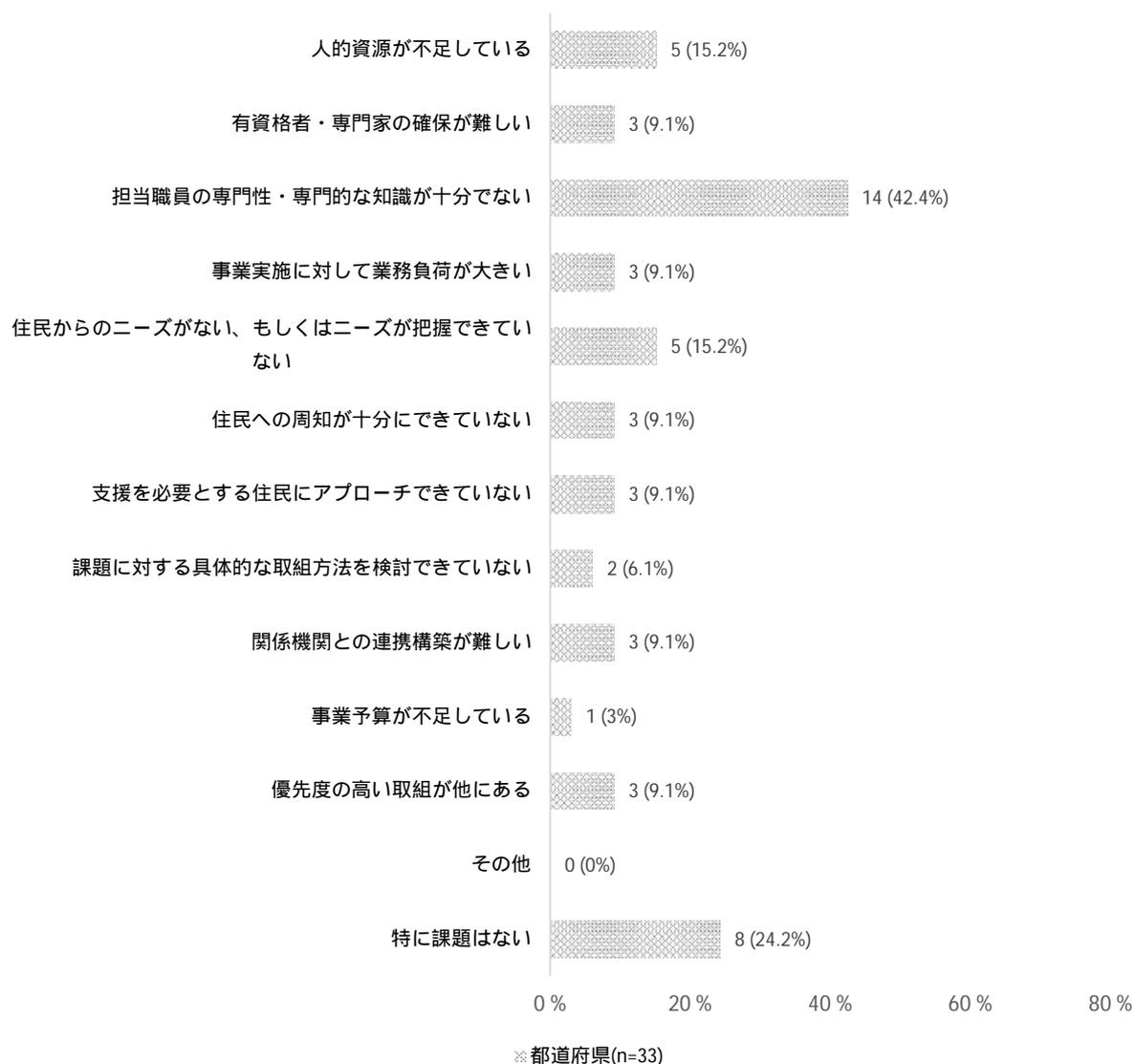
- 妊婦健診の結果が未記入の妊婦に対して、どこまでフォローするか市町村で差がある。未記入の場合、医療機関や本人へ確認する市町もあれば、そこまで手が回っていない市町村もあるため、キャリア母子を正確に把握するための体制整備が必要である
- 母子保健事業を市町村が実施主体となり行う中で、母子感染予防の視点でHTLV-1に関してのみ県健康福祉センターの母子保健担当者が行うことによる、介入や情報の一元化の難しさがある
- 対象者の把握・支援のため、医療機関との連携強化が必要である
- 陽性者の追跡・フォローが不十分である 等

I 事業を実施する上での課題

事業を実施する上での課題について、選択した課題の平均（下表「その他」「特に課題はない」を除く）は1.6である。

「担当職員の専門性・知識の不足」が14都道府県（42.4%）と最も多く、次に「特に課題はない」が8都道府県（24.2%）である。

図表 122 事業を実施する上での課題（複数回答）

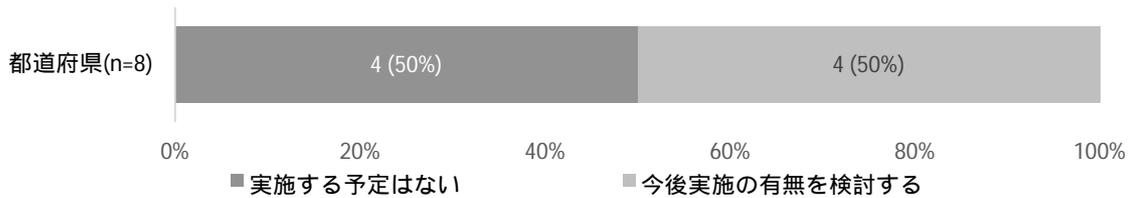


オ 事業未実施自治体の今後の意向と課題

(ア) 今後の実施意向

現在事業を実施していない都道府県において、「実施する予定がない」都道府県は4都道府県（50.0%）、「今後実施の有無を検討する」が4都道府県（50.0%）である。

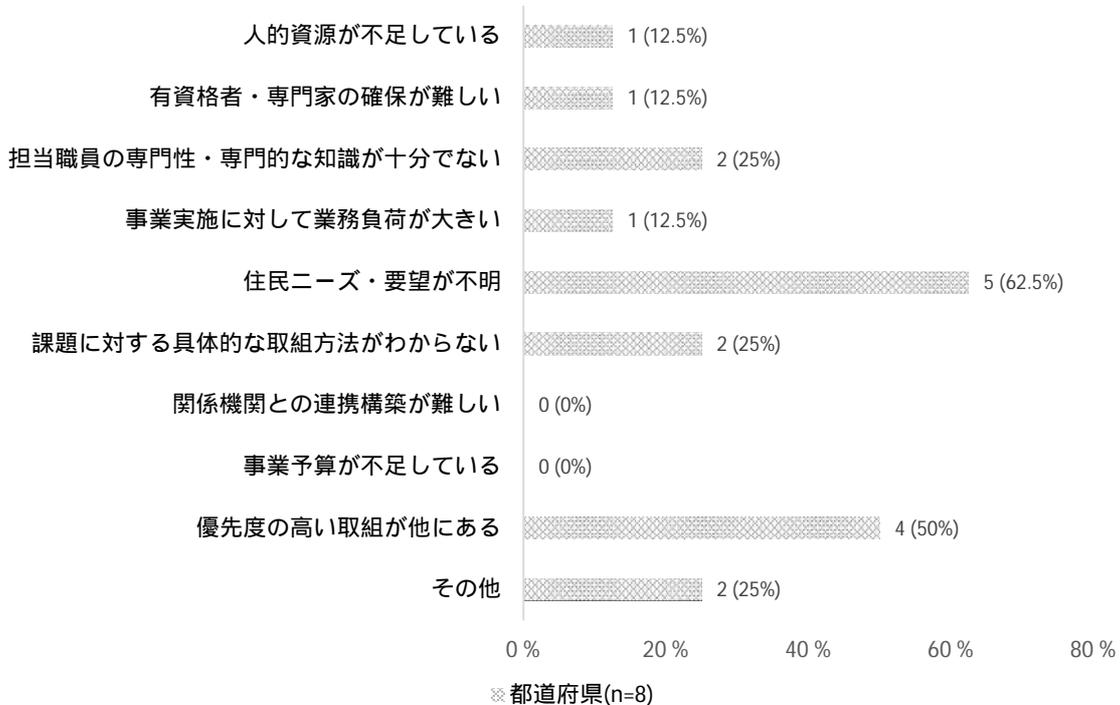
図表 123 今後の事業実施の意向



(イ) 事業を実施するにあたっての課題

事業を実施するにあたっての課題について、「住民ニーズ・要望が不明」が5都道府県（62.5%）と最も多く、次いで「優先度の高い取組が他にある」が4都道府県（50.0%）である。

図表 124 事業を実施するにあたっての課題（複数回答）



第3章 調査 B ヒアリング調査

1 調査 B-1

(1) ヒアリング調査の概要

ア 調査の目的

調査 A のアンケート調査の実施において自治体の状況を把握するために有用な設計とすること、及び調査 B-2 のヒアリング候補先の選定に先立ち、都道府県等の関係機関との連携や切れ目のない支援等の取組に関する情報収集を目的として有識者ヒアリングを実施した。

イ ヒアリング対象

図表 125 調査 B-1 ヒアリング対象

ヒアリング対象者の所属	実施方法	実施日
青森県 健康福祉部こどもみらい課	オンライン ヒアリング	令和 3 年 11 月 19 日
東京都 福祉保健局少子社会対策部家庭支援課		令和 3 年 11 月 22 日
特定非営利活動法人 MC サポートセンター みっくみえ		令和 3 年 11 月 29 日

ウ ヒアリング内容

図表 126 調査 B-1 ヒアリング内容

自治体におけるプレコンセプションケアに関連する取組の現状
<ul style="list-style-type: none">• 取組の背景• 実施している取組内容の詳細• 取り組む上での工夫、配慮しているポイント• プレコンセプションケアに関連する課題やニーズ

(2) ヒアリング調査結果

ア 青森県

(ア) プレコンセプションケアに関連する取組の現状

- プレコンセプションケアに関連する国庫補助事業は、ある程度実施されていると考えているが、「プレコンセプションケア」という言葉の周知は進んでいないように感じる。
- 既存事業では、相談事業の相談件数が多くないため、取組が十分ではない可能性もあり、今後、必要な方に支援が届く体制づくりが必要と考えている。
- 当県の健康教育事業は、従来から国庫補助事業ではなく独自事業として実施している。具体的には県教育委員会が産婦人科医と連携し、若年層に対して性教育を実施している。

(イ) プレコンセプションケアに関連した連携状況

- 現在、助産師会等の県内の団体が個別に相談事業や健康教育事業を実施している状況である。本来であれば、各団体と県が連携して事業を実施できれば効率的であると考えている。

(ウ) プレコンセプションケアに関連した課題

- 当県の相談体制は、相談対応時間が平日の日中に限られるため、十分に相談できる環境を整備できていないと感じている。
- 特定妊婦や若年妊婦に対する支援について、例えば予期せぬ妊娠となってしまった結果、最終的にお子さんが亡くなる事例もあるため、取組が必要であると感じている。

イ 東京都

(ア) プレコンセプションケアに関連する取組の現状

- 全般的に市区町村と連携を取りながら進めている。

- 相談・普及啓発活動
- 「生涯を通じた女性の健康支援事業」に限らず、母子の健康に関する領域として、保健政策部 健康推進課が女性の乳がん検診・子宮頸がん検診をはじめとする事業を実施し、少子社会対策部 家庭支援課が「妊娠相談ほっとライン」等の相談事業を実施し、連携しながら事業を進めている。
- 少子社会対策部 家庭支援課 母子保健担当では、東京都の「妊娠支援ポータルサイト」を運営し、妊娠を目指している方、不妊治療を始める方等、それぞれのステージにあった情報提供を行っている。
- 若者に向けた取組として、20歳前後の男女が今後のライフプランを考える際に正しい知識・情報に基づいて自分の生き方を選択できるように、普及啓発活動を行っている。リーフレットを作成し、市区町村の協力のもと成人式等での配布や大学・専門学校への設置によって周知活動を行っている。
- 妊娠された方への悩み相談の窓口として「チャットボット形式のライン相談」を設置している。妊娠に関する基礎知識や緊急避妊用ピルの説明等を掲載しており、電話が苦手な若者が正しい知識を得られるように配慮するとともに、相談を希望する方には、市区町村の相談窓口へタップして電話がつながり相談できるような機能を具備している。

- 特定妊婦・若年妊婦関連事業
- 「特定妊婦等に対する相談支援及び産科受診等支援業務」を認定 NPO 法人フローレンスに委託している。令和3年8月から令和4年1月までで9件の相談対応があった。本事業は、直接市区町村の窓口で相談できない方を支援する取組であり、東京都妊娠相談ほっとライン等に連絡があった方を NPO 法人につないでいる。
- 相談事業は、東京都が相談者からの相談内容からどういった支援（金銭面・情報提供等）が必要かを精査し、相談内容に応じて医療機関や保健センター、市区町村の窓口等につなぎ、連携して支援を行っている。

(イ) プレコンセプションケアに関連した連携状況

- 「妊娠相談ほっとライン」等に相談があった内容を、市区町村と委託先の NPO 法人へ情報提供し、NPO 法人から対象者にメール等でアプローチしていただいている。
- 女性の健康情報サービス「ルナルナ」を展開する株式会社エムティーアイと連携協定を締結している。「ルナルナ」内に「東京都妊活支援特設ページ」を開設し、都の相談窓口や助成金制度、その他妊活支援に関する情報等を提供し、広く情報発信を行っている。

(ウ) プレコンセプションケアに関連した課題

- 出生 0 日目の死亡例が多いため、事例のスクリーニングをかけるという意味でも女性健康支援センターの意義は大きい。

リ 特定非営利活動法人 MC サポートセンターみっくみえ

(ア) 設立の背景

- 助産師として医療機関で10年程度勤務していた経験から、代表自身の妊娠・出産の経験等を踏まえ、退院してからの大変さを実感したことと、同時期に心理カウンセラーや管理栄養士、保育士等の医療・福祉・保健の専門家と接点を持ったことをきっかけとして、多職種の資格者で構成された子ども・子育てを支援する団体を平成12年に立ち上げた。

(イ) 設立から現在に至るまでの活動状況

- 事業開始（平成12年）当初は、電話相談のみを想定していたが、児童虐待や親のメンタル不調等の様々な状況があることがわかり、地域のニーズに対応する形で活動を拡大させることになった。また若者が予期せぬ妊娠や避妊の知識が十分ではないことを受け、性教育（思春期教育）を開始した。団体は、地域に根差した活動をコンセプトに、民間保健センターのようなものを目指し地域特性に合った女性や子どもに対して健康や保健分野で包括的支援を展開している。
- 設立後は、NPO法人の活動の周知や各関係機関の担当者と関係性が構築される社会的な認知まで数年の期間を要している。若年妊娠の事例では、当NPO法人への信頼のもと支援を担い、その後は短期間で医療や保健機関につながり連携支援に至り、安全な出産と生まれてくる子どもの命を救うことができた。
- 対象者への対応がひと段落した後もアフターフォローを行うことで、他連携機関からの信頼につながっている。また、対象者に対しても、児相・保健センター、時には警察等の他機関が関与する場合や情報を提供する場合に事前に丁寧な説明を行う等、支援者への配慮を十分に行うことで信頼関係を築きながら支援を進めている。

(ウ) プレコンセプションケアに関連した取組の状況

■ 教育事業

- 学校あるいは自治体からの委託により、思春期の児童等に対する教育を実施している。代表と複数メンバーが関与し、小学校については専門のチームを組織している。
- 内容に関しては、将来に向かって対象者へ選択肢を提示できる内容を、性の発達にあった内容とともに、性や人権等を包括的に伝えるように工夫している。
- 小学校・中学校での性教育については、専用のパワーポイント資料の原稿があり、話し手によってバックグラウンドが異なることから、内容に差が出ないように、ト

レーニングを実施し品質の担保を図っている。重要なのは事前に学校側としっかりと打合せを行い、相互理解をすることだと考えている。

- 取組の中で、子どもたちには性教育では、わからないことを聞く・相談することも大切であることを伝えている。
- 相談事業：妊娠 SOS みえ「妊娠レスキューダイヤル」
- 約 9 年前から三重県からの委託で電話相談を実施している。『予期せぬ妊娠』から妊娠葛藤に陥った特に若年者の相談支援を連携機関とともに行っている。当初から電話相談のみ（週 3 回 3 時間相談）で実施し年間 100 件程度の相談があったが、令和 2 年から「SNS(LINE)」を使った相談事業を開始し、併せて年 400 件以上の相談に増加した。相談員は毎回 3 名配置し緊急時や対応困難時に適切な対応ができるようになってきている。
- LINE を利用したことで、若年層からの相談数の増加と相談の内容の幅が広がった。LINE は相談のしやすさだけでなく、その後の必要なフォローもできるツールと感じている。妊娠後でなく、妊娠したかもしれないというステージでの相談により、適切な情報提供や妊娠検査薬を一緒に確認できる等、手厚いフォローが可能となっている。また男性からの相談も増加した。
- 相談員は窓口相談マニュアルを活用し相談対応にあたり、月 2 回の症例検討会により、経験の共有や全体の質の向上を図っている。経験の共有は、相談員個人に責任を持たせない体制づくりにもつながっている。

I 調査 A 及び調査 B-2 への反映事項

調査 B - 1 の結果より各有識者の意見を調査 A のアンケート調査票の設計へ反映した。また、プレコンセプションケアの推進及び体制整備に向けて関係機関との連携・委託の状況を把握すること事業を推進する上でのひとつのポイントになることが示唆された。そのため、調査 A の結果より調査 B - 2 のヒアリング候補先の選定のひとつのポイントになると考え、各事業における連携・委託の状況を確認する設問を取り入れた。

2 調査 B-2

(1) ヒアリング調査の概要

ア 調査の目的

プレコンセプションケアに関する取組について、都道府県及び関連機関等で連携して実施されている自治体や関係機関へヒアリングを行い、取組の経緯と現在の実施状況、関連組織との連携ポイントや工夫されていること、事業推進の課題等をヒアリングし、手引書の参考事例とすること。

イ ヒアリング対象の選定の考え方

■ 手引書で取り扱うテーマ

令和4年度より、これまで母子保健医療対策等総合支援事業、母子保健事業等の一環として妊娠前の女性・カップルを対象とした事業や性・生殖に関連する事業とともに「性と健康の相談センター事業」として男女問わず将来の妊娠・出産等のための健康管理への支援といったプレコンセプションケアの取組を総合的に推進することにより、ライフステージに応じた切れ目のない健康支援を実施することを予定している。

今後、都道府県等、特に性と健康の相談センター事業においてプレコンセプションケアを推進することにより、女性やカップルが生涯にわたり科学的に正しい知識にアクセスし、主体的に健康管理行動ができる支援体制の強化を進めることが期待されている。このような状況を考慮し、また研究会の有識者等との意見を踏まえ、手引書では以下のテーマを設定して各テーマに資するヒアリング対象を選定することとした。

図表 127 手引書で取り扱う5つのテーマ

テーマ	性や健康に関する教育
テーマ	妊娠・出産の教育
テーマ	不妊・不育支援
テーマ	特定の支援を必要とする妊婦への支援
テーマ	各ステージに応じた切れ目のない支援の提供

■ ヒアリング対象の選定方法

ヒアリング対象の選定においては、調査Aの結果、調査B-1のヒアリング調査及び委員からの推薦をもとに、上述の～のテーマ別に候補先を選定した。

調査Aの結果からは、2つの観点より事業を抽出した。1つめの観点は、既存事業（女性健康支援事業、不妊専門相談センター事業、若年妊婦等支援事業、健康教育事業、

HTLV1 母子感染対策事業)の調査結果から地方公共団体区分ごとに「事業の実施率」「取組の実施率」「連携・委託先の数」「既存事業内での独自の取組」を確認し候補案を抽出した。2 つめの観点は、プレコンセプションケアに関連する独自事業を実施している自治体を抽出した。その結果、既存事業では延べ 30 自治体の事例、プレコンセプションケアの独自事業では延べ 29 自治体の事例が抽出された。これに委員からの推薦 13 自治体の事例を加えた 72 事例を第一次の候補案とした。

なお、72 事例を抽出する際に、既存事業のひとつである HTLV-1 母子感染対策事業については、都道府県の実施率が 80%と高く、未実施の理由には HTLV-1 母子感染の発生率が低い等の地域特性があると考えられるため、事例選定の対象からは除外することとした。

次のステップとして、第 2 回研究会にて委員より事例選定の上で重要な観点の意見聴取を行い、下記(ア)～(カ)を整理した。72 事例において、下記の重要な観点を 1 つ以上含む 24 事例を抽出した。最終的に全国の地域区分、地方公共団体区分のバランスと、24 事例の自治体のホームページ等の公表情報の収集を行い、最終的に 11 事例をヒアリング候補として絞込みを行った。

■ 事例選定の上で重要な観点(委員意見より)

- (ア) 地元の助産師や保健師が活躍している。
- (イ) 検討会の設置がある。
- (ウ) 対象者に「男性」「男女」が入っている。
- (エ) SNS 等を活用した相談・情報発信をしている。
- (オ) 18 歳～25 歳を対象に実施している。
- (カ) 妊娠を葛藤している人等を対象にした匿名相談の実施がある。

ウ 調査方法

ウェブ会議を利用したオンラインでヒアリング調査を実施した。

I ヒアリング内容

図表 128 調査 B-2 ヒアリング内容

(1) プレコンセプションケアに関連する取組の背景・課題と経緯
<ul style="list-style-type: none"> • 事業を開始するに至った社会的背景・課題 • 現在の形になるまでの経緯 等
(2) 取組の状況
<ul style="list-style-type: none"> • 取組の概要（目的、対象者、実施期間、連携機関、予算等） • 取組の普及方法 • 取組を実施するにあたり工夫や配慮しているポイント（特に対象者への切れ目のない支援、関係組織との連携の観点含む） • 支援を必要とする対象者へ切れ目のない支援が提供できた具体的事例 • 取組を実施する上で作成したツールや教材 • 取組の効果 • 現在抱えている課題や問題点、その対応・改善策
(3) 支援体制（関連組織との関係構築）
<ul style="list-style-type: none"> • 自治体や関連組織との連携状況（会合や協議会の有無や内容） • 内部人材や専門職の能力強化 • 今後関係組織との連携で取組が必要と考えること 等
(4) 今後のプレコンセプションケアに関する取組方針
<ul style="list-style-type: none"> • 今後のプレコンセプションケアに関連する取組の予定 等
(5) 参考資料等の共有の依頼
<ul style="list-style-type: none"> • ヒアリング先の資料、リーフレット、ホームページ等の共有を依頼 等

オ ヒアリング対象・ヒアリング実施日(実施順)

図表 129 調査 B-2 ヒアリング対象・ヒアリング実施日(実施順)

自治体名	部署等(自治体以外は法人名)	実施日
青森県	教育庁スポーツ健康課	令和4年1月12日
愛知県小牧市	健康生きがい支え合い推進部支え合い協働推進課	令和4年1月14日
-	認定 NPO 法人フローレンス	令和4年1月17日
神奈川県	健康医療局保健医療部健康増進課	令和4年2月16日
大分県大分市	健康福祉部 子ども・子育て支援課	令和4年2月21日
-	岡山大学大学院保健学研究科	令和4年2月24日
熊本県熊本市	健康福祉局子ども未来部子ども政策課	令和4年2月25日
島根県	健康福祉部子ども・子育て支援課	令和4年3月2日
兵庫県姫路市	保健所健康課	令和4年3月3日
富山県	厚生部健康対策室健康課	令和4年3月9日

(2) ヒアリング調査結果

調査 B-2 のヒアリング結果は、手引書に事例としてとりまとめている。

図表 130 手引書 事例

事例名称と特性	実施主体	手引書 該当頁
テーマ 性や健康に関する教育		
事例 A <u>県立学校における産婦人科校医配置事業</u> ステージ：妊娠前（学童期・思春期） 課題：学童期・思春期における性と健康の教育 アプローチ：ポピュレーションアプローチ 事業形態：独自事業（県教育委員会）	青森県	P.14
事例 B <u>保健センターと連携した「生と性のカリキュラム」推進事業</u> ステージ：妊娠前（学童期・思春期） 課題：学童期・思春期における性と健康の教育 アプローチ：ポピュレーションアプローチ 事業形態：独自事業	愛知県小牧市	P.22
事例 C <u>保健師による「思春期出前授業」の実施</u> ステージ：妊娠前（思春期） 課題：思春期における性と健康の教育 アプローチ：ポピュレーションアプローチ 事業形態：健康教育事業	兵庫県姫路市	P.28
テーマ 妊娠・出産の教育		
事例 D <u>18-24 歳の男女へ妊娠・出産の正しい知識を普及する「丘の上のお医者さん（ウェブサイト）」運営事業</u> ステージ：妊娠前（成人期） 課題：若年層における妊娠・出産の教育 アプローチ：ポピュレーションアプローチ 事業形態：独自事業	神奈川県	P.38

<p>事例 E <u>高校生・大学生を対象とした「ライフプラン設計講座」の実施</u></p> <p>ステージ：妊娠前（思春期以降） 課題：若年層へのライフプラン設計教育 アプローチ：ポピュレーションアプローチ 事業形態：独自事業</p>	<p>島根県</p>	<p>P.43</p>
<p>テーマ 不妊・不育支援</p>		
<p>事例 F <u>「おおいた不妊・不育相談センター（hopeful（ホープフル）」による不妊・不育相談</u></p> <p>ステージ：妊娠前（成人期） 課題：不妊不育支援 アプローチ：ポピュレーションアプローチ 事業形態：不妊専門相談センター事業</p>	<p>大分県大分市</p>	<p>P.50</p>
<p>テーマ 特定の支援を必要とする妊婦への支援</p>		
<p>事例 G <u>若年妊婦等支援事業</u></p> <p>ステージ：妊娠期 課題：若年妊婦、特定妊婦への支援 アプローチ：ハイリスクアプローチ 事業形態：若年妊婦等支援事業（一部の業務を外部機関に委託）</p>	<p>熊本県熊本市</p>	<p>P.58</p>
<p>事例 H <u>特定妊婦等に対する相談支援及び産科受診等支援</u></p> <p>ステージ：妊娠期 課題：特定妊婦への支援 アプローチ：ハイリスクアプローチ 事業形態：若年妊婦等支援事業（東京都からの委託）</p>	<p>東京都 （委託：認定 NPO 法人フ ローレンス）</p>	<p>P.68</p>

テーマ 各ステージに応じた切れ目のない支援の提供		
事例 I 各ステージに応じた切れ目のない支援の提供 ステージ：妊娠前、妊娠期、産後・子育て期 課題：切れ目のない支援 アプローチ：ポピュレーションアプローチ、ハイリスクアプローチ 事業形態：生涯を通じた女性の健康支援事業、独自事業	東京都	P.73
事例 J 各ステージに応じた切れ目のない支援の提供 ステージ：妊娠前、妊娠期、産後・子育て期 課題：切れ目のない支援 アプローチ：ポピュレーションアプローチ、ハイリスクアプローチ 事業形態：生涯を通じた女性の健康支援事業、独自事業	富山県	P.83
事例 K 各ステージに応じた切れ目のない支援の提供 ステージ：妊娠前、妊娠期、産後・子育て期 課題：切れ目のない支援 アプローチ：ポピュレーションアプローチ、ハイリスクアプローチ 事業形態：生涯を通じた女性の健康支援事業（岡山県からの委託）、独自事業	岡山県 （委託：岡山大学）	P.93

第4章 手引書作成の検討

1 研究会における議論等

本調査研究では、全3回の研究会を実施し、委員から知見の共有や調査研究に対する助言をいただきながら進めた。ここに委員からいただいた手引書作成に関する主な意見を紹介する。

- プレコンセプションケアの概念・対象者・テーマ
- 国際連合教育科学文化機関（UNESCO）が「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」を発表しており、欧米では人権として「性的同意」や「性の多様性」等を学んでいる。
- 国際的なプレコンセプションケアの定義や概念では、性や健康に関する教育は入らないが、日本のプレコンセプションケアでは、性や健康に関する教育も合わせて取組を進めていくという方針が手引書に記載されることが望ましい。
- プレコンセプションケアは、ともすると女性のみが対象であるという誤解を招きやすい。「いつか妊娠を望む女性・カップル」のカップルには、当然男性が含まれると解釈できるが、男性も当事者であることを明確にするために「男性」を明示する必要がある。
- 不妊・不育の要因の約半数は男性側にあると言われているにも関わらず、不妊専門センター事業における講座の出席者や相談者は女性がほとんどである。自治体でも男性の不妊についての講座を開催すると「知らなかった」という声があがるため、対象者に男性が含まれることを明確にし、男性に対する取組も必要である。
- 予期せぬ妊娠は女性のみの問題ではなく、男性にとっても重要な課題である。若年の頃より学ぶ契機を持つことも重要であり、プレコンセプションケアに関する取組に含まれるべきである。
- 近年、勃起不全や射精傷害による不妊が急増しており、男性不妊の原因の第2位で13.5%を占める問題である。将来の妊娠を望むという観点から、プレコンセプションケアのテーマとして含めるべき事項である。
- 対象者は妊娠を望んでいる方だけではなく、妊娠を葛藤している方にも焦点をあてることが重要である。経済的事情により妊娠を断念する人達、婚姻関係がなく妊娠をしている者も対象から漏れないような事例も必要である。
- 手引書で示す対象者を明確に示すことで、逆に相談者を限定してしまう可能性がある。そのため、手引書に記載する対象者は、包括的に示した方が良い。例えば、大

学生等将来的に妊娠を考える層への教育や、幼稚園や保育園のような低年齢からの教育、子どもの保護者への教育とした示し方である。

■ 事例選定について

- 地域により特性が異なるため、事例を掲載する自治体の基礎情報に、瘦せが多い、肥満が多い等の特性を入れたほうが良い。また、人口規模・人口構造・医療体制等を勘案しながら事例を選定することが必要である。
- 青森県のような好事例（自治体において事業予算を確保し、各学校に産婦人科校医を派遣する取組等）だけではなく、人的資源が少ない地域で、地域の助産師や保健師等が活躍している事例等も掲載したほうが良い。
- 児童・生徒への性教育において、自治体と教育委員会が円滑に連携している事例があると良い。
- 関係機関との検討会や協議会を設置している事例を掲載したほうが良い。自治体担当者は異動があるため、自治体として地域の助産師会等の関係機関との連携に継続性を担保することが重要である。
- インターコンセプションケアの事例を含めた方が良い。次の妊娠までのケアのことを指す言葉であり、例えば早産児を出産した人、妊娠糖尿病の既往のある妊婦等への栄養支援や、妊娠の間隔の考え方等が含まれる。
- 外国籍妊婦の支援に苦勞している自治体（特に市町村）は多いと思われる。外国籍の方に向けた支援の事例があると良い。
- 事業や取組の効果についても検討する必要がある。取組の実施だけで終わることがないように、事業評価や指標を設定して効果検証を行い、PDCA サイクルで取組を進めていくことが重要である。

■ 性に関する健康教育に関する事項

- 最終的には各学校において教職員が性に関する健康教育を実施できるのが良いと思うが、困難な場合は、地域の産婦人科医や助産師等に依頼することがひとつの方法になる。しかし、学校の予算がないために実現しないことがあり、保健所が予算を配分できると良い。青森県は「産婦人科医校医配置事業」の予算を確保しており好事例である。
- 都道府県等と関係機関との連携及び横断的な体制づくりを示す際に、保健行政と教育委員会が連携を図っていくには各関係機関がどのような役割を担うかについて記

載されていると良い。教育委員会と保健行政が連携・協同の重要性を強調できると良い。

- 養護教諭や思春期保健に携わっている専門職は、現在の性教育をより良くしていきたいという考えを持ち取組を進めているため、プレコンセプションケアの推進においても保健行政と教育委員会の連携・協同が重要である。
- 令和2年度厚生労働科学特別研究事業で作成された「つながるBOOK」のような性についての情報を扱う冊子を配布するのが良い。教育を受けた時は自分事ではなくとも、有事に冊子等に掲載されたQRコード等から容易に相談窓口等につながる体制が重要である。
- 学校現場ではプレコンセプションケアという言葉自体に抵抗感があるようだ。性と生殖に関する健康と権利（SRHR）に基づき、「妊娠する権利・妊娠しない権利が保障された」上でのプレコンセプションケアであることが認識されるべき。まずは、包括的セクシュアリティ教育が確立され、プレコンセプションケアに進むことが望ましい。

■ 性と健康の相談センター事業に関して

- 令和4年度から始まる「性と健康の相談センター事業」の内容に沿って、実際の実務において活用できる事例の掲載が望まれる。また、今後自治体において体制整備が必要となる既存事業から当センター事業への切り替えについて記載が必要である。
- これまで実施してきた既存事業（女性健康支援事業、不妊専門相談センター事業、若年妊婦等支援事業、健康教育事業、HTLV-1母子感染対策事業）を性と健康の相談センター事業で総合的に取組みを進めていくにあたっては、既存事業の委託先等の関係も考慮し、地域の実情に合わせた形で実施することが望ましい。
- 事業内容の「相談指導を行う相談員の研修養成」に関しては、事業内容により相談委員に求められる知識・スキルが異なるため、事業内容ごとの対応が求められる。
- 性と健康の相談センター事業で総合的に取組みを進めていく中で、相談者の立場から、自分は相談できる対象に該当するのか、事業名称だけではわかりにくい可能性がある。相談者の中には妊娠を希望する方ばかりではなく、妊娠を葛藤している方もいるため、事業名称を理由に相談を諦めてしまうといったことが起こらないように、実際の現場では相談者視点で事業名称や相談窓口の名称や案内の表現を工夫する必要がある。

■ 18 歳から 25 歳における教育・啓発

- 大学生の年齢になると将来を考えるようになるが、大学で性について学ぶ機会は限られている。一部の大学で設置されているジェンダー等の講義は学生から人気がある。
- 若年層が相談しやすい窓口（アクセスの良さ等）や子育てをしながら学習できる環境の整備が望まれる。
- 近年は SNS 等による情報提供も広がっており、自主的に情報を取得しようとせずとも目に入る状況もある。これらの情報には、信頼性に欠けるものもあるため、精査された信頼できる情報が広がることが望ましい。

■ 情報提供

- 正しい知識を得ることができ、かつ容易にアクセスができるウェブサイト等の紹介も必要である。また、HPV ワクチンの積極的勧奨が再開されたため、それに関連する情報も掲載したほうが良い。

■ 手引書全般に係る事項

- 事例がポピュレーションアプローチなのか、個別・特定の事例が対象のハイリスクアプローチなのか、人的不足や予算不足等の自治体が抱える課題のうち、どの課題に適した事例なのか等、紹介される事例がどのような事例であることを明示するとわかりやすい。
- 性の多様性からマイノリティーと認識している方へも相談先があるというメッセージを伝える配慮が重要である。
- 里親制度、子どもをもたない選択をしたカップルに向けたサポート内容を追加するとよい。

2 手引書の概要

以下に手引書の概要を示す。

ア 手引書の目的

プレコンセプションケアの体制整備を進めるにあたり、「関係機関との連携」や「切れ目のない支援」に着目をし、参考となるような事例を紹介することを目的とする。

イ 手引書を活用する対象

都道府県、政令市、中核市（以下都道府県等とする）の担当課。

ウ 手引書に掲載する事例のテーマ

下記の各テーマに該当する事例、全 11 事例前後に掲載する。

- テーマ 1：性や健康に関する教育
- テーマ 2：妊娠・出産の教育
- テーマ 3：不妊・不育事業
- テーマ 4：特定の支援を必要とする妊婦への支援
- テーマ 5：各ステージに応じた切れ目のない支援の提供

I 手引書の目次

■ はじめに

1. 背景等
2. 本手引書の位置づけ
3. 手引書作成に向けた調査研究について

■ 第 1 章 プレコンセプションケアの体制整備の考え方

1. 性と健康の相談センター事業と既存事業
2. 体制整備の考え方
3. 都道府県等に期待される役割

■ 第 2 章 都道府県等の体制整備に向けた事例集

- 事例の見方
- テーマ 性や健康に関する教育
 - ・ 事例 A. 県立学校における産婦人科校医配置事業（青森県）

- ・ 事例 B. 保健センターと連携した「生と性のカリキュラム」推進事業（愛知県小牧市）
- ・ 事例 C. 保健師による「思春期出前授業」の実施（兵庫県姫路市）
- ・ テーマ 妊娠・出産の教育
 - ・ 事例 D. 18-24 歳の男女へ妊娠・出産の正しい知識を普及する「丘の上のお医者さん（ウェブサイト）」運営事業（神奈川県）
 - ・ 事例 E. 高校生・専修学校学生・大学生を対象とした「ライフプラン設計講座」の実施（鳥根県）
- ・ テーマ 不妊・不育支援
 - ・ 事例 F. 「おおいた不妊・不育相談センター（hopeful（ホープフル）」）による不妊・不育相談（大分県大分市）
- ・ テーマ 特定の支援を必要とする妊婦への支援
 - ・ 事例 G. 若年妊婦等支援事業（熊本県熊本市）
 - ・ 事例 H. 特定妊婦等に対する相談支援及び産科受診等支援（認定 NPO 法人フローレンス）
- ・ テーマ 各ステージに応じた切れ目のない支援の提供
 - ・ 事例 I. 各ステージに応じた切れ目のない支援の提供（東京都）
 - ・ 事例 J. 各ステージに応じた切れ目のない支援の提供（富山県）
 - ・ 事例 K. 各ステージに応じた切れ目のない支援の提供（岡山大学）
- ・ コラム
 - ・ プレコンセプションケアの医学的基礎知識
 - ・ インターコンセプションケア
 - ・ 男性のプレコンセプションケア
 - ・ SNS 等を活用した相談支援
 - ・ 出生前検査と非侵襲性出生前遺伝学的検査（NIPT）

■ 第 章 参考資料

- ・ プレコンセプションケア推進において役立つ資料集
 1. 支援に役立つ参考資料
 2. 普及啓発等に役立つ参考資料

第5章 考察・まとめ

1 各調査結果から明らかになったこと

(1) 調査 A アンケート調査の結果

- プレコンセプションケアの認知度と独自事業の実施状況
 - 都道府県、政令指定都市と中核市の間には、プレコンセプションという言葉自体の認知度に大きい差があることが示された。
 - 全ての地方公共団体区分において、独自事業を実施している（今後実施予定を含む）自治体よりも、今後検討する自治体の方が上回っており、且つ今後検討する自治体は各区分の 50%以上を占めていた。これらの結果により、まずはプレコンセプション自体の認知・理解されるための情報提供が必要であること、今後プレコンセプションケアに係る事業の実施を検討する自治体に対して、好事例以外にも限られた人的・予算資源の中で実施可能で参考にできる事例が必要であることが示唆された。

- 「女性健康支援センター事業」「不妊専門相談センター事業」「健康教育事業」の実施状況

図表 131 「女性健康支援センター事業」「不妊専門相談センター事業」「健康教育事業」の実施状況

事業名	実施自治体数・実施率		
	都道府県 (n=41)	政令指定都市 (n=16)	中核市 (n=49)
女性健康支援センター事業	41 (100.0%)	14 (87.5%)	15 (30.6%)
不妊専門相談センター事業	41 (100.0%)	10 (62.5%)	16 (32.7%)
健康教育事業	28 (68.3%)	13 (81.3%)	22 (44.9%)

- 本 3 事業においては、いずれも都道府県と政令指定都市では実施率が高いのに対して、中核市では実施率が低く、地方公共団体区分によって実施率が大きく異なることが示された。
- 都道府県及び政令指定都市について、事業における各取組の実施率に着目すると、実施率の低い取組も多くあった。従って、都道府県及び政令指定都市については、更なる取組の充実のために未実施の多い取組についての事例が共有されることが求められる。

- 事業自体の実施率が低い中核市には、未実施の自治体が限られたリソースで実施可能な事例が有用であることが示唆された。

■ 「若年妊婦等支援事業」の実施状況

図表 132 「若年妊婦等支援事業」の実施状況

事業名	実施自治体数・実施率		
	都道府県 (n=41)	政令指定都市 (n=16)	中核市 (n=49)
若年妊婦等支援事業	11 (26.8%)	4 (25.0%)	7 (14.3%)

- 前述の3事業と異なり、本事業は都道府県及び中核市で実施率が低い。政令指定都市における実施については都道府県により実施されている地域を考慮すると、11市(68.8%)で行われていることになる。都道府県の場合、市において実施できない場合の拠り所となるため、都道府県が実施していない場合は、必要な人に対する支援が提供されない状況となり得る。都道府県には早急な検討及び実施が望まれる。

■ 連携・委託の必要性

- 地方公共団体区分及び既存事業の種類によって差はあるものの、人的資源の不足、専門的知識を持つ者の確保困難、事業予算の確保困難は共通した課題である。これらの事項は自治体単独での解決は困難であるが、一部、関係機関との連携や委託によって解決できる可能性がある。従って、手引書の事例選択においては、連携・委託に着目する必要があることが示唆された。
- 委託先の事業者選定にプロポーザル方式を採用することにより、安定的且つ、より質の高い運営を担保しているとの回答があった。プロポーザル方式は、自治体が期待する役割を確実に担える事業者であるかを事前に自治体が検討でき、複数事業者が参加する場合には、より良い事業者を選定できるメリットもある。

■ 都道府県と市町村との連携

- 今回のアンケート調査では、都道府県に市町村との連携における現状や課題を調査した。体制整備には重要な事項であるため、アンケート項目としたが、市町村と何らかの連携をしていると回答した都道府県は全体の50%にも満たなかった。この点から、都道府県と市町村との間の連携が進んでいない状況が推察される。

- 回答があった中では、課題として市町村の取組レベルが異なるため市町村ごとに連携の仕方を考えなければならない、市町村との役割分担が不明瞭、特に HTLV - 1 母子感染対策事業では、事業主体は都道府県だが実行するのは市町村であるため連携が難しいとの意見があった。市町村では人的、金銭的側面においてリソースが十分ではないことを考慮すると、都道府県との連携は重要と思われる。従って、今後都道府県と市町村との連携体制を構築するにあたり、まずは基本的な役割分担の考え方を示すことが必要であることが示唆される結果となった。
- 既存事業を未実施の自治体に対する今後の取組の意向
 - 既存事業の5つの事業それぞれについて、事業未実施の自治体には今後の意向を問うたが、全ての事業において「今後検討する」、「実施予定はない」が「実施する予定である」を上回る結果だった。
 - 本アンケートでは、「実施予定がない」理由について、一部は他事業で実施している、他自治体（市町村であれば県）が実施していることが判明しているが、その他の理由は確認できていない。
 - 現在事業を実施していない自治体については、実施しないことによる地域住民への影響はないのか、本当に実施する必要はないのかの検討が必要である。また、実施したいがリソース不足により実施できないことがないような施策も期待される。

(2) 調査 B-1 ヒアリング調査から得られた知見

■ プレコンセプションケアの認知度

- ヒアリング調査（調査 B - 1）の後に実施したアンケート（調査 A）において、既存 5 事業の取組を実施していても、プレコンセプションケアに関する事業を実施しているという認識が薄い可能性があり、アンケート結果に反映されない可能性が示唆された。

■ 関係機関等との連携・委託

- 自治体単独の相談体制には、専門知識を有する相談員の確保や対応可能な時間の確保に限界があり、他の自治体（例：市であれば都道府県、他市町村との連携）との連携、NPO 法人等関係団体との連携が有効である可能性が示唆された。アンケート調査（調査 A）の結果からも、連携の必要性を認識しているものの、実際どのように連携をしたら良いかわからず連携が進まない状況であることが明らかになった。よって、円滑に連携している自治体の関係機関との連携の契機、体制構築に向けてのプロセス、事業費等を含めて参考となる事例の提示が必要である。
- 自治体の単独で事業や取組に関する全ての相談に対応するのは、相談内容に対する専門性及びマンパワーの観点からも困難であることが推測される。自治体を実施すべきこと、関係機関と連携すべきこと、もしくは関係機関へ委託を行うこと等の整理が必要である。また、事業の実施主体は各取組を包括的にみていくことで、切れ目のない支援の提供体制を整備できると考える。
- 委託先となる NPO 法人からは、活動の周知や各関係機関との連携体制が構築できるまで、約 8 年の期間を要したとの話があった。自治体の連携体制の構築においては、自治体が積極的に関係団体等の情報収集に努める必要があることが示唆された。

■ 各ステージに応じた切れ目のない支援の提供体制を整備

- 東京都では、安心して子どもを産み育て、子育ての喜びを実感できる社会の実現を目指し、妊娠前、妊娠期、産後・子育て期の各ステージに応じた切れ目のない支援を提供している。自治体での事業や取組を単体ではなく、ライフステージの観点から事業や取組を整理することも重要な観点である。手引書では、テーマ 各ステージに応じた切れ目のない支援の提供というテーマで事例を紹介することとした。

■ 保健行政と教育委員会との連携

- 青森県では、教育委員会が主体となり、学童期・思春期における性と健康の教育を推進し、保健行政とも連携しており、プレコンセプションケアの取組を進める上で今後より一層求められる連携と考える。性と健康のセンター事業では「学校で児童・生徒向けに性に関する教育等を実施する医師や助産師等への支援」事業に取り組むことが示されている。手引書では、テーマ 性や健康に関する教育というテーマで、複数の保健行政と教育委員会との連携事例を紹介することとした。

■ 相談事業における SNS の活用

- SNS を活用した相談を開始したことにより、SNS 相談の導入前の相談件数は年間 100 件弱であったのが、導入後は年間 300 件以上の相談件数に増加したことが分かった。電話相談に抵抗を感じる相談者が SNS を活用することで相談へのハードルが下がった可能性が考えられる。また、相談のタイミングが、事象後の相談から事象の最中や前となり、早期介入が可能なケースもあるとのことだった。アンケート調査（調査 A）でも SNS 等の利用を挙げる自治体は複数あった。その後の調査 B-2 のヒアリングにより、同様の傾向を聞くことができた。

(3) 調査 B-2 ヒアリング調査において聴取された取組

■ テーマ 性や健康に関する教育（青森県・愛知県小牧市・兵庫県姫路市）

- 児童・生徒に対して「性や健康に関する教育」を実施する上での重要なポイントは、小、中、高等学校と「切れ目なく」かつ繰り返し教育の機会を持つことである。児童・生徒が正しい知識を身に着けるとともに、選択行動できるように年齢に応じた教育プログラムを検討し、専門職や研修を受講した教諭等により教育をすることが大切である。
- それらを実現するには、母子保健課等の担当部局だけでなく地域医師会、地域の医師や助産師等の専門職、教育委員会及び学校等との連携が不可欠であり、今回ヒアリングを実施した青森県・小牧市・姫路市は、いずれも関係機関と連携をして取組を進めている。
- 連携方法としては、上述の関係機関や関係者が協議会等で一堂に会し、児童・生徒の抱える課題や解決策、教育プログラムの内容の検討等を多面的な角度から検討する場を設定している。また、教育プログラムにおいては、基本系を作成するものの、各学校の実情に応じた教育プログラムにカスタマイズを行い、講師と学校側の事前の調整に時間をかけている。また、教育プログラム後の児童・生徒へのアンケートを実施し、その結果を協議会等で関係者に共有して次年度の取組に活用する仕組みを構築している。

■ テーマ 妊娠・出産の教育（神奈川県・島根県）

- 「妊娠・出産の教育」を実施する上での重要なポイントは、男女問わず将来の妊娠・出産等への支援を求める方や支援が必要とされる方へ、いかに必要とする情報を伝え、相談・支援につなげるかということであり、情報発信の工夫が重要である。
- 神奈川県の事例では、妊娠・出産に関する知識を男性も含めた普及・啓発のためにウェブサイトによる情報発信の拠点サイトを構築し、広く情報発信を行う環境を整備している。サイトコンテンツは、プレコンセプションに関する各専門家、ジャーナリスト等から構成される検討委員会からの意見、住民からの問合せや保健所が実施する健康教育事業・出前講座から収集する情報、ウェブサイト運営する委託事業者からのサイトへ訪問するアクセス分析等を含め健康増進課が様々な立場から提案される意見と情報を集約し、サイトの主軸となるコンテンツを検討している。
- ウェブサイトでは「妊娠 SOS かながわ」をはじめとしたプレコンセプションケアに関する各事業の問合せ窓口をサイト内に統合しており、ウェブサイトの入り口から、適切な相談・支援窓口へ問合せ可能な仕組みを構築している。

■ テーマ 不妊・不育支援（大分県大分市）

- 「不妊・不育支援」の相談事業を実施する上での重要なポイントは、相談者が相談しやすい環境整備が必要である。例えば、相談窓口設置の多さ、相談時間の長さや夜間・土日休日の対応、相談方法が訪問以外に電話、オンライン面談等の複数の選択肢あることが考えられる。行政側は、人員の確保や財源が必要となり都道府県等が単体で実施するには困難さが伴う。大分県と大分市の双方が共通の課題を抱えており、解決策として県と市が共同して不妊専門相談センター事業に取り組むこととし、地域の実情に合った取組を進めている（相談業務のおおいた不妊・不育相談センターは、大分県から大分大学へ委託）。
- 県と市で重複する取組を整理し、双方の予算を合わせて事業を実施することで県及び市単体で実施するよりも相談者に対して手厚い相談体制を提供することができている。結果として相談件数も増加し、従来相談ができなかった層へ相談の機会を提供することができている。
- なお、大分市では相談の対象者を年齢や性別で絞らず、不妊・不育に悩む当事者だけでなくその家族による相談も受け、相談の窓口を広げている。それとともに相談窓口の存在自体をより多くの方に知ってもらう工夫として、若年層や男性が多く訪れるサッカーの試合で配布するパンフレットや、女性読者を通じて男性の目にも触れる結婚情報紙に掲載をし、なるべく若い時から男女問わず関心を持つような情報発信にも力を入れている。

■ テーマ 特定の支援を必要とする妊婦への支援（熊本県熊本市・認定 NPO 法人フローレンス）

- 「特定の支援を必要とする妊婦への支援」に重要なことは、支援を必要とする方に早期に気づき、必要な支援につなげていくことである。
- 熊本市では、行政が早期に特定妊婦を把握できるように、手順の確立と関係者間の体制を強化し、妊婦との少ない接触の機会を最大限の活用に努めている。全ての妊婦に対して妊娠届提出時に面談を行い、社会的に問題を抱えている妊婦を早期に把握すること、また若年妊婦においては面談の回数を増やしてアセスメントシートを活用して対象者の課題を把握する工夫をしている。
- 東京都から特定妊婦支援として「特定妊婦等に対する相談支援及び産科受診等支援業務」を受託している認定 NPO 法人フローレンスでは、都の妊娠相談事業「東京都妊娠相談ほっとライン」に寄せられた相談のうち、予期しない妊娠、経済的困窮、社会的孤立等の要因により、妊娠・出産において妊婦自身で相談や受診をすること

が難しいと判断された者で、特定妊婦と疑われる相談者のうち、個人情報が少ない特定が難しい方を受け入れている。フローレンスは、相談者を必要な支援へつなげていくため、支援が必要な対象者を支援から取り残さない中継ぎの役割を担っている。 妊婦自身の様々な環境や理由により市区町村を紹介しても、相談へと至らない対象者に対し、NPO 法人が介入して相談者の自己決定を尊重し、一緒に考え一緒に解決していくことで、市区町村へつなぐことができている。

- テーマ 各ステージに応じた切れ目のない支援の提供（東京都、富山県、岡山大学）
- 都道府県等は、支援を必要とする方を取り巻く環境が大きく変化していく中で相談者のライフコースや思春期、妊娠、出産等のライフステージに応じて切れ目のない支援を提供していくことが期待されている。東京都、富山県、岡山大学の事例では、地域の実情に応じて関係機関との連携により各ステージに応じた切れ目のない事業実施体制を構築している。
- 東京都は、普及啓発事業、相談支援事業、個別支援事業、独自事業を実施しているが、ライフステージ上の切れ目、事業間での切れ目が生じないように事業を体系化して実施しているところが特徴である。 普及啓発事業で幅広い対象に適切な媒体を用いたポピュレーションアプローチを行い、普及啓発事業から相談支援事業につなげ、相談支援事業で特に配慮が必要な方については、ハイリスクアプローチとして個別支援につなげるような工夫がされている。 さらに、都全体で産前から子育て期にわたる切れ目のない支援が実現できるよう、市区町村への支援及び市区町村と連携した事業を展開している。
- 富山県は、平成2年より思春期テレフォン面接相談を開始後、生涯を通じた女性の健康支援事業開始に伴い、対象を思春期から更年期に拡大する形で女性の健康支援センターと不妊専門相談センターを設置した。この相談事業を通じて予期しない妊娠や経済的な相談が顕在化し、妊娠・出産悩みほっとラインを開設し若年層が相談しやすい環境づくりを目指しLINE相談を開始する等、社会環境の変化や住民ニーズに対応する形で事業を拡大してきている。
- なお、富山県では、プレコンセプションケアの取組を進めていくにあたり、子育て、労働、教育部門との連携が必須と考え、今後庁内連携をさらに進めていく必要性を感じている。 また、県内市町村との連携においても県と市町村の役割を整理した上で、役割分担と連携を強めていくことを検討している

- また、切れ目のない支援の観点から健康教育事業において学校卒業後の普及啓発の検討を強化しており、少子化対策や労働部門と連携した事業展開を検討している。

2 総括

(1) 本調査研究の背景・意義

日本では、成育基本法³（平成30年12月成立）に基づいて策定された成育医療等基本方針⁴（令和3年2月）において、安心・安全で健やかな妊娠・出産、産後の健康管理を支援するため、プレコンセプションケアの実施等、需要に的確に対応した切れ目のない支援体制の構築が求められている。

厚生労働省では、性・生殖に関する正しい科学的知見の普及と、学校・家庭以外での性に関する相談の場の提供への取組を進めるため、令和4年度より従来の女性健康支援センター事業、健康教育事業等の国庫補助事業を「性と健康の相談センター事業」に組み替え、男女問わず将来の妊娠・出産等のための健康管理への支援といったプレコンセプションケアの取組を総合的に推進する。

プレコンセプションケアという表現を用いた取組は限られているが、これまでも都道府県等では「健康教育事業」、「女性健康支援センター事業」、「不妊専門相談センター事業」等を通じて妊娠前の女性・カップルや性・生殖・ジェンダーに関連する事業や取組を実施している。

本調査研究では、今後、「性と健康の相談センター事業」においてプレコンセプションケアの取組を総合的に推進していくにあたり、都道府県等におけるプレコンセプションケアに関連する取組状況及び体制等についてアンケート調査を通じて実態を把握するとともに、本調査研究の一環として作成する「性と健康の相談支援に向けた手引書」（以降「手引書」という。）で紹介する事例選定のため、都道府県や関係機関等に対してヒアリング調査を実施した。その結果を委員の方々に研究会の中で多様な観点より議論をしていただき、プレコンセプションケアの体制整備を進める都道府県等へ参考となる全国11事例を掲載した手引書を作成した。

(2) 本調査研究からのプレコンセプションケアの体制整備に向けた課題と期待

調査研究の結果からプレコンセプションケアの実施において、都道府県等では「今後実施を検討する」割合が50%以上であった。また、今後プレコンセプションケアへの取組を進めていくにあたり認識している課題は、都道府県と中核市は共通の課題として「関係部署・関係団体との連携」、「専門人材や関係者の教育」が多く、都道府県は「若年層から

³ 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律

⁴ 成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針

の教育・情報提供」も挙げていた。政令指定都市においては、地域の実情により課題が多岐にわたることがわかった。

また、研究会の有識者からの様々な意見を踏まえた結果、都道府県等においては、プレコンセプションケアの体制整備に向けて関係機関、住民に対しての周知に取り組むこととともに、5つの役割や取組が期待される。

■ 関係部署や関係機関と連携した体制の構築

プレコンセプションケアの取組は、都道府県等の単体組織で完結は難しく、地域全体で体制整備を進める考えが重要である。都道府県等の自治体内の保健・福祉・教育、労働等の関係部署との連携、外部関連機関との連携、市町村との連携の3つの観点から地域の実情や取組にあった連携の在り方を整備することが期待される。

■ 専門人材の確保や関係者の育成

都道府県等では人材が限られているため、関係機関の専門職等との連携を通じて人材育成や専門人材の強化、及び教育を進めていくことが重要である。また、保健師、教諭、養護教諭等に対して共通の研修や教育機会を提供していくことで地域保健と教育現場の連携を構築することも有用である。

■ ライフコースやライフステージに応じた支援体制の構築

支援を必要とする方を取り巻く環境が大きく変化していく中で医療、保健、教育、福祉、労働等のより幅広い関係分野の機関と連携することにより、相談者のライフコースや思春期、妊娠、出産等のライフステージに応じて切れ目のない支援を提供していく体制づくりが期待される。

■ 思春期を対象とした保健教育の充実や教育機関との連携

調査研究結果や研究会の委員より、プレコンセプションケアの体制整備を進めるにあたり、思春期を対象とした保健教育の重要性や、行政の母子保健担当部署や保健所等と教育委員会や学校との連携への期待について意見があった。性と健康の相談センター事業のひとつに「学校で児童・生徒向けに性に関する教育等を実施する医師や助産師等への支援」もあることから、今後、思春期における性と健康の教育を通じて保健行政と教育の切れ目のない支援体制を構築していくことが期待される。

■ プレコンセプションケアの体制整備に向けた PDCA サイクルに沿った事業・取組の推進

本調査研究の調査 B-2 のヒアリング結果より、事業の評価は、当該年度の実施事項や相談者等へのアンケート結果を活用した評価を実施しているものの、事業計画から実行、効果測定・評価を行い事業の改善につなげていき、効率的かつ効果的に PDCA サイクルに沿った事業推進への取組は、今後の課題と考えられる。これまでも一部の自治体においては女性健康支援センター等の事業で評価の指標として合計特殊出生率や若年妊婦の割合、第一子平均出産年齢等の統計データを活用してきたが、今後プレコンセプションケアの体制整備を進めていくにあたり、改めて当該地域の現状を正しく把握し、事業評価や効果測定を行い、必要に応じて改善していくことが期待される。

(3) プレコンセプションケアに関する体制整備を図るための「性と健康の相談支援に向けた手引書」の作成

手引書では、上述のプレコンセプションケアの体制整備に向けた課題と期待を踏まえて全国の好事例を紹介している。事例では、「性や健康に関する教育」、「妊娠・出産の教育」、「不妊・不育支援」、「特定の支援を必要とする妊婦への支援」、「各ステージに応じた切れ目のない支援の提供」という5つのテーマ別に紹介している。

本調査研究の結果より、都道府県等の取組状況は地方公共団体の区分や地域の実情により異なることが見えてきたことから、これから取組の開始を検討する都道府県等においても参考となるように、各事例の取組の背景・契機、実施体制・関係機関との連携や役割、事業内容、事業実施による効果や明らかになった課題、そして特に「関係機関との連携」や「切れ目のない支援」に着目し、各ステージにおける様々な取組を紹介している。

また、上述の11の事例以外にプレコンセプションケアの体制整備を進めるにあたり役に立つ知識・情報としてコラムや参考資料を作成した。

コラムでは医学的観点からのプレコンセプションケアの知識や、男性におけるプレコンセプションケアの重要性について、また、SNS等を活用した若年層の男女に対する性と健康に関する相談支援等を紹介している。

参考資料では、プレコンセプションケアの体制整備に向けて都道府県等で参考にできる情報や相談者等に対する情報提供を行っているウェブサイト等を一覧に整理した。

(4) 今後のプレコンセプションケアの体制整備に向けて

プレコンセプションケアは、今後の妊娠の予定の有無に関わらず、将来の妊娠を見据えて全ての女性と男性に対して健康管理を促すことで、長期的な健康状態の改善や、ひいてはその先の未来の子どもたちの健康状態にもつながる。

都道府県等においては、今回「性と健康の相談センター事業」が創設されたことを契機に、相談者に対してライフコースやライフステージに応じた切れ目のない支援を提供できるように、既存事業から得られた知見や課題の共有及び関係機関との連携の強化等に取り組めるよう検討されたい。

プレコンセプションケアを推進するために、手引書を活用し、各ステージにおいて切れ目のない支援を行うための体制整備の一助になれば幸いである。

第6章 資料編:調査 A アンケート調査 調査票

(3) 「プレコンセプションケア」に関連する**属自治体の独自事業**の実施状況について、実施している事業や取組があれば、その内容を記載ください。
 ※なお、健康増進事業、女性健康支援センター事業、不妊専門相談センター事業、若年妊婦等支援事業などの既存の事業は含みません。

(4) 「上記(3)」の取組内容がわかるホームページ等があればそのURLを記載ください。

※これ以降の質問については事業についての詳細が分かる方がご回答ください(委託先へ調査書を転送することも可)。

3. 既存事業の取組状況
A. 女性健康支援センター事業について
 (1) 女性健康支援センター事業を実施していますか
 (該当するものひとつを選択してください)
 1. 実施している A-1 2. 実施していない A-5

※「1. 実施している」と回答した方にお伺いします
A-1. 実施状況について
 実施している取組を選択ください。(該当するもの全てに○をつけてください)
 1. 身だし、精神的な悩みを有する女性に対する相談指導
 2. 特定妊婦と接する者に対する産科受診等支援
 3. 相談指導を行う相談員の研修等
 4. 相談体制の向上に関する検討会の設置
 5. 妊婦に寄り添う者に対する専任相談員の配置
 6. 不妊や妊娠に関する正しい知識の普及啓発
 7. 女性の健康に関する学会の開催
 8. その他取組の実施に必要な事項
 9. その他自治体独自で実施している取組 (上記取組補助対象以外の取組)

A-2. 実施内容・体制について ※上記1～9の中で実施している取組について記載ください
1. 身だし、精神的な悩みを有する女性に対する相談指導
 (記載内容: 実施方法(行面、電話、SNS、オンライン面談等)、専門職の関与がある場合は専門職名)
 回答欄 **必須**
2. 「相談指導」を実施するにあたり、事業の委託や関係機関との連携体制を構築していますか。
 している場合、その委託先、連携、支援先を選択し、具体的な委託・連携内容を記載ください。
 (「連携」の情報は、会体内での協賛・参画ごし、専門家の派遣等、具体的な内容を記載ください)
 委託先は「O」、連携先は「△」
 1. 市内他部署 1. 自治体委託
 2. 関連団体・組織 2. 関係機関
 △ a. 関係機関
 b. 民間企業
必須

1. 基本情報
 回答者の情報をご記入ください。※ご回答内容に対する問い合わせ先として利用させていただきます

(1) 自治体名(都道府県・政令市が都庁・中核市の名称を記載ください)	必須
郵便郵便	
市名	
(2) 部署名(アンケートを取りまとめでいただく担当部署名を記載ください)	必須
(3) 担当者名(アンケートを取りまとめでいただく担当者の名前を記載ください)	必須
(4) 電話番号(ご回答内容の問い合わせ先として利用いたします)	必須
(5) メールアドレス(ご回答内容の問い合わせ先として利用いたします)	必須

2. プレコンセプションケアについて
 以下の説明を一読いただきご回答ください
【プレコンセプションケアの定義について】
 成育医療等基干方針(令和3年2月9日閣議決定)において、プレコンセプションケアとは「**女性やカウプルを対象として、将来の妊娠のための健康準備を促す取組**」と位置づけています。
 その中で「**生涯にわたる健康増進**」として、「男女を問わず、相談支援や検診等を通じ、将来の妊娠のための健康増進に関する情報提供を推進するなど、プレコンセプションケアに関する体制整備を図る」と記載されており、政府として体制整備の在り方の検討が求められています。

(1) 「プレコンセプションケア」について、最も当てはまるものを選択ください
 (該当するものひとつを選択してください。アンケート上を取戻すためだけに複数回答がご記載ください。)
 1. 知っている 2. 聞いたことがある程度
 3. 知らない(聞いたことがない) **回答欄**

(2) 「プレコンセプションケア」に関連する**属自治体の独自事業**の実施状況について、令和3年度時点において、最も当てはまるものを選択ください。(該当するものひとつを選択してください)
 ※なお、健康増進事業、女性健康支援センター事業、不妊専門相談センター事業、若年妊婦等支援事業などの既存の事業は含みません。
 1. 実施している 2. 今後実施していく予定がある 3. 今後実施を検討する
 4. その他 **回答欄**

「4. その他」を選択された場合、こちらは実施状況を記載ください。

(「連携」の内容は、会議体での助言・意見交換や、専門家の派遣、具体的な委託・連携内容を記載。委託先には「○」、連携先には「△」、連携先には「△」)	
具体的な委託・連携内容を記載	
1 庁内部署	
2 関連団体・組織	
a 医療機関	
b 民間企業	
c 民間団体(協会・NPO法人)	
3 大学・研究機関	
4 その他	
5 委託先・連携先はない	
(3) 「研修養成」を実施するにあたり、貴自治体において独自に工夫している点があれば具体的に記載ください	
(4) 「研修養成」の今後の展望があれば記載ください	
(5) 「研修養成」の内容が確認できるホームページ上などの公開情報があればURLを記載ください	

4 相対体制の向上に関する検討会の設置

(1) 実施概要を記載ください。 (記載内容：検討会の構成員、開催頻度、検討内容など)	必須
回答欄	
(2) 「検討会の設置」を実施するにあたり、事業の委託や関係機関との連携体制を構築していますか。している場合、その委託先、連携・支援先を選択し、具体的な委託・連携内容を記載ください。 (「連携」の内容は、会議体での助言・意見交換や、専門家の派遣、具体的な委託・連携内容を記載ください)	必須
委託先には「○」、連携先には「△」、連携先には「△」	
1 庁内部署	
2 関連団体・組織	
a 医療機関	
b 民間企業	
c 民間団体(協会・NPO法人)	
3 大学・研究機関	
4 その他	
5 委託先・連携先はない	
(3) 「検討会の設置」を実施するにあたり、貴自治体において独自に工夫している点があれば具体的に記載ください	
(4) 「検討会の設置」の今後の展望があれば記載ください	
(5) 「検討会の設置」の内容が確認できるホームページ上などの公開情報があればURLを記載ください	

c.民間団体(協会・NPO法人)	
3 大学・研究機関	
○ 4 その他	
5 委託先・連携先はない	
(3) 「相談指導」を実施するにあたり、貴自治体において独自に工夫している点があれば具体的に記載ください	
(4) 「相談指導」の今後の展望があれば記載ください	
(5) 「相談指導」の内容が確認できるホームページ上などの公開情報があればURLを記載ください	

2 特定支援と認められる者に対する産科受診等支援

(1) 実施概要を記載ください。 (記載内容：特定支援と認められる者の選定方法やアプローチ方法等、産科受診に付する者の職種など)	必須
回答欄	
(2) 「産科受診等支援」を実施するにあたり、事業の委託や関係機関との連携体制を構築していますか。している場合、その委託先、連携・支援先を選択し、具体的な委託・連携内容を記載ください。 (「連携」の内容は、会議体での助言・意見交換や、専門家の派遣、具体的な委託・連携内容を記載ください)	必須
委託先には「○」、連携先には「△」、連携先には「△」	
1 庁内部署	
2 関連団体・組織	
a 医療機関	
b 民間企業	
c 民間団体(協会・NPO法人)	
3 大学・研究機関	
4 その他	
5 委託先・連携先はない	
(3) 「産科受診等支援」を実施するにあたり、貴自治体において独自に工夫している点があれば具体的に記載ください	
(4) 「産科受診等支援」の今後の展望があれば記載ください	
(5) 「産科受診等支援」の事業内容が確認できるホームページ上などの公開情報があればURLを記載ください	

3 相談指導を行う相談員の研修実施

(1) 実施概要を記載ください。 (記載内容：研修会の開催頻度、研修内容など)	必須
回答欄	
(2) 「研修養成」を実施するにあたり、事業の委託や関係機関との連携体制を構築していますか。している場合、その委託先、連携・支援先を選択し、具体的な委託・連携内容を記載ください。	必須

5 任務に關する専任相談員の配置		必須
(1)実施概要を記載ください (記載内容：専任相談員の職種、人数など)		
回答欄		
(2)「専任相談員の配置」を実施するにあたり、事業の委託や関係機関との連携体制を構築していますか。必須 している場合、その委託先、連携・支援先を選択し、具体的な委託・連携内容を記載ください。 (「連携」の内容は、企業体での助言・意見交換や、専門家の派遣等、具体的な内容を記載ください)		
委託先には「○」、連携先には「△」	具体的な委託・連携内容を記載	
1 庁内他部署		
2 関連団体・組織		
a 医療機関		
b 民間企業		
c 民間団体(福祉団体・NPO法人)		
3 大学・研究機関		
4 その他		
5 委託先・連携先はなし		
(3)「専任相談員の配置」を実施するにあたり、貴自治体において独自に工夫している点があれば具体的に記載ください		
(4)「専任相談員の配置」の今後の展望があれば記載ください		
(5)「専任相談員の配置」の内容が確認できずホームページ上などの公開情報があればURLを記載ください		

6 不妊や妊婦に関する正しい知識の普及啓発		必須
(1)実施概要を記載ください (記載内容：普及啓発方法(HP掲載や講演会開催等)、発信する情報の出所や引用元など)		
回答欄		
(2)「普及啓発」を実施するにあたり、事業の委託や関係機関との連携体制を構築していますか。必須 している場合、その委託先、連携・支援先を選択し、具体的な委託・連携内容を記載ください。 (「連携」の内容は、企業体での助言・意見交換や、専門家の派遣等、具体的な内容を記載ください)		
委託先には「○」、連携先には「△」	具体的な委託・連携内容を記載	
1 庁内他部署		
2 関連団体・組織		
a 医療機関		
b 民間企業		
c 民間団体(福祉団体・NPO法人)		
3 大学・研究機関		
4 その他		
5 委託先・連携先はなし		
(3)「普及啓発」を実施するにあたり、貴自治体において独自に工夫している点があれば具体的に記載ください		
(4)「普及啓発」の今後の展望があれば記載ください		

7 女性の健康に関する学習会の開催		必須
(1)実施概要を記載ください (記載内容：開催頻度、学習会のテーマ、学習会参加者の主な職種など)		
回答欄		
(2)「学習会の開催」を実施するにあたり、事業の委託や関係機関との連携体制を構築していますか。必須 している場合、その委託先、連携・支援先を選択し、具体的な委託・連携内容を記載ください。 (「連携」の内容は、企業体での助言・意見交換や、専門家の派遣等、具体的な内容を記載ください)		
委託先には「○」、連携先には「△」	具体的な委託・連携内容を記載	
1 庁内他部署		
2 関連団体・組織		
a 医療機関		
b 民間企業		
c 民間団体(福祉団体・NPO法人)		
3 大学・研究機関		
4 その他		
5 委託先・連携先はなし		
(3)「学習会の開催」を実施するにあたり、貴自治体において独自に工夫している点があれば具体的に記載ください		
(4)「学習会の開催」の今後の展望があれば記載ください		
(5)「学習会の開催」の内容が確認できずホームページ上などの公開情報があればURLを記載ください		

8 その他相談の実施に必要な事項		必須
(1)実施概要を記載ください		
回答欄		
(2)「その他相談の実施に必要な事項」を実施するにあたり、事業の委託や関係機関との連携体制を構築必須 していますか。している場合、その委託先、連携・支援先を選択し、具体的な委託・連携内容を記載ください。 (「連携」の内容は、企業体での助言・意見交換や、専門家の派遣等、具体的な内容を記載ください)		
委託先には「○」、連携先には「△」	具体的な委託・連携内容を記載	
1 庁内他部署		
2 関連団体・組織		
a 医療機関		
b 民間企業		
c 民間団体(福祉団体・NPO法人)		
3 大学・研究機関		
4 その他		

5 委託先・連携先はない	必須
(3)「その利用状況の実態に必要な事項」を実施するにあたり、貴自治体において独自に工夫している点があれば具体的に記載ください	
(4)「その利用状況の実態に必要な事項」の今後の展望があれば記載ください	
(5)「その他関係の実態に必要な事項」の内容が確認できるホームページ上などの公開情報があれば URL を記載ください	

9 その自治体独自予算で実施している取組	必須
(1)実施概要を記載ください。(複数の取組を実施している場合は、最大2つとし、特に、関係機関との連携体制を構築している取組を優先的に記載ください)	
取組 1	
(2)「自治体独自予算で実施している取組」を実施するにあたり、事業の委託や関係機関との連携体制を構築していますか。している場合は、委託先、連携・支援先を選択し、具体的な委託・連携内容を記載ください。 (「連携」の内容は、会議体での助言・意見交換や、専門家の派遣等、具体的な内容を記載ください)	必須
委託先には「○」、連携先には「△」 具体的な委託・連携内容を記載	
1 庁内部署	
2 関連団体・組織	
a 政府機関	
b 民間企業	
c 民間団体(協会・NPO法人)	
3 大学・研究機関	
4 その他	
5 委託先・連携先はない	
(3)「自治体独自予算で実施している取組」を実施するにあたり、貴自治体において独自に工夫している点があれば具体的に記載ください	

(4)「自治体独自予算で実施している取組」の今後の展望があれば記載ください	
(6)「自治体独自予算で実施している取組」の内容が確認できるホームページ上などの公開情報があれば URL を記載ください	

A-3.市区町村との連携について(郵送研修のみご回答ください)

(1)市区町村と連携して実施している取組があればその内容を記載ください	
(2)これまで本事業に関して市区町村から相談・協力依頼等があればその内容を、その対応内容を記載ください	

(3)市区町村と連携の中で、現在感じている課題があればご記載ください	
------------------------------------	--

A-4.実施する上での課題

(1)事業を実施するにあたり、現在感じている課題を選択してください
(該当するものを全てに○をつけてください)

1 人的資源が不足している	必須
2 有資格者・専門家の確保が難しい	回答欄
3 担当職員・専門家の専門性・専門的な知識が十分でない	
4 事業実施に対して業務負担が大きい	
5 住民への周知が十分でない	
6 支援を必要とする住民にアプローチできていない	
7 課題に対する具体的な取組内容を検討できていない	
8 関係機関との連携構築が難しい	
9 事業予算が不足している	
10 関係の深い取組が他にあり	
11 その他 ()	
12 その他 ()	
13 特に課題はない	

「2. 実施していない」と回答した方にお伺いします

A-5.今後の実施意向について

(1)今後の事業を実施する意向について最も当てはまるものを選択ください
(該当するものをひとつを選択してください)

1 来年度(令和4年度)実施を予定している	必須
2 時期は未定だが実施を検討する	回答欄
3 実施する予定はない	
4 今後実施の有無を検討する	
5 実施する予定はない	

(2)事業を実施するにあたっての課題を選択してください
(該当するものを全てに○をつけてください)

1 人的資源が不足している	必須
2 有資格者・専門家の確保が難しい	回答欄
3 担当職員・専門家の専門性・専門的な知識が十分でない	
4 事業実施に対して業務負担が大きい	
5 住民ニーズ・要望が不明	
6 課題に対する具体的な取組方法がわからない	
7 関係機関との連携構築が難しい	
8 事業予算が不足している	
9 関係の深い取組が他にあり	
10 その他 ()	

B. 不妊専門相談センター事業について

(該当するものむすびを○を塗りつけてください)

1. 実施している	1-B-1△	2. 実施していない	1-B-5△	回答欄
-----------	--------	------------	--------	-----

→ **1. 実施している」と回答した方にお伺いします**

B-1. 実施状況について

実施している取組を選択ください。(該当するものに○をつけてください)

1. 夫側の健康状況に対応した本社に関する相談指導	必須	回答欄
2. 不妊治療と仕事の両立に関する相談対応	必須	回答欄
3. 不妊治療に関する情報提供		
4. 不妊相談を行う専門相談員の研修		
5. 相談体制の向上に関する検討会の設置		
6. 不妊治療に関する学習会及び講演会等の開催		
7. その他不妊相談に必要な事項		
8. 不妊に関する相談対応		
9. 不妊相談を行う専門相談員の研修		
10. 不妊治療に関する学習会及び講演会等の開催		
11. 不妊に関する学習会及び講演会等の開催		
12. その他不妊相談に必要な事項		
13. その他自治体独自予算で実施している取組(上記取組以外を除く)		

B-2. 実施内容・体制について ※上記1～13の中から実施している取組について記載ください

1. 夫側の健康状況に的確に対応した不妊に関する相談指導

(記載内容：実施方法(対面、電話、SNS、オンライン相談等)、専門職の関与がある場合は専門職名など)

回答欄	必須																	
(1) 実施概要を記載ください	必須																	
(2) 「相談指導」を実施するにあたり、事業の委託や関係機関との連携体制を構築していますか。 している場合、その委託先、連携・支援先を選択し、具体的な委託・連携内容を記載ください。 (「連携」の内容は、会議体での助言・意見交換や、専門家の派遣等、具体的な内容を記載ください) <table border="1"> <tr> <td>委託先には「○」、連携先には「△」</td> <td>具体的な委託・連携内容を記載</td> </tr> <tr> <td>1. 庁内他部署</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 関連団体・組織</td> <td></td> </tr> <tr> <td> a. 政府機関</td> <td></td> </tr> <tr> <td> b. 民間企業</td> <td></td> </tr> <tr> <td> c. 民間団体(徳能団体・NPO法人)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 大学・研究機関</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. 委託先・連携先はない</td> <td></td> </tr> </table>	委託先には「○」、連携先には「△」	具体的な委託・連携内容を記載	1. 庁内他部署		2. 関連団体・組織		a. 政府機関		b. 民間企業		c. 民間団体(徳能団体・NPO法人)		3. 大学・研究機関		4. その他		5. 委託先・連携先はない	
委託先には「○」、連携先には「△」	具体的な委託・連携内容を記載																	
1. 庁内他部署																		
2. 関連団体・組織																		
a. 政府機関																		
b. 民間企業																		
c. 民間団体(徳能団体・NPO法人)																		
3. 大学・研究機関																		
4. その他																		
5. 委託先・連携先はない																		
(3) 「相談指導」を実施するにあたり、貴自治体において独自に工夫している点があれば具体的に記載ください	必須																	
(4) 「相談指導」の今後の展望があれば記載ください	必須																	
(5) 「相談指導」の内容が確認できるホームページ上などの公開情報があればURLを記載ください	必須																	

2. 不妊治療と仕事の両立に関する相談対応

(記載内容：実施方法(対面、電話、SNS、オンライン相談等)、専門職の関与がある場合は専門職名など)

回答欄	必須																	
(1) 実施概要を記載ください	必須																	
(2) 「相談対応」を実施するにあたり、事業の委託や関係機関との連携体制を構築していますか。 している場合、その委託先、連携・支援先を選択し、具体的な委託・連携内容を記載ください。 (「連携」の内容は、会議体での助言・意見交換や、専門家の派遣等、具体的な内容を記載ください) <table border="1"> <tr> <td>委託先には「○」、連携先には「△」</td> <td>具体的な委託・連携内容を記載</td> </tr> <tr> <td>1. 庁内他部署</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 関連団体・組織</td> <td></td> </tr> <tr> <td> a. 政府機関</td> <td></td> </tr> <tr> <td> b. 民間企業</td> <td></td> </tr> <tr> <td> c. 民間団体(徳能団体・NPO法人)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 大学・研究機関</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. 委託先・連携先はない</td> <td></td> </tr> </table>	委託先には「○」、連携先には「△」	具体的な委託・連携内容を記載	1. 庁内他部署		2. 関連団体・組織		a. 政府機関		b. 民間企業		c. 民間団体(徳能団体・NPO法人)		3. 大学・研究機関		4. その他		5. 委託先・連携先はない	
委託先には「○」、連携先には「△」	具体的な委託・連携内容を記載																	
1. 庁内他部署																		
2. 関連団体・組織																		
a. 政府機関																		
b. 民間企業																		
c. 民間団体(徳能団体・NPO法人)																		
3. 大学・研究機関																		
4. その他																		
5. 委託先・連携先はない																		
(3) 「相談対応」を実施するにあたり、貴自治体において独自に工夫している点があれば具体的に記載ください	必須																	
(4) 「相談対応」の今後の展望があれば記載ください	必須																	
(5) 「相談対応」の内容が確認できるホームページ上などの公開情報があればURLを記載ください	必須																	

3. 不妊治療に関する情報提供

(記載内容：情報提供方法(HP掲載や講演会開催等)、発信する情報の出所や引用元など)

回答欄	必須																	
(1) 実施概要を記載ください	必須																	
(2) 「情報提供」を実施するにあたり、事業の委託や関係機関との連携体制を構築していますか。 している場合、その委託先、連携・支援先を選択し、具体的な委託・連携内容を記載ください。 (「連携」の内容は、会議体での助言・意見交換や、専門家の派遣等、具体的な内容を記載ください) <table border="1"> <tr> <td>委託先には「○」、連携先には「△」</td> <td>具体的な委託・連携内容を記載</td> </tr> <tr> <td>1. 庁内他部署</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 関連団体・組織</td> <td></td> </tr> <tr> <td> a. 政府機関</td> <td></td> </tr> <tr> <td> b. 民間企業</td> <td></td> </tr> <tr> <td> c. 民間団体(徳能団体・NPO法人)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 大学・研究機関</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. 委託先・連携先はない</td> <td></td> </tr> </table>	委託先には「○」、連携先には「△」	具体的な委託・連携内容を記載	1. 庁内他部署		2. 関連団体・組織		a. 政府機関		b. 民間企業		c. 民間団体(徳能団体・NPO法人)		3. 大学・研究機関		4. その他		5. 委託先・連携先はない	
委託先には「○」、連携先には「△」	具体的な委託・連携内容を記載																	
1. 庁内他部署																		
2. 関連団体・組織																		
a. 政府機関																		
b. 民間企業																		
c. 民間団体(徳能団体・NPO法人)																		
3. 大学・研究機関																		
4. その他																		
5. 委託先・連携先はない																		
(3) 「情報提供」を実施するにあたり、貴自治体において独自に工夫している点があれば具体的に記載ください	必須																	

(4)「情報提供」の今後の展望があれば記載ください	
(5)「情報提供」の内容が確認できるホームページ上などの公開情報があればURLを記載ください	

4.不妊相談を行う専門相談員の研修	必須
(1)実施概要を記載ください (記載内容：開催頻度、研修対象者、研修の内容など)	
回答欄	
(2)「専門相談員の研修」を実施するにあたり、事業の委託や関係機関との連携体制を構築していますか。必須 している場合、その委託先、連携・支援先を選択し、具体的な委託・連携内容を記載ください。 (「連携」の内容は、会談体での助言・意見交換や、専門家の派遣等、具体的な内容を記載ください)	
委託先には「○」、連携先には「△」、	具体的な委託・連携内容を記載
1 庁内他部署	
2 関連団体・組織	
a 医療機関	
b 民間企業	
c 民間団体(協賛団体・NPO法人)	
3 大学・研究機関	
4 その他	
5 委託先・連携先はない	
(3)「専門相談員の研修」を実施するにあたり、貴自治体において独自に工夫している点があれば具体的に記載ください	
(4)「専門相談員の研修」の今後の展望があれば記載ください	
(5)「専門相談員の研修」の内容が確認できるホームページ上などの公開情報があればURLを記載ください	

5.相談体制の向上に関する検討会の設置	必須
(1)実施概要を記載ください (記載内容：検討会の構成員、開催頻度、検討内容など)	
回答欄	
(2)「検討会の設置」を実施するにあたり、事業の委託や関係機関との連携体制を構築していますか。必須 している場合、その委託先、連携・支援先を選択し、具体的な委託・連携内容を記載ください。 (「連携」の内容は、会談体での助言・意見交換や、専門家の派遣等、具体的な内容を記載ください)	
委託先には「○」、連携先には「△」、	具体的な委託・連携内容を記載
1 庁内他部署	
2 関連団体・組織	
a 医療機関	

b.民間企業	
c.民間団体(協賛団体・NPO法人)	
3 大学・研究機関	
4 その他	
5 委託先・連携先はない	
(3)「検討会の設置」を実施するにあたり、貴自治体において独自に工夫している点があれば具体的に記載ください	
(4)「検討会の設置」の今後の展望があれば記載ください	
(5)「検討会の設置」の内容が確認できるホームページ上などの公開情報があればURLを記載ください	

6.不妊治療に関する学習会及び講演会等の開催	必須
(1)実施概要を記載ください (記載内容：開催頻度、学習会・講演会のテーマ、講演者の主な職種など)	
回答欄	
(2)「学習会及び講演会等の開催」を実施するにあたり、事業の委託や関係機関との連携体制を構築必須 していますか。している場合、その委託先、連携・支援先を選択し、具体的な委託・連携内容を記載ください。 (「連携」の内容は、会談体での助言・意見交換や、専門家の派遣等、具体的な内容を記載ください)	
委託先には「○」、連携先には「△」、	具体的な委託・連携内容を記載
1 庁内他部署	
2 関連団体・組織	
a 医療機関	
b.民間企業	
c.民間団体(協賛団体・NPO法人)	
3 大学・研究機関	
4 その他	
5 委託先・連携先はない	
(3)「学習会及び講演会等の開催」を実施するにあたり、貴自治体において独自に工夫している点があれば具体的に記載ください	
(4)「学習会及び講演会等の開催」の今後の展望があれば記載ください	
(5)「学習会及び講演会等の開催」の内容が確認できるホームページ上などの公開情報があればURLを記載ください	

7.その他の不妊相談に必要な事項	必須
(1)実施概要を記載ください	
回答欄	
(2)「その他の不妊相談に必要な事項」を実施するにあたり、事業の委託や関係機関との連携体制を構築必須	

<p>していただけますか。している場合、その委託先、連携・支援先を選択し、具体的な委託・連携内容を記載ください。 (「連携」の内容は、会連体での助言・意見交換や、専門家の派遣等、具体的な内容を記載ください)</p>	<p>委託先には「○」、連携先には「△」 具体的な委託・連携内容を記載</p>
<p>1 庁内部署 2 関連団体・組織 a 医療機関 b 民間企業 c 民間団体(協賛団体・NPO法人) 3 大学・研究機関 4 その他 5 委託先・連携先はない</p>	<p>1 庁内部署 2 関連団体・組織 a 医療機関 b 民間企業 c 民間団体(協賛団体・NPO法人) 3 大学・研究機関 4 その他 5 委託先・連携先はない</p>
<p>(3)「その他不妊相談に必要な事項」を実施するにあたり、貴自治体において独自に工夫している点があれば具体的に記載ください。</p>	
<p>(4)「その他不妊相談に必要な事項」の今後の展望があれば記載ください。</p>	
<p>(5)「その他不妊相談に必要な事項」の内容が確認できるホームページ上などの公開情報があればURLを記載ください。</p>	

<p>9.不妊症相談を行う専門相談員の研修 (記載内容：研修会の開催頻度、研修対象者、研修の内容など)</p>	<p>必須</p>
<p>回答欄</p>	
<p>(2)「専門相談員の研修」を実施するにあたり、事業の委託や関係機関との連携体制を構築していますか。している場合、その委託先、連携・支援先を選択し、具体的な委託・連携内容を記載ください。 (「連携」の内容は、会連体での助言・意見交換や、専門家の派遣等、具体的な内容を記載ください)</p>	<p>必須</p>
<p>委託先には「○」、連携先には「△」 具体的な委託・連携内容を記載</p>	
<p>1 庁内部署 2 関連団体・組織 a 医療機関 b 民間企業 c 民間団体(協賛団体・NPO法人) 3 大学・研究機関 4 その他 5 委託先・連携先はない</p>	<p>1 庁内部署 2 関連団体・組織 a 医療機関 b 民間企業 c 民間団体(協賛団体・NPO法人) 3 大学・研究機関 4 その他 5 委託先・連携先はない</p>
<p>(3)「専門相談員の研修」を実施するにあたり、貴自治体において独自に工夫している点があれば具体的に記載ください。</p>	
<p>(4)「専門相談員の研修」の今後の展望があれば記載ください。</p>	
<p>(5)「専門相談員の研修」の内容が確認できるホームページ上などの公開情報があればURLを記載ください。</p>	

<p>8.不妊症に関する相談対応 (記載内容：実施方法(対面、電話、SNS、オンライン面談等)、専門職の関与がある場合は専門職名)</p>	<p>必須</p>
<p>回答欄</p>	
<p>(2)「相談対応」を実施するにあたり、事業の委託や関係機関との連携体制を構築していますか。している場合、その委託先、連携・支援先を選択し、具体的な委託・連携内容を記載ください。 (「連携」の内容は、会連体での助言・意見交換や、専門家の派遣等、具体的な内容を記載ください)</p>	<p>必須</p>
<p>委託先には「○」、連携先には「△」 具体的な委託・連携内容を記載</p>	
<p>1 庁内部署 2 関連団体・組織 a 医療機関 b 民間企業 c 民間団体(協賛団体・NPO法人) 3 大学・研究機関 4 その他 5 委託先・連携先はない</p>	<p>1 庁内部署 2 関連団体・組織 a 医療機関 b 民間企業 c 民間団体(協賛団体・NPO法人) 3 大学・研究機関 4 その他 5 委託先・連携先はない</p>
<p>(3)「相談対応」を実施するにあたり、貴自治体において独自に工夫している点があれば具体的に記載ください。</p>	
<p>(4)「相談対応」の今後の展望があれば記載ください。</p>	
<p>(5)「相談対応」の内容が確認できるホームページ上などの公開情報があればURLを記載ください。</p>	

<p>10.不妊症治療に関する普及啓発 (記載内容：普及啓発方法(HP構築や講演会開催等)、発信する情報の出所や引用元など)</p>	<p>必須</p>
<p>回答欄</p>	
<p>(2)「普及啓発」を実施するにあたり、事業の委託や関係機関との連携体制を構築していますか。している場合、その委託先、連携・支援先を選択し、具体的な委託・連携内容を記載ください。 (「連携」の内容は、会連体での助言・意見交換や、専門家の派遣等、具体的な内容を記載ください)</p>	<p>必須</p>
<p>委託先には「○」、連携先には「△」 具体的な委託・連携内容を記載</p>	
<p>1 庁内部署 2 関連団体・組織 a 医療機関 b 民間企業 c 民間団体(協賛団体・NPO法人) 3 大学・研究機関 4 その他 5 委託先・連携先はない</p>	<p>1 庁内部署 2 関連団体・組織 a 医療機関 b 民間企業 c 民間団体(協賛団体・NPO法人) 3 大学・研究機関 4 その他 5 委託先・連携先はない</p>
<p>(3)「普及啓発」を実施するにあたり、貴自治体において独自に工夫している点があれば具体的に記載ください。</p>	

(4)「普及啓発」の今後の展望があれば記載ください	
(5)「普及啓発」の内容が確認できるホームページなどの公開情報があればURLを記載ください	

11不利益相損に必要な事項	
(1)実施概要を記載ください (記載内容：開催年度、学習会・講演会のテーマ、講演者の主な職種など)	
回答欄	必須
(2)「学習会及び講演会等の開催」を実施するにあたり、事業の委託や関係機関との連携体制を構築していますか、している場合、その委託先、連携・支援先を選択し、具体的な委託・連携内容を記載ください。 (「連携」の内容は、会議体での助言・意見交換や、専門家の派遣等、具体的な内容を記載ください) 委託先には「○」、連携先には「△」	
1 行内他部署	具体的な委託・連携内容を記載
2 関連団体・組織	
a 医療機関	
b 民間企業	
c 民間団体(財団法人・NPO法人)	
3 大学・研究機関	
4 その他	
5 委託先・連携先はない	
(3)「学習会及び講演会等の開催」を実施するにあたり、貴自治体において独自に工夫している点があれば具体的に記載ください	
(4)「学習会及び講演会等の開催」の今後の展望があれば記載ください	
(5)「学習会及び講演会等の開催」の内容が確認できるホームページなどの公開情報があればURLを記載ください	

12その他不利益相損に必要な事項	
(1)実施概要を記載ください	
回答欄	必須
(2)「その他不利益相損に必要な事項」を実施するにあたり、事業の委託や関係機関との連携体制を構築していますか、している場合、その委託先、連携・支援先を選択し、具体的な委託・連携内容を記載ください。 (「連携」の内容は、会議体での助言・意見交換や、専門家の派遣等、具体的な内容を記載ください) 委託先には「○」、連携先には「△」	
1 行内他部署	具体的な委託・連携内容を記載
2 関連団体・組織	
a 医療機関	
b 民間企業	

c.民間団体(財団法人・NPO法人)	
3 大学・研究機関	
4 その他	
5 委託先・連携先はない	
(3)「その他不利益相損に必要な事項」を実施するにあたり、貴自治体において独自に工夫している点があれば具体的に記載ください	
(4)「その他不利益相損に必要な事項」の今後の展望があれば記載ください	
(5)「その他不利益相損に必要な事項」の内容が確認できるホームページなどの公開情報があればURLを記載ください	

13その他自治体独自で実施している取組	
(1)実施概要を記載ください(複数の取組を実施している場合、最大2つとし、特に、関係機関との連携体制を構築している取組を優先的に記載ください) (記載内容：取組名称、実施方法(相談関係の取組であれば、対面、電話、SNS、オンライン面談等)、専門職の関与がある場合は専門職名)	
取組1	必須
取組2	必須
(2)「自治体独自予算で実施している取組」を実施するにあたり、事業の委託や関係機関との連携体制を構築していますか、している場合、その委託先、連携・支援先を選択し、具体的な委託・連携内容を記載ください。 (「連携」の内容は、会議体での助言・意見交換や、専門家の派遣等、具体的な内容を記載ください) 委託先には「○」、連携先には「△」	
1 行内他部署	具体的な委託・連携内容を記載
2 関連団体・組織	
a 医療機関	
b 民間企業	
c 民間団体(財団法人・NPO法人)	
3 大学・研究機関	
4 その他	
5 委託先・連携先はない	
(3)「自治体独自予算で実施している取組」を実施するにあたり、貴自治体において独自に工夫している点があれば具体的に記載ください	
(4)「自治体独自予算で実施している取組」の今後の展望があれば記載ください	
(5)「自治体独自予算で実施している取組」の内容が確認できるホームページなどの公開情報があればURLを記載ください	

8 事業予算が不足している	
9 優先度の高い取組が他にある	
10 その他 ()	

C. 若年妊婦等支援事業について

(1) 若年妊婦等支援事業を実施していますか
(該当するものを必ず○を塗りしてください)

1 実施している	2 実施していない	3 C-5へ	回答欄
----------	-----------	--------	-----

1. 実施している」と回答した方にお伺いします

C-1. 実施状況について

実施している取組を選択ください。(該当するものを全て○をつけてください)

1 窓口相談の設置	必須	回答欄
2 アウトリーチによる相談対応		
3 コーディネート業務		
4 S.N.S等を活用した相談対応		
5 産科受診等支援		
6 緊急一時的な居場所の確保		
7 その他自治体独自予算で実施している取組 (上記取組補助対象以外の取組)		

C-2. 実施内容・体制について ※上記1～7の中で実施している取組について記載ください

1 窓口相談の設置	必須
(1) 実施態様を記載ください (記載内容：相談窓口の設置場所、相談方法(対面、電話、SNS、オンライン相談等)、対応する専門職など)	必須
回答欄	
(2) 窓口相談の設置」を実施するにあたり、事業の委託や関係機関との連携体制を構築していますか、 している場合、その委託先、連携・支援先を選択し、具体的な委託・連携内容を記載ください。 (「連携」の内容は、会議体での討議・意見交換や、専門家の派遣等、具体的な内容を記載ください)	必須
委託先には「○」、連携先には「△」	
1 行内部署	
2 関連団体・組織	
3 民間企業	
4 民間団体(協賛団体・NPO法人)	
5 その他	
5 委託先・連携先はない	
(3) 「窓口相談の設置」を実施するにあたり、貴自治体において独自工夫している点があれば具体的に記載ください	
回答欄	
(4) 「窓口相談の設置」に関して今後の展望があれば記載ください	
回答欄	
(5) 「窓口相談の設置」が確認できるホームページなどの公開情報があれば URL を記載ください	

B-3. 市区町村との連携について(推進府県のみご回答ください)

(1) 市区町村と連携して実施している取組があればその内容を記載ください	
(2) これまで本事業に関して市区町村から相談・協力依頼等があればその内容を、その対応内容を記載ください	
(3) 市区町村と連携の中で、現在感じている課題があれば記載ください	

B-4. 実施する上での課題

(1) 事業を実施するにあたり、現在感じている課題を選択してください
(該当するものを全て○をつけてください)

1 人的資源が不足している	必須	回答欄
2 有資格者・専門家の確保が難しい		
3 担当職員の専門性・専門的な知識が十分でない		
4 事業実施に対して業務負担が大きい		
5 住民からのニーズがない、もしくはニーズが把握できていない		
6 住民への周知が十分にできていない		
7 支援を必要とする住民にアプローチできていない		
8 課題に対する具体的な取組内容を検討できていない		
9 関係機関との連携機が弱い		
10 事業予算が不足している		
11 優先度の高い取組が他にある		
12 その他 ()		
13 特に課題はない		

2. 実施していない」と回答した方にお伺いします

B-5. 今後の実施意向について

(1) 今後の実施意向について尋ねてはまるものを選択ください
(該当するものを必ず○を塗りしてください)

1 来年度(令和4年度)実施を予定している	2 令和5年度以降の実施を予定している	必須
3 時期は未定だが実施を予定している	4 今後実施の意向を検討する	5 実施する予定はない
回答欄		

(2) 事業を実施するにあたっての課題を選択してください

(該当するものを全て○をつけてください)	必須
1 人的資源が不足している	必須
2 有資格者・専門家の確保が難しい	
3 担当職員の専門性・専門的な知識が十分でない	
4 事業実施に対して業務負担が大きい	
5 住民ニーズ・要望が不明	
6 課題に対する具体的な取組方法がわからない	
7 関係機関との連携機が弱い	
回答欄	

(3) 「コーディネート業務」を実施するにあたり、貴自治体において独自に工夫している点があれば具体的に記載ください	
(4) 「コーディネート業務」の今後の展望があれば記載ください	

4 SNS等を活用した相談対応	
(1) 実施概要を記載ください (記載内容：SNSの種類、相談対応の時間帯(24時間、平日/土日等)、相談対応する職種など)	必須
回答欄	
(2) 「相談対応」を実施するにあたり、事業の委託や関係機関との連携体制を構築していますか、 している場合、その委託先、連携・支援先を選択し、具体的な委託・連携内容を記載ください。 (「連携」の内容は、会連体での助言・意見交換や、専門家の派遣等、具体的な内容を記載ください)	必須
委託先には「○」、連携先には「△」、具体的な委託・連携内容を記載	
1 庁内他部署	
2 関連団体・組織	
a 医療機関	
b 民間企業	
c 民間団体(協賛団体・NPO法人)	
3 大学・研究機関	
4 その他	
5 委託先・連携先はない	
(3) 「相談対応」を実施するにあたり、貴自治体において独自に工夫している点があれば具体的に記載ください	
(4) 「相談対応」の今後の展望があれば記載ください	
(5) 「相談対応」の内容が確認できるホームページなどの公開情報があればURLを記載ください	

5 産科医療等支援	
(1) 実施概要を記載ください (記載内容：若年妊婦等の適応方法やアローチ方法等、産科受診に付き添う者の職種など)	必須
回答欄	
(2) 「産科医療等支援」を実施するにあたり、事業の委託や関係機関との連携体制を構築していますか、 している場合、その委託先、連携・支援先を選択し、具体的な委託・連携内容を記載ください。 (「連携」の内容は、会連体での助言・意見交換や、専門家の派遣等、具体的な内容を記載ください)	必須
委託先には「○」、連携先には「△」、具体的な委託・連携内容を記載	
1 庁内他部署	
2 関連団体・組織	
a 医療機関	
b 民間企業	
c 民間団体(協賛団体・NPO法人)	

--	--

2 アウトリーチによる相談対応	
(1) 実施概要を記載ください (記載内容：アウトリーチ先、実施方法(対面、電話、SNS、オンライン面談等)、専門機関の有る場合は専門職名など)	必須
回答欄	
(2) 「相談対応」を実施するにあたり、事業の委託や関係機関との連携体制を構築していますか、 している場合、その委託先、連携・支援先を選択し、具体的な委託・連携内容を記載ください。 (「連携」の内容は、会連体での助言・意見交換や、専門家の派遣等、具体的な内容を記載ください)	必須
委託先には「○」、連携先には「△」、具体的な委託・連携内容を記載	
1 庁内他部署	
2 関連団体・組織	
a 医療機関	
b 民間企業	
c 民間団体(協賛団体・NPO法人)	
3 大学・研究機関	
4 その他	
5 委託先・連携先はない	
(3) 「相談対応」を実施するにあたり、貴自治体において独自に工夫している点があれば具体的に記載ください	
(4) 「相談対応」の今後の展望があれば記載ください	
(5) 「相談対応」の内容が確認できるホームページなどの公開情報があればURLを記載ください	

3 コーディネーター業務	
(1) 実施概要を記載ください (記載内容：コーディネーターに就任する主な職種、具体的なコーディネート業務の内容など)	必須
回答欄	
(2) 「コーディネート業務」を実施するにあたり、事業の委託や関係機関との連携体制を構築していますか、 している場合、その委託先、連携・支援先を選択し、具体的な委託・連携内容を記載ください。 (「連携」の内容は、会連体での助言・意見交換や、専門家の派遣等、具体的な内容を記載ください)	必須
委託先には「○」、連携先には「△」、具体的な委託・連携内容を記載	
1 庁内他部署	
2 関連団体・組織	
a 医療機関	
b 民間企業	
c 民間団体(協賛団体・NPO法人)	
3 大学・研究機関	
4 その他	
5 委託先・連携先はない	

	3 大学・研究機関
	4 その他
	5 委託先・連携先はない
(3) 「産科受診等支援」を実施するにあたり、貴自治体において独自に工夫している点があれば具体的に記載ください	
(4) 「産科受診等支援」の今後の展望があれば記載ください	
(5) 「産科受診等支援」の内容が確認できるホームページなどの公開情報があればURLを記載ください	

6 緊急一時的な居場所の確保	
(1) 実施概要を記載ください (記載内容：一時的な居場所としての具体的ななど)	必須
(2) 「緊急一時的な居場所の確保」を実施するにあたり、事業の委託や関係機関との連携体制を構築していますか。している場合、その委託先、連携・支援先を選択し、具体的な委託・連携内容を記載ください。 (「連携」の内容は、会連体での助言・意見交換や、専門家の派遣等、具体的な内容を記載ください)	必須
委託先には「○」、連携先には「△」 具体的に委託・連携内容を記載	
1 庁内他部署	
2 関連団体・組織	
a 医療機関	
b 民間企業	
c 民間団体(福祉団体・NPO法人)	
3 大学・研究機関	
4 その他	
5 委託先・連携先はない	
(3) 「緊急一時的な居場所の確保」を実施するにあたり、貴自治体において独自に工夫している点があれば具体的に記載ください	
(4) 「緊急一時的な居場所の確保」の今後の展望があれば記載ください	

7 その他自治体独自予算で実施している取組	
(1) 実施概要を記載ください。(複数の取組を実施している場合、最大3つとし、特に、関係機関との連携体制を構築している取組を優先的に記載ください)	必須
(記載内容：取組名称、実施方法(相談関係の取組であれば、対面、電話、SNS、オンライン面談等)、専門機関の関与がある場合は専門職名)	
取組1	
取組2	
(2) 「自治体独自予算で実施している取組」を実施するにあたり、事業の委託や関係機関との連携体制を構築していますか。している場合、その委託先、連携・支援先を選択し、具体的な委託・連携内容を記載	必須

ください	
(「連携」の内容は、会連体での助言・意見交換や、専門家の派遣等、具体的な内容を記載ください)	具体的に委託・連携内容を記載
委託先には「○」、連携先には「△」	
1 庁内他部署	
2 関連団体・組織	
a 医療機関	
b 民間企業	
c 民間団体(福祉団体・NPO法人)	
3 大学・研究機関	
4 その他	
5 委託先・連携先はない	
(3) 「自治体独自予算で実施している取組」を実施するにあたり、貴自治体において独自に工夫している点があれば具体的に記載ください	
(4) 「自治体独自予算で実施している取組」の今後の展望があれば記載ください	
(5) 「自治体独自予算で実施している取組」の内容が確認できるホームページなどの公開情報があればURLを記載ください	

C-3. 市区町村との連携について(都道府県のみご回答ください)

(1) 市区町村と連携して実施している取組があればその内容を記載ください

(2) これまで事業に関して市区町村から相談・協力依頼等があればその内容と、その対応内容をご記載ください

(3) 市区町村と連携の中で、現在部している取組があればご記載ください

C-4. 実施する上の課題

(1) 事業を実施するにあたり、現在感じている課題を選択してください
(該当するものを全て記入してください)

1 人の財源が不足している

2 関係格差・専門家の確保が難しい

3 担当職員・専門職の確保が十分でない

4 事業態に対して業務負担が大きい

5 住民からのニーズがない、もしくはニーズが把握できていない

6 住民への周知が十分でない

7 支援を必要とする住民はアプローチできていない

8 課題に対する具体的な取組内容を検討できていない

9 関係機関との連携構築が難しい

10 事業予算が不足している

11.優先度の高い取組が他にある はその他 () に3月に課題はない	
---	--

「2. 実施していない」と回答した方にお伺いします

C-5. 今後の実施意向について

(1) 今後の事業実施意向について最も当てはまるものを選択ください (該当するものひとつを選択してください)	
1 来年度(令和4年度)実施を予定している	2 令和5年度以降の実施を予定している
3 時期は未定だが実施を予定している	4 今後実施の有無を検討する
5 実施する予定はない	

(2) 事業を実施するにあたっての課題を選択してください
(該当するもの全てに○をつけてください)

1 人的資源が不足している	必須
2 有資格者・専門家の確保が難しい	回答欄
3 担当職員の専門性・専門的な知識が十分でない	
4 事業実施に対して業務負担が大きいの	
5 住民ニーズ・要望が不明	
6 課題に対する具体的な取組方法がわからない	
7 関係機関との連携構築が難しい	
8 事業予算が不足している	
9 優先度の高い取組が他にある	
10 その他 ()	

D. 健康教育事業について

(1) 健康教育事業を実施していますか (該当するものひとつを選択してください)	
1 実施している	2 実施していない
3 D-1へ	4 D-5へ

「1. 実施している」と回答した方にお伺いします

D-1. 実施状況について

実施している取組を選択してください(該当するもの全てに○をつけてください)	
1. マイナスケースに応じた健康教育や講演会の開催	必須
2. 女性の健康教育に資する小冊子等の配布による知識の普及啓発	回答欄
3. 型に関する教育等を実施する医師や助産師等に対する研修会の実施	
4. その他自ら主体独自予算で実施している取組(上記関係者研修会以外の取組)	

D-2. 実施内容・体制について ※上記1～4の中で実施している取組について記載ください

1. ライフステージに応じた健康教育や講演会の開催 (記載内容：開催頻度、教室や講演会のテーマ、講演者の主な職名など)	必須
回答欄	

(2) 「健康教育や講演会の開催」を実施するにあたり、事業の委託や関係機関との連携体制を構築していますか。その委託先、連携・支援先を選択し、具体的な委託・連携内容を記載ください。 (「連携」の内容は、会誌での助言・意見交換や、専門家の派遣等、具体的な内容を記載ください)	必須
委託先には「○」、連携先には「△」 具体的な委託・連携内容を記載	
1. 庁内他部署	
2. 関連団体・組織	
a. 医療機関	
b. 民間企業	
c. 民間団体(福祉団体・NPO法人)	
3. 大学・研究機関	
4. 教育機関	
a. 小学校	
b. 中学校	
c. 高等学校	
5. その他	
委託先・連携先はない	
(3) 「健康教育や講演会の開催」を実施するにあたり、真白自治体において獨自に工夫している点があれば具体的に記載ください	
(4) 「健康教育や講演会の開催」の今後の展望があれば記載ください	
(5) 「健康教育や講演会の開催」の内容が確認できるホームページなどの公開情報があればURLを記載ください	

2. 女性の健康教育に資する小冊子等の配布による知識の普及啓発

(1) 実施概要を記載ください (記載内容：具体的な普及啓発方法、発信する情報の出所や利用先など)	必須
回答欄	
(2) 「普及啓発」を実施するにあたり、事業の委託や関係機関との連携体制を構築していますか。 (「連携」の内容は、会誌での助言・意見交換や、専門家の派遣等、具体的な内容を記載ください)	必須
委託先には「○」、連携先には「△」 具体的な委託・連携内容を記載	
1. 庁内他部署	
2. 関連団体・組織	
a. 医療機関	
b. 民間企業	
c. 民間団体(福祉団体・NPO法人)	
3. 大学・研究機関	
4. 教育機関	
a. 小学校	
b. 中学校	
c. 高等学校	
5. その他	

取組 1	6 委託先・連携先はない
取組 2	(3) 「普及啓発」を実施するにあたり、黄白自治体において独自に工夫している点があれば具体的に記載ください。
	(4) 「普及啓発」の今後の展望があれば記載ください。
	(5) 「普及啓発」の内容が確認できるホームページ上などの公開情報があれば URL を記載ください。

3 性に関する教育等を実施する医師や助産師等に対する研修会の実施	必須
(1) 実施概要を記載ください。 (記載内容：研修会の開催形態、講師者の関係、研修の内容など)	
回答欄	
(2) 「研修会」を実施するにあたり、事業の委託や関係機関との連携体制を構築していますか、している場合、その委託先、連携・支援先を選択し、具体的な委託・連携内容を記載ください。 (「連携」の内容は、会議体での助言・意見交換や、専門家の派遣等、具体的な委託・連携内容を記載)	必須
委託先には「○」、連携先には「△」、	具体的な委託・連携内容を記載
1 庁内他部署	
2 関連団体・組織	
a 医療機関	
b 民間企業	
c 民間団体(協賛団体・NPO法人)	
3 大学・研究機関	
4 教育機関	
a 小学校	
b 中学校	
c 高等学校	
5 その他	
6 委託先・連携先はない	
(3) 「研修会」を実施するにあたり、黄白自治体において独自に工夫している点があれば記載ください。	
(4) 「研修会」の今後の展望があれば記載ください。	
(5) 「研修会」の内容が確認できるホームページ上などの公開情報があれば URL を記載ください。	

4 その他自治体独自予算で実施している取組(上記連携補助事業以外の取組があれば記載ください)	必須
(1) 実施概要を記載ください。(複数の取組を実施している場合、最大3つとし、特に、関係機関との連携体制を構築している取組を優先的に記載ください) (記載内容：取組名称、実施方法(相談関係の取組であれば、対面、電話、SNS、オンライン面談等)、専門職の関与がある場合は専門職名)	

取組 1	
取組 2	(2) 「自治体独自予算で実施している取組」を実施するにあたり、事業の委託や関係機関との連携体制を構築していますか、している場合、その委託先、連携・支援先を選択し、具体的な委託・連携内容を記載ください。 (「連携」の内容は、会議体での助言・意見交換や、専門家の派遣等、具体的な委託・連携内容を記載ください) 委託先には「○」、連携先には「△」、
	具体的な委託・連携内容を記載
1 庁内他部署	
2 関連団体・組織	
a 医療機関	
b 民間企業	
c 民間団体(協賛団体・NPO法人)	
3 大学・研究機関	
4 教育機関	
a 小学校	
b 中学校	
c 高等学校	
5 その他	
6 委託先・連携先はない	
(3) 「自治体独自予算で実施している取組」を実施するにあたり、黄白自治体において独自に工夫している点があれば具体的に記載ください。	
(4) 「自治体独自予算で実施している取組」の今後の展望があれば記載ください。	
(5) 「自治体独自予算で実施している取組」の内容が確認できるホームページ上などの公開情報があれば URL を記載ください。	

D-3. 市区町村との連携について(「連携関係のみご回答ください)

(1) 市区町村と連携して実施している取組があればその内容を記載ください。

(2) これまで本事業に関して市区町村から相談・協力依頼等があればその内容と、その対応内容をご記載ください。

(3) 市区町村と連携の中で、現在感じている課題があればご記載ください。

D-4. 実施するまでの課題

(1) 事業を実施するにあたり、現在感じている課題を選択してください。
(該当するもの全てに○をつけてください)

1 人的資源が不足している

2 有資格者・専門家の確保が難しい

必須

回答欄

3 HTLV-1母子感染について妊婦等へ普及啓発（リーフレット、ポスター印刷等）	
4 その他自治体独自予算で実施している取組（上記取組補助対象以外の取組）	

E-2 実績内容・体制について ※上記1～4の中で実施している取組について記載ください

1 HTLV-1母子感染対策協議会の設置	
(1) 実施概要を記載ください	必須
(記載内容：協議会の構成員、開催頻度、協議内容など) 回答欄	
(2) 「協議会の設置」を実施するにあたり、専任の委託や関係機関との連携体制を構築していますか。している場合は、その委託先、連携・支援先を選択し、具体的な委託・連携内容を記載ください。（「連携」の内容は、会議体での助言・意見交換や、専門家の派遣等、具体的な内容を記載ください）	必須
委託先には「○」、連携先には「△」、連携先には「△」 具体的な委託・連携内容を記載	
1 行内他部署	
2 関連団体・組織	
a 医療機関	
b 民間企業	
c 民間団体(協賛団体・NPO法人)	
3 大学・研究機関	
4 その他	
5 委託先・連携先はない	
(3) 「協議会の設置」を実施するにあたり、貴自治体において独自に工夫している点があれば具体的に記載ください	
(4) 「協議会の設置」に関する今後の展望があれば記載ください	
(5) 「協議会の設置」の内容が確認できるホームページなどの公開情報があればURLを記載ください	

2 HTLV-1母子感染対策に必要な基本的・専門的知識等を得るための研修	
(1) 実施概要を記載ください	必須
(記載内容：研修会の開催頻度、研修対象者、講演者の職種、研修の内容など) 回答欄	
(2) 「研修」を実施するにあたり、専任の委託や関係機関との連携体制を構築していますか。している場合は、その委託先、連携・支援先を選択し、具体的な委託・連携内容を記載ください。（「連携」の内容は、会議体での助言・意見交換や、専門家の派遣等、具体的な内容を記載ください）	必須
委託先には「○」、連携先には「△」、連携先には「△」 具体的な委託・連携内容を記載	
1 行内他部署	
2 関連団体・組織	
a 医療機関	
b 民間企業	
c 民間団体(協賛団体・NPO法人)	
3 大学・研究機関	
4 その他	
5 委託先・連携先はない	

3 担当職員は専門性・専門的知識が十分でない	
4 事業実施に対して業務負担が大きい	
5 住民からのニーズがない、もしくはニーズが把握できていない	
6 住民への周知が十分でない	
7 支援を必要とする住民にアプローチできていない	
8 課題に対する具体的な取組内容を検討できていない	
9 関係機関との連携構築が難しい	
10 事業予算が不足している	
11 感染症の高い取組が他にある	
12 その他 ()	
13 特に課題はない	

「2. 実施していない」と回答した方にお伺いします

D-5. 今後の実施意向について	
(1) 今後の事業実施意向について最も当てはまるものを選択ください	必須
(該当するものひとつを選択してください) 1 来年度(令和4年度)実施を予定している 2 令和5年度以降の実施を予定している 3 時期は未定だが実施を予定する 4 今後実施の有無を検討する 5 実施する予定はない 回答欄	

(2) 事業を実施するにあたっての課題を選択してください	必須
(該当するもの全てに○をつけてください) 回答欄	
1 人的資源が不足している	
2 有資格者・専門家の確保が難しい	
3 担当職員は専門性・専門的知識が十分でない	
4 事業実施に対して業務負担が大きい	
5 住民ニーズ・要望が不明	
6 課題に対する具体的な取組方法がわからない	
7 関係機関との連携構築が難しい	
8 事業予算が不足している	
9 感染症の高い取組が他にある	
10 その他 ()	

E. HTLV-1母子感染対策について ※都道府県のみご回答ください

1 HTLV-1母子感染対策を実施していますか	
(該当するものひとつを選択してください)	必須
1 実施している	回答欄
2 実施していない	回答欄

「1. 実施している」と回答した方にお伺いします。(都道府県のみご回答ください)

E-1 実施状況について	
実施している取組を選択ください(該当するもの全てに○をつけてください)	
1 HTLV-1母子感染対策協議会の設置	必須
2 HTLV-1母子感染対策に必要な基本的・専門的知識等を得るための研修	必須

(3)「招待」を実施するにあたり、貴自治体において独自に工夫している点があれば具体的に記載ください。
(4)「招待」の今後の展望があれば記載ください。
(5)「招待」の内容が確認できるホームページなどの公開情報があればURLを記載ください。

3 HTML-1 母子連帯について妊婦等へ普及啓発（リーフレット・ポスター制作等）	必須
(1)実施概要を記載ください。 (記載内容：具体的な普及啓発方法、発信する情報の出所や引用元など)	
回答欄	
(2)「普及啓発」を実施するにあたり、事業の委託や関係機関との連携体制を構築していますか。している場合、その委託先、連携・支援先を選択し、具体的な委託・連携内容を記載ください。 (「連携」の内容は、会議体での助言・意見交換や、専門家の派遣等、具体的な内容を記載ください)	必須
委託先には「○」、連携先には「△」、 具体的な委託・連携内容を記載	
1 庁内他部署	
2 関連団体・組織	
a 医療機関	
b 民間企業	
c 民間団体(協賛団体・NPO法人)	
3 大学・研究機関	
4 その他	
5 委託先・連携先はない	
(3)「普及啓発」を実施するにあたり、貴自治体において独自に工夫している点があれば具体的に記載ください。	
(4)「普及啓発」の今後の展望があれば記載ください。	
(5)「普及啓発」の内容が確認できるホームページなどの公開情報があればURLを記載ください。	

4 その他自治体独自予算で実施している取組（上記公開補助事業以外の取組があれば記載ください）	必須
(1)実施概要を記載ください。(採択の取組を実施している場合、最大3つとし、特に、関係機関との連携体制を構築している取組を優先的に記載ください) (記載内容：取組名称、実施方法(相談関係の取組であれば、対面、電話、SNS、オンライン面談等)、専門職の関与がある場合は専門職名)	
取組1	
取組2	
(2)「自治体独自予算で実施している取組」を実施するにあたり、事業の委託や関係機関との連携体制を構築していますか。している場合、その委託先、連携・支援先を選択し、具体的な委託・連携内容を記載ください。	必須

(「連携」の内容は、会議体での助言・意見交換や、専門家の派遣等、具体的な内容を記載ください)	
委託先には「○」、連携先には「△」、 具体的な委託・連携内容を記載	
1 庁内他部署	
2 関連団体・組織	
a 医療機関	
b 民間企業	
c 民間団体(協賛団体・NPO法人)	
3 大学・研究機関	
4 その他	
5 委託先・連携先はない	
(3)「自治体独自予算で実施している取組」を実施するにあたり、貴自治体において独自に工夫している点があれば具体的に記載ください。	
(4)「自治体独自予算で実施している取組」の今後の展望があれば記載ください。	
(5)「自治体独自予算で実施している取組」の内容が確認できるホームページなどの公開情報があればURLを記載ください。	

E-3 市区町村との連携について（都道府県のみご回答ください）
(1)市区町村と連携して実施している取組があればその内容を記載ください。
(2)これまで本事業に関して市区町村から相談・協力依頼等があればその内容と、その対応内容を記載ください。
(3)市区町村と連携の中で、現在感じている課題があればご記載ください。

E-4 実施する上での課題（都道府県のみご回答ください）	必須
(1)事業を実施するにあたり、現在感じている課題を選択してください。 (該当するもの全てに○をつけてください)	回答欄
1 人的資源が不足している	
2 有資格者・専門家の確保が難しい	
3 担当職員が専門性・専門的知識が十分でない	
4 事業実施に対して業務負担が大きい	
5 住民からのニーズがない、もしくはニーズが把握できていない	
6 住民への周知が十分にできていない	
7 支援を必要とする住民にアプローチできていない	
8 課題に対する具体的な取組内容を検討できていない	
9 関係機関との連携関係が難しい	
10 事業予算が不足している	
11 優先度の高い取組が他にある	

12その他 ()	
13特に問題はない	

2. 実施していない」と回答した方にお伺いします。(都道府県のみご回答ください)

E-5.今後の実施態勢について

(1)今後の事業実施態勢について最も当てはまるものを選択してください
(該当するものをひとつを選択してください)

1 来年度(令和4年度)実施を予定している 2 令和5年度以降の実施を予定している
3 時期は未定だが実施を予定している 4 今後実施の有無を検討する 5 実施する予定はない

回答欄

(2)事業を実施するにあたっての課題を選択してください
(該当するものを全てに○をつけてください)

必須	回答欄
1 人的投資が不足している	
2 有資格者・専門家の確保が難しい	
3 担当職員が専門性・専門的な知識が十分でない	
4 事業実施に対して業務負担が大きすぎる	
5 仕組・ニーズ・要望が不明	
6 課題に対する具体的な取組方法がわからない	
7 関係機関との連携構築が難しい	
8 事業予算が不足している	
9 優先度の高い取組が他にある	
10 その他 ()	

IV. 事業実施の課題や今後の取組について

(1)「プレコンセプションケア」に関して、真自治体で認識している課題や今後の取組の取組しごあればその内容を記載ください

(2)今後「生涯を通じて女性の健康支援事業」を実施・継続・廃止・発展させていくために必要な事項・要望があればその内容を記載ください

アンケートは以上で終了です。ご回答・ご協力ありがとうございました

謝辞

本調査研究事業の実施に際しては、アンケート調査・ヒアリング調査にご協力いただいた地方自治体及び関係機関の皆様におかれましては、ご多忙の中にも拘らず貴重なご意見をいただき、心より感謝申し上げます。

また、本調査研究事業の研究会委員としてご協力賜りました委員の皆様におかれましては、設問設計、集計分析、考察等に関して専門的見地からの確なご助言をいただき心より感謝申し上げます。

免責事項

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッド及びデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社並びにそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人及びデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万 5 千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（「DTTL」）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファーム及びそれらの関係法人（総称して「デロイト ネットワーク」）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または「Deloitte Global」）並びに各メンバーファーム及び関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL 及び DTTL の各メンバーファーム並びに関係法人は、自らの作為及び不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為及び不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバー及びそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスク アドバイザリー、税務、法務等に関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。「Making an impact that matters」をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 345,000 名のプロフェッショナルの活動の詳細については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本調査研究報告書は、厚生労働省令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業として、厚生労働省子ども家庭局長より採択を受けた有限責任監査法人トーマツ（以下、「当法人」）が提供したものであり、保証業務として実施したものではありません。

本調査研究報告書を受領または閲覧する名宛人（本調査研究報告書に関して当法人へ採択事業者の通知をしている機関）以外の方（以下、「閲覧者等」）は、例外なく本調査研究報告書に記載される事項を認識し了解したものとみなされます。

1. 本調査研究報告書は、厚生労働省令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業として、厚生労働省子ども家庭局長より採択を受けた当法人が提供したものであり、閲覧者等に対して注意義務または契約上の義務を負って実施されたものではないこと。従って、当法人は、本調査研究報告書及び本調査研究報告書に関連する業務に関して、閲覧者等に対して裁判上または裁判外を問わずいかなる義務または責任も負わないこと。
2. 本調査研究報告書には、閲覧者等が理解し得ない情報が含まれ、また、閲覧者等が必要とする情報が必ずしも網羅されていない可能性があること。なお、本調査研究報告書に記載されている以外の情報が名宛人に伝達されている可能性があること。
3. 閲覧者等は、本調査研究報告書の受領または閲覧によって本調査研究報告書に依拠する権利及びこれを引用する権利を含むいかなる権利も取得しないこと。閲覧者等は本調査研究報告書に記載された一定の前提条件・仮定及び制約について受容するとともに閲覧者等による本調査研究報告書の利用及び利用の結果に関する全ての責任を閲覧者等自身が負うこと。
4. 閲覧者等は、当法人及びその役員、社員、職員等に対して本調査研究報告書の受領または閲覧に関連して閲覧者等に生じるいかなる損害や不利益についてもその賠償請求を行わず、また、いかなる権利の行使も行わないこと。

令和3年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業

**プレコンセプションケア体制整備に向けた相談・
研修ガイドライン作成に向けた調査研究 報告書**

令和4年(2022年)3月 発行

編集・発行 有限責任監査法人トーマツ
